

現象学と社会科学

JAPANESE SOCIETY
FOR PHENOMENOLOGY
AND SOCIAL SCIENCES

日本現象学・社会科学会 編

第五号

2022年7月30日発行

▼【特集】現象学とエンパワメント

表紙

【特集論文】

精神科病院で入退院を繰り返す患者の経験——Aさんの語りの現象学的研究——
..... 石田 絵美子.....(1)

乳児の育児における「大変さ」とは 宮原 優.....(19)

介助が「できるようになる」とはどのようなことか——身体障害者の自立生活運動における介助者の経験と語りから——
.....前田 拓也(31)

【投稿論文】

初期レヴィナスにおける性の記述の問題——その規範性と可能性をめぐって——
..... 古怒田 望人(43)

「心の理論」論争における直接知覚説の新たな展開可能性——共現前説から相互作用説、そしてナラティブ理論へ——	田中 奏タ(59)
法的確信 (opinio juris) の現象学的解明——フッサール現象学を慣習法論へ応用する試み——	宮田 賢人(75)
同性愛者のアイデンティティ研究における現象学的アプローチの可能性——本質主義／社会構築主義を越えて——	島袋 海理(91)
原事実性と疎外——ひきこもり経験の現象学的解釈—— 小田切 建太郎(107)	

精神科病院で入退院を繰り返す患者の経験

——Aさんの語りの現象学的研究——

石田 絵美子

1. はじめに

近年の精神科医療では、早期退院と地域移行の推進が世界的趨勢となっている。わが国においても、2012年の厚生労働省による精神科病院からの早期退院を推進する方針のもとで、短期間の入院治療を目的とする急性期化が推進されている。同時に、精神障害者が地域で暮らすことが目指され、精神障害者を支援する訪問看護ステーションなどの地域での受け皿も急速に整備されてきた。その結果、1年未満での退院率の増加（2016年時点で88%、厚生労働省2018）、外来患者数の増加や入院患者数の減少（厚生労働省2018）¹、入院日数の減少（萱間2005）、再入院の防止（渡辺2000）などに結びついていると報告されている。

このように地域移行・早期退院の促進によって、入院日数や入院患者数の減少などの効果が認められる一方で、短期間の入退院を繰り返す事案の増加（山之内2016）、患者の回復遅延や家族関係の破綻（遠田ら2014）、入院期間が1～5年のニューロングステイ患者の増加（石川2013）などの問題も報告されている。しかし、精神疾患を抱え地域に暮らす人々は、訪問看護師との認識のずれ、住民の偏見や無関心等により、地域での生活のしづらさを実感しており（森貫2015）、結果的に障害受容や主観的QOLも低く妥協しながら地域で生活している（下原2012）と報告されている。さらに、訪問看護師たちも、利用者たちへの支援の難しさに直面していることが明らかにされている（林2009、渡邊2009、安藤ら2016）。

精神障害者の退院に際しては、いまだに社会の差別や偏見も根強く残り、育ってきた地域社会や家庭、職場へと戻ることができる人は少ない。さらに、入院年数が長くなるにつれて、家庭に戻る患者の数は減少していくことが明らかにされている（厚生労働省2018）¹。転院や入退院を繰り返すことにより、地域社会に定着することも困難で、彼らは地域に生活基盤をもたないまま、転院・入退院のたびに見知らぬ環境下で新たな生活をスタートすることを余儀なくされることも多い。このような状況に対処すべく平成23年に制定された精神障害者地域移行・地域定着支援事業において、地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活への定着支援を行うことが提唱されたが、精神障害者が地域社会で生活する際には依然、様々な困難な問題があると推察される。つまり、彼らは、地域住民や彼らを支援する訪問看護師との関係においても困難を抱え、生活のしづらさを感じており、再入院や回復遅延などの問題にもつながっていると考えられる。このような課題を踏まえ、再入院を予防する看護ケア

¹ 「3か月未満」及び「3か月以上1年未満」入院していたうち、患者の退院後に家庭に戻ることができるのは全退院患者の半数以上であったが、「1年以上5年未満」及び「5年以上」入院していた患者の退院先は「他の病院・診療所に入院」が最も高い割合を占める。

の実態（宇佐美ら 2014）や、地域定着に向けた支援プロセス（牧ら 2018）が報告され、今後は精神科訪問看護による支援を始め、さらなる支援の質の向上を検討していくことが要請されている（瀬戸屋 2008、平松 2019）。それでは、長期間にわたり精神疾患を抱える人々は、入退院を繰り返す中で、周囲とどのようにかかわり自らの生活を成り立たせているのだろうか、また、そこでの生活において大切なこととはどのようなことなのだろうか。

初期の精神障害者の経験に関する研究では、彼らの「特別な世界体験」に関心を持つ現象学的精神病理学を専門とする精神科医や現象学者らが幻覚妄想や寡症状性などを対象にした分析を行っている（K.Jaspers 1913, W.Blankenbunrg 1971 他）。その後、隔離収容政策のもとでの長期入院患者の問題を抱えていたわが国では、ライフヒストリーによる病の意味（田中 2000ab、北村 2004）、長期入院患者の体験世界（田中 2010、関根 2010、片岡ら 2003）などを対象とした質的研究が行われている。また、地域移行が推進される近年では、地域で生活する患者の経験として、精神科デイケア・就労への思い（木村 2019）、回復の経験（今野ら 2021）などが取り上げられており、入退院を繰り返す精神障害者にとって地域に居場所を持つことの重要性も指摘されている（高妻 2019）。

このように近年では、精神障害者の経験に関する研究では、入院生活と退院後の地域生活を異なる体験として扱い、別々に研究が行われてきた。しかし、長期間にわたり精神疾患を抱える患者たちは、現在の退院促進・地域移行を推進する政策の下で、入退院を経験しているケースが多い。つまり、入院と地域での生活、現在と過去の経験は相互に関連しあい彼らの生活に影響を及ぼしていると考えられる。しかし、入退院を繰り返す彼らの入院生活と地域での生活がどのように関連しあっているのか、そして、それらは現在の生活にどのような影響を及ぼしてきたのかといった関連性や時間的経過を考慮した分析は十分に問われていない。

そこで本論では、精神科病院で入退院を繰り返す中で、長期にわたり精神疾患を抱える患者たちは、周囲とどのようにかかわり、日々の入院生活を成り立たせているのかを、過去の経験との関連から明らかにすることを目的とする。そのことによって、長期間精神疾患を抱えて生きる患者たちの生活において大切なことについて明らかにすることが可能になると考える。それはまた、病院での看護支援だけでなく、今後、地域で彼らを支援する訪問看護師らによる支援の質向上に寄与するだろう。さらに、2021 年の地域包括ケアシステムの理念のもとで要請されている医療機関や地域援助事業者等の連携支援体制の在り方にも、何らかの示唆を与えることができると考える。

2. 研究方法

(1) 研究デザイン

前節でも述べた通り、これまで精神障害者の経験は、主に入院から地域へと移行したライフヒストリーや入院と地域での別々の経験として研究されてきた。しかし、長期間にわたり

精神疾患を抱え入退院も経験している患者たちの場合、入院と地域での経験、現在と過去の経験が相互に関連し合いながら、現在の生活を構成していると考えられる。そのような彼らの経験には、長期間疾患を抱え入退院を経験してきた各々の文脈があり、入退院の繰り返しにより周囲との関係が希薄化する状況下でありながらも、他方で、それらとの関係が過去から現在の時間的経過の中でつながりを持つなど、多様な意味を付与された動的な経験があると推察される。そうした彼らの経験を記述するためには、「リカバリー」や「ストレッチ」²といった概念を適用することは困難であり、また、彼らを「苦悩や孤独を抱える人々」「幻覚妄想を抱え理解が困難な人々」とステレオタイプ的に理解することも不適切である。

本研究では、直接経験される「生きられた経験」へと立ち帰ることを重視するために、松葉・西村(2014)の提唱する現象学的研究方法を採用した。この研究方法では、私たちの一次的体験は、実証主義的な視点からではなく、私たちの体験を中心とした特異で個人的な視点から解釈されることが前提になっている。そのため、「事例を詳細に調べ、その独自性と要素間のつながりの中で要素を明らかにすることによって、その背後にある現象の意味の実体である運動と構造を発見することを目指す」(松葉・西村 2014)ことになる。本論においても、個々の患者のインタビューを詳細に分析し、患者の経験の中から独自の構造を発見することを目指す。

(2) データ収集

本論では、慢性期の精神疾患を抱える人々の経験に関する現象学的研究の一部を報告している²。研究参加者は、精神疾患にかかり3年以上経過していることを条件として、これまで民間の精神科病院2施設に依頼し許可を得て、参加者を募った。合わせて、患者たちの傍らで彼らを支援する看護師たちスタッフの参加も依頼した。本論は、精神科病院で入退院を繰り返す患者の経験を記述することを目的とするため、自身の入退院の経験について内容豊かな語りを提供してくれたAさんの語りに注目した。また、看護師Bさんは、別の病棟でAさんの元プライマリナーズ³でもあり、長期にわたりAさんを知る人物でもあったことから、Bさんのインタビューも一部合わせて提示した。調査期間は2019年8月～2020年2月であった。インタビューは、参加者の体験を深く掘り下げるために、非構造化面接法を実施し、逐語的に書き起こした。

(3) 分析方法

データは、松葉・西村(2014)の提唱する現象学的看護研究の分析手法を参考に、参加者の具体的な一つひとつの経験を詳細に記述、分析した。

² JSPS 科研費(18K17497)「移行期における慢性期の精神疾患を抱える人々が経験するケアに関する現象学的研究」として実施中である。

³ 患者との信頼関係を深め、質の高い全人的ケアを提供できるよう、1人の看護師が1人の患者さんの入院から退院までを受け持つプライマリナーシングという看護方式のもとでの看護師の役割。

1. 音声によるインタビューデータからトランスクリプトを作成した。その際には、インタビュー中の参加者の身振りや表情、また、病室や持ち物など周囲の様子も本人理解のために重要だと考え、記録していった。
2. データを繰り返し読み、全体の印象を把握した。
3. 参加者の体験の仕方や語り方にも注目しながら分析し、潜在的なテーマを検討した。
4. データを再度読み、再解釈し、全体を通して共通しているテーマを探索した。
5. 研究会や精神看護学、現象学を専門とする人々にコメントや意見をもらい、再度検討した。

(4) 倫理的配慮

本研究は、研究者の（元）所属大学の倫理審査委員会の承認と対象施設の承諾を得て実施した（2019年神戸市看護大学 2019-1-08）。また、研究参加者には、文書で、調査は自由意志に基づくことやデータの厳重な管理、プライバシーの保護等について説明し、結果の公開に関して了解を得た。なお、匿名性を確保するためにデータの一部を変更して提示している。利益相反はない。

3. 結果

Aさんの概略

Aさんは、40代後半の統合失調症の女性患者で、10代で発症して以降、怠薬を契機とした入退院を繰り返し、現在は入院して数年になる。「ちょうちょが、キラキラと飛んで…そういう体験がいっぱい自分の中に」と幻覚妄想もあり、他にも摂食障害も抱えていた。インタビュー時は開放病棟に任意入院中であり、日中は自由に外出できる状態であった。Aさんは、いつもメイクをして、整えられた爪にはマニキュアが塗られ、好みの色の衣服を纏っていた。Aさんは、自分自身について、「まじめなタイプや思うねんけども、遊び人で、楽しく、貧乏人やけどリッチ」、「見ての通りわがまま」と語った。

インタビューに際して、「明るい話がいい？それとも、悲しかったこととか…病気の話とか…今、世間に対して腹立ってることとか…。Iさん、どんな話聞きたい？」と私に気遣いながら、話しをしてくれた。Aさんの話は、約20年前の初めての入院や拘束された体験から、過去の仕事や娘の話に到るまで多岐にわたり、それらは、話の途中でたびたび「ところで、主題はなんやったけ？」と、突然別の話題に飛んでは元の話に戻ったり、新たな話題になったりした。そのためAさんの語りの文脈を捉えていく事は困難であったが、その一つ一つの語りはとても興味深く、私自身はAさんの溢れる語りに感心しながら、必死に話を聞いていった。インタビューは、Aさんの病室のベッドに隣り合わせに座ったり、時には、中庭に面した日当たりのいい廊下の隅に並んでしゃがみこんだりして行った。

凡例

Aさん、看護師Bさん：参加者はアルファベットで提示

I：インタビューアーである研究者

…：省略

A②0820p.9：インタビューデータの管理番号とページ

(1) 一式全て処分する

一般科よりも入院期間が長い精神科病院でも、病院側の管理衛生上、入院患者たちの荷物は少なく、病室は無機質であることが一般的である。Aさんの病院も同様な状況ではあるが、4人部屋の窓側にあるAさんのベッド周囲の一角だけ、まるでAさんの自宅のようだった。ベッドには病院から支給されるシーツや布団ではなく、Aさんの好きな色使いのカバーをかけてソファに変えられていた。また、枕元や床頭台には小さな置物がきれいに並べられ、引き出しの中の衣服さえ同じ色で揃えられ、病室にいることを忘れてしまうかのような空間であった。そのような病室でAさんの日常生活についての話を聞いていると、Aさんは、ふと、「同じことの繰り返しになっているのはね」と、これまで入退院を繰り返してきた体験について語り始めた。

Aさん：…退院すると、あの、安くておしゃれなソファから、ミラーから、同じ柄の…食器類から、全部、揃えて、1週間、ほなら、楽しくて、寝るのがおしいわけ。眠たいなんて思わないわけよ。人間、ストレスが溜まるから、しんどくて、寝るんやけど。…楽しくて、好きで、面白いことやってたら、寝る気になんかならないわけよ。…そういう感じで、動きまくるから、1週間後に病院に行った時には、あ、また、寝てへん。やっぱり、入院や。で、入院させられて、それが、半年間、入院させられると、になると、家を処分せなあかんわけ。

I：ああ、なるほど。そうね。

Aさん：全財産、そう使うて、家具から何から揃ったものを、そういうのを処分するのも、家族の手と他の業者の、お金かかるところに頼んで、迷惑かけて処分するわけでしょ。だから、もうその繰り返しを、もう4回とか5回やってるからね。…即、入院から退院よ。で、退院から入院。… (A②0820P.9)

Aさんは別の語りで、再度、入院時に荷物の処分をした話になり、下記のように語った。

Aさん：…もうあの、グループホームに入ってる、ほんで、あれして、荷物、全部、もう、あの、「あいつの物は全部捨ててくれ」っていう兄貴の一言で、「そんなバカな」って。看護婦さんが、「…10分で片づけて、時間ないから」って言われた時、

「あんた何考えとん」って、…泣いたよ、ほんとに。…だから、もう二度と要らない。…思い出があるから、ええねん。思い出があるから。(A⑥0823P.16)

Aさんは退院したとき、嬉しさのあまり寝ないという状況が続き、再入院という結果を招いていた。そのような経緯について、文末に「わけ」をつけながら次々に語ることから、再入院のたびに、退院時の様子や再入院になった理由を主治医に問われ、答えてきたと考えられる。そして、「人間」と一般論として、「ストレスが溜まるから…寝る」という理由に対して、「けど」と逆説を用いて、退院時に好きなものに囲まれて過ごすことは「楽しい」「面白い」ことであり、そのために寝ないという状況は、むしろ当たり前のことのように捉えられていた。さらに、Aさんにとって、入院になり「家を処分」することは、「家族」「他の業者」に迷惑かけることでもあった。その際に、兄や看護師から「全部捨てる」「10分で片付ける」と気軽に対応されたことも、「あんた何考えとん」「泣いたよ」と、つらい経験となっていた。そのような経験を「即、入院から退院…で、退院から入院」と入退院がまるで自動的に行われたかのように語られることから、当時のAさんの入退院はパターンとなって繰り返されていたと考えられる。

以上、Aさんは、退院時には、好きな生活用品を一式揃えて寝るのも惜しんで楽しく暮らし、他方で、再入院の際には揃えた持ち物を全て処分して喪失感を味わう経験を繰り返していた。そのような経験を経て、現在は、地域で楽しく暮らした経験を「思い出」として所持して、上述したようにベッド周囲に好きなものを揃えて、それらに囲まれた中で入院生活を送っていた。

看護師Bさんも以前、Aさんのプライマリーをしていた際、Aさんの再入院時に、「いったんアパート解約をするにあたって、おうちに1回、えっと、一緒に同行したことがあるんです」と当時の様子を語ってくれた。

看護師Bさん：で、もう、えっと、ベッド周り、あのまんま。…で、えっと、大家さんがちゃんと、あの、あの時、コーヒーだったかな、紅茶だったかな、入れて下さって。…Aさんらしいね、あの、素敵な。うん、素敵な、ほんとおしゃれなね、おうちだったのをすごく覚えてますね。…(入院時は)…大事なものは、病棟に持ってきて。で、ちょっと、ま、荷物多くなるけども、これはもう、ほんとうにもう、彼女の財産だから、これはもう仕方がないから、ちょっと病棟で預かりますってなつて。(B0227①P.12)

退院時のAさんのアパートも、今の病室と同様に、「Aさんらしい」「素敵な」部屋だったという。そして、「大家さんがちゃんと…」と荷物整理に来た看護師たちにもお茶を振る舞う様子から、Aさんは当時の大家さんにも大切にされていたと考えられる。そして、Bさ

んは、「大事なもの」「彼女の財産」「もう仕方がないから」、また、別の語りの中で、「(現在の病棟の) 師長の意向としては…もうそんな管理的なるのは、ちょっと違うなと思ってる」と語られた。そのことから、現在の A さんの自宅のようなベッド周囲は、A さんの思いを可能な範囲で尊重して、静かに見守る病棟の師長をはじめ、B さんやスタッフらの気遣いによって成り立っていると考えられる。

(2) 「ここ」と「世間」

入退院を繰り返して、その都度、好みの生活用品一式を揃えたり、処分したりしてきた A さんは、現在の入院生活を「ここ」と語り、病院以外の社会である「世間」と比較して以下のように語ってくれた。

A さん：ここでは、1本の、や、1本15円のたばこを、3、4人で回して吸うんですよ。それだけじゃなくて、ほんとに、〇って、こないクッキーあるでしょ。あれを4つに割って1つずつ食べるんですよ。…それでも、「ありがとう、ごめんな、ありがとうな」言うてくれる、ここが私は好き。世間の人には、やっぱり……

I：うーん、すごいわかる気も…。

A さん：やっぱり、身内やからいうて、この前、娘と一緒に食事することがあった時に…だから向こうのじいじとばあばに、あの、お土産が、〇(洋菓子メーカー)の、ケーキでええかな言うて。やっぱり2000円から3000円の物をお土産に持たす私もおんねんけど。そういうことをせなあかんのが世間やろ。…まあ、社会に出たら社会に…、社会に興味がないね、もうね。…うん。もう、社会に出て、いろんな仕事をしたけど。うん。人間関係に、この私が、人間関係があかんやったからね。ようわかったからね。虐められんねん。

I：あ、そうなんですね。

A さん：うん。そうやってんで、若い頃は。ほんで、40代まで、死にたい死にたい思ってたんよ。うん。人生がどこでどう変わるかわかんない(笑)。…ほんと、世間で話わかるいうたら、私のこと理解してくれとう子いうたら何人おるやろ。(A④ 0822P.6-7)

A さんは、病院では、「たばこ」や「それだけじゃなく」「ほんとに」「こないクッキー」とその大きさを指先で示しながら、「4つに割って1つずつ」と小さなクッキーを割って分け合う様子を具体的に語る。分けられたクッキーはさらに小さなカケラとなっていたと考えられるが、「それでも」、「ありがとうな」と言うてくれる、ここが私は好きと語ることから、病院の患者同士の関係は、A さんにとって、驚きとともに居心地の良さとして感じられていた。

他方で、「世間」では、仕方がないことのように「やっぱり」を繰り返し、身内に高価な

ものを「お土産に持たす」「そういう私もおんねん」と自身を客観的に捉えて、上述した「ここ」でのAさんと異なる側面もあるという。また、「おんねん」と現在形で語られることから、Aさんは、入退院を繰り返す中で、「ここ」の他患者とささやかなものを分け合う側面と「世間」の見栄で高価なものをやりとりする側面という2つの側面をもちながら生活しているといえる。そして、「世間」をより広い「社会」と少し距離をおいた言葉に言い換えて、そこでは人間関係がうまくいかず、死をも考えたほどの経験があったと語られた。そのような社会には「興味がない」と語る一方で、再度、身近な「世間」に戻り、「私のこと理解…何人おるやろ」と語られ、孤独も感じていた。そのことは、語りの合間に「うん」と繰り返し、人間関係において居心地の良さを感じる「ここ」での生活に、自ら納得しようとしているかのような語りにもみてとることができる。

以上、Aさんは、「世間」において人間関係がうまくいかなかった体験から、現在の患者同士で支え合う関係が驚きをもってAさんの中に立ち現れ、安心感や居心地の良さをもたらしていた。他方で、「世間」への思いも抱え、そのような「世間」に対する両義的な思いを抱える中で、Aさんの現在の入院生活は成り立っていた。

(3) 「壮絶な過去」

上述したように、「世間」に対して複雑な思いを抱えながら入院生活を送っているAさんは、別の語りでも「世間」という言葉を頻繁に使用していた。ある日のインタビューの終了間際に、Aさんは「最後、あの言っとくけど」「ちょっと変な話になるかも分かんけど」と前置きしながら、現在の小中学校の性教育についての思いを熱く語った。

Aさん：…これ、私があほやったからやねんけど、今やから出る言葉やけど…遊びで手出すんじゃなくて…本当に結婚したときに愛し合って、あの、その流れになって子どもができたときには、あの、本当にかわいい…愛情のこもった赤ちゃんが産むことができるから。それがない世の中だから、虐待やなんや…だから中学校でやってる小学校でそんなこと（避妊具の使い方）を教えたらあかんって言うことを伝えられたらええなって。

I：本当にそうですね。

Aさん：で、それを私がまた今度は、あの、時間ができたときに、あの、私のもう、壮絶な、あの、ちょっとその性関係になるんですけど、過去の話があんねんけど、そういうことも、あの…。私はここから出られへんし、Iさんが何か若い子に悩んだる子に一言、言うてあげたり、時代につなぐ…なってくれたら嬉しいなと思います。

I：本当にそうですね。もう私からではなく、Aさんのね、口で発信できたら、いいですね。

Aさん：ね、だからそれは、今、今の時代に、今、出て行ってしゃべれって言った

ら、私はものすごい、あの、なんか、今、あおり運転のとか、あの頃はあんな、あのぐらいで、世間からたたかれて、過去から全部掘り出されてあれする時代やから、私もその手の人間やから、よう似たやつが、出てきたな思うてテレビ見とんねん。…私も、今、世間に出たら、これやな思って。(笑)。(A③0821P.12-13)

Aさんは、インタビューの終了間際に「最後、あの言っとくけど」と、あえて性教育についての話題を持ち出したことから、Aさんにとってどうしても伝えたい話であったと考えられる。その性教育の話を一通り終えると、「今度は…時間ができたとき」と今ではなく今度、「壮絶な過去の話があんねん」と語ることから、性教育とは異なり語りづらい話であると考えられる。その後で、再度、性教育の話題に戻り、研究者に対してAさんの考える性教育を「若い子」や「悩んでる子」に「言うてあげたり…」することを望んでいた。しかし、Aさん自身が「発信する」ことに対しては、当時、報道で話題になっていた「あおり運転」の当事者に、「私もその手の人間」「よう似たやつ」「私も今…」と自らを重ねて、「今、今の時代に、今」と「今」を繰り返し、「世間から…」と語ることから、難しいと捉えていた。ここでAさんが「発信する」ことを拒絶しているのは、研究者に「発信する」ことを依頼した性教育についてであると考えられるが、同時に「今度」「時間ができたとき」と語りながら、下記(4)で記述したように結局は語られなかった「壮絶な過去」でもあると考えられる。すなわち、語られた「性教育への思い」と「今」語られなかった「壮絶な過去」は、表裏の形をとった同じ一つの系としてAさんの経験を構成していると考えられる。

(4) 社会で活躍したいろいろな過去

Aさんは、上述した自らの「壮絶な過去の話」については、その後のインタビューにおいても語らず、実際に語られた過去の経験は下記のような内容であった。その話は、唐突に、「何億いう金持ったことあるんですよ」という話から始まった。

Aさん：…うん、あの、どっかからかしら…こう、どないいうんかな、こう。なんかだから、絵描いたら、絵、絵の、絵が高くあれしたり…他人に親切にしてあげたおじちゃんが、おばあちゃんやらが、遺産残してくれたとか、そういうこともあってね。…だから、だからまあ、その金も、今はもう持ってないけど。だ、だから、それをそのお金で、こう、その、どこ、西成で炊き出し、若いもんみんな、ボランティアみたいなん使うて……

I：行ったりしたの？

Aさん：ほんで、やろうやいうことで、鍋借りて、トラック借りて。

I：すごいな。

Aさん：何十人、100、200人、400人近いスタッフ、あれ持って行って、も、まだ、まだ

バブルはじける昔というか、だいぶ、昔。(A④0822P.4)

Aさんは、大金をもったことについて「うん、あの、どっかからかしら」と曖昧な記憶を辿るように、「こう」や「なんか」を繰り返し、「どないいうのかな」と、なんとか説明しようと言葉を探していた。そして、「そのお金で」、「西成で炊き出し」をすることになり、「何十人、100、200人…」と人数がどんどん増えた数値をあげながら、「そやろうな」「うん」と自ら確認するように繰り返し、「だいぶ、昔」の話として語った。また、別のインタビューでも「もともとメイキャッパー」「本出してた」、「他にもいろいろ…」と続けて、牛井屋のチェーン店の「日本で」「世界で」「一番」「初めて」の「女性」店員として働いた経験についても語った。

以上、Aさんが「壮絶な過去」の代わりに語ってくれた過去の話は、仲間とともに多くの困っている人たちを手助けしたり、好きなおしやれを仕事にしたり、男性社会の中で、女性が働く場を広げるような役割を果たしてきた経験であり、それらについてAさんは生き生きと語ってくれた。

(5) 「入院しとって縁がなかった」娘

Aさんは、上述したように多様な話題について話してくれるなかで、ふと引き出しの中から数年前の娘の結婚式の招待状を取り出して、そこに書かれている自分の名前や結婚式の写真などを見せながら、娘の話をしてくれた。Aさんは、「お父さん（夫）もいないわけやからね。私、母子家庭やからね」、また、実家について、「おじいちゃんとおばあちゃんと、ありがたいいうとか、けど、この家庭が挨拶もしない家庭や、もう、うちの家は。うん、もう、お父さんとお母さんが憎しみあって、もう。で、…私のお兄ちゃんももう病的やし。こう、あの、どないかな、こう、ええ環境ではない」と語る。入退院をくりかえしてきたAさんは、そのような実家に一人娘を預けて、入院中の外泊や外出の際には実家に戻り、娘との時間を過ごしていた。

Aさん：うちの場合は、あの一、どない、まあ、私が入院しとって縁がなかったせいもあって、あれやけど。一番、本気で張り倒してやったこともあるし、抱き合ったこともあるし。うん、こう、分かり合っとなかもわからへんな。

I：すごいですね。

Aさん：うん、うーん。だから「あんた、入院しと親の気持ち、わからへんのか」言うて、私がこないしてる時に、「どっちや、親がおらへん方、入院しておらへん娘の気持ちがわからんのか」って怒られて、「ううっ」て、それが、そういうのもあった、中学ぐらいかな。

(略：「親ばかな話ばかりするけど」と言いながら、しばらく娘の学校時代や仕事に就いた話をした後で下記のように続いた。)

Aさん: ね、なんかね。だから、だから、ほんま、おじいちゃんとおばあちゃんも、こう、きよ、教育がよかったんか、そんな挨拶もせえへん家の中で、よかったんかどうかはわからんけど。…私、あの子が三つぐらいまでの時かな。折り鶴、鶴をね、この鶴を、このもうちょっと大きいあれやから、これを3歳できちんと折らせよってん。

I: へー。

Aさん: I ミリズレたら…、あとが困るのよって。…そこをきちんとしなさいっていうことを教えたら、「母さんの折り鶴の話って人生に関わるよな」って。「初めいい加減にしとったら、やっぱりあかんよな」っていうことを言ってくれたんよ、前に。…なんでも、人生、無駄なことはないんだわ (笑)。(A⑥0823P.8-13)

入退院を繰り返してきたAさんは娘との関係について「縁がなかった」と語る。「縁がない」とは、自分と関係がうすく、ほとんどかかわることのないことをいう。しかし、Aさんは、「中学ぐらいかな」「3歳で」、また、別の語りでも娘の学校や仕事のこと、結婚した家庭の様子などを語ったことから、外出や外泊の折に実家に戻り、娘の成長を見守ってきたと推察される。しかし、子育てとは日々の連続性の中で行われ、精神疾患を抱え入退院を繰り返してきたAさんにとっては「縁がなかった」としか語りえないほどに、十分にかかわることができなかつたという思いがあると考えられる。Aさんはその時のやりとりを想起しながら、「…って怒られて」「…と言ってくれた」と、その都度、娘からAさんに向けて発せられた言葉を鮮明に語った。それはまた、「親がおらへん…娘の気持ちがわからんのか」、また「初めいい加減…あかん」と語られることから、Aさんが、娘の立場になって自身に向けて発する言葉のようでもあり、Aさん自身を見つめ直す機会ともなっていたと考えられる。

看護師Bさんもインタビューの中で、Aさんの家族や娘との関係について語った。

看護師Bさん: なんか、あの一、家族関係とかを考えたりすると…娘さんともね、やっぱり、こう、あの、距離がね、あんまり、えっと、近く、今までなかったの。その辺の、Aさんなりの、何でしょうね。できなかつた自分に対する、いろんな、こう葛藤とかね、思いもあるんだろうなっていうのは、常々感じますね。だから、娘さんが、あの、近々、あの、面会にね、くる予定になってたって…いうのも、私、すごい心配だったんです。…どんなことが、Aさんの中で、こう、いろんな昔の思いとかをね、あるでしょうし。(B①0227P.15-16)

看護師Bさんは、Aさんの娘に対して「できなかつた自分に対する…思いもあるんだろう」、また、娘との面会に際しても「すごい心配だったんです。…いろんな昔の思いとかを

ね、あるでしょうし」と、その時々で A さんの心情を察していた。A さんは、このように以前からの親子関係をよく知っている看護師に心配されたり、見守られたりしながら、A さんなりに娘との関係を築いていた。

4. 考察

「入院」とは、病気やけがの治療のために一定期間病院に入ることであり、病院から指定された洗面用具など最低限の日用品のみ自宅から持参して入院をする。「退院」とは、病状が回復して病院から出て元の生活に戻ることである。退院後は、自宅に戻りこれまでの日常を新鮮に思うのも束の間、すぐに元の生活が再開される。このように私たちにとって退院するということは、元の生活に戻るということであり、そこには戻る自宅や仕事、学校などがあり、待っていてくれる家族や友人、同僚がいるという、すなわち地域社会において生活基盤があることを前提としている。

ひとり娘を実家に預けて、病気を発症してから約 20 年間入退院を繰り返してきた A さんが退院する際には、病院が A さんに適する退院先をその都度探して、A さんの精神状態が落ち着いているタイミングと退院先の空いているタイミングが合ったところで退院となる。そうして決められた A さんの退院先は、事情があり実家ではなく、グループホームやアパートであった。そこでは、A さんが戻る部屋や待ってくれる家族や友人などもなく、新しい地域、新しいグループホーム、新しい部屋、新しいスタッフや仲間というように全てが新たな生活となった。

慢性期の統合失調症を抱え、入退院を繰り返してきた A さんの経験は、「一式全て処分する」、「ここと世間」、「壮絶な過去」、「社会で活躍したいろいろな過去」「入院しとって縁がなかった娘」というテーマで記述された。ここでは上述したテーマから、A さんの経験を「モノ／人との関係」、「過去との関係」という点において再度注目して、入退院を繰り返す時間的経過の中で、それらモノや人、過去とどのような関係のもとで、自らの生活を営んでいるのかについて明らかにし、長期間精神疾患を抱え入退院を繰り返す患者の生活において重要な要素について考えてみたい。

(1) モノ／人との関係

私たちは、その時々我的生活スタイルに合わせて、身の廻りの生活用品を新たに購入したり、買い換えたり、不要な場合は破棄したりを繰り返す。毎日使うコップやタオルは身体に馴染み、古くなってもなかなか捨てることができなかつたり、両親や親友からの贈り物は、それらの人たちとの思い出も含まれ、特別な意味を持つこともある。このように私たちの身の回りの品は、大切に保管されたり、時に入れ替わりながら、私たちの生活に寄り添ってくれる。そのことは精神障害者と呼ばれる人たちにとっても同様だと思われる。しかし、彼らは、疾患やそれに伴う幻覚妄想などの精神症状により、入退院を繰り返したり、自宅に戻ることが

困難な人も多く、それら周囲とのかかわりを維持することは私たちよりも困難であると推察される。

Aさんにとって身の回りの品々は、上述してきたようにそれらをみるとAさんのひととなりが見えてくるような、Aさんそのものであった。そのようなAさんにとって退院するということは、「ソファから…食器類から、全部、揃えて」と語ることから、好みの生活用品を買い揃え、新たな生活を始めることであった。好みの品に囲まれた新生活は、「楽しくて寝るのがおいしい」「眠たいなんて思わない」「好きで、面白い」ほどに、心踊ることでもあったと考えられる。他方で、関根(2011)は、出身地域以外で生活を送る精神障害者は、自己の危機的状況に直面することもあり、自己アイデンティティを再構成する必要があると指摘した。そうであれば、Aさんにとって新たな地域で身の回りの品を揃えることは、一種の「鎧」のような役割として新たな世界に馴染みの空間をつくることでもあり、安心感をもたらしていたとも考えられる。

また、「楽しくて」「動きまくり」「寝ない」生活を継続して再入院になった際には、「家」「全財産、そう使うて、家具から何から揃ったもの」を全て処分しなければならなかった。すなわち、Aさんにとって再入院とは、退院時に好んで揃えた生活用品全てを処分することでもあった。その際には「泣いたよ」と喪失感や、「何考えてんの」と、他者に理解されない寂寥感もその都度、味わってきたと考えられる。また、持ち物だけではなく、看護師Bさんによって語られた「大家さんが…」と入退院のたびに会った人や、「Aさんらしいね…おうち」と馴染んできた部屋、そこでの生活習慣などの変更も意味すると考えられる。それゆえに、再入院でそれらを処分するという事は、ただ単に不要品を破棄するという事ではなく、馴染みの場所や生活習慣、そこで出会った人々など、Aさんが築いてきた生活全てを手放すことであったと考えられる。他方で、看護師Bさんが、以前訪問したAさんのアパートの様子を「ベッド周り、あのまんま(今の病室と同じ)」と語ることから、地域で揃えたものを全て手放して入院してきたAさんは、病院でも少しずつ好みのものを揃えて、入院前と同じような生活スタイルで暮らしていた。また、「世間」において人間関係がうまくいかなかった体験を持つAさんは、「世間で…私のこと理解してくれとう子…何人おるやろ」と「世間」への思いも抱えながらも、入院患者同士で支え合う関係に安心感や居心地の良さも感じていた。

以上、入退院をするたびに、自分の持ち物全てを購入したり、処分したりすることを繰り返す中で、持ち前のエネルギーと好きなものを揃えて楽しむことができたAさんは、その都度新たな生活を取り入れ、それらモノや人との関係を更新しながら独自の生活スタイルを構築し日々の生活を営んできたと考えられる。

(2) 過去との関係

入退院を繰り返す中で、上述してきたモノや人との関係とは異なり、購入したり処分したりして入れ替えできないものとして、過去の経験がある。精神障害者と呼ばれる人たちは、

いじめや虐待、震災、配偶者や子どもの死などの体験をして病気を発症していることも多く、各々がつらい経験を抱えていると推察される。そのような経験を語ることは難しく、それらの経験は彼らの胸の奥底にどっしりと居座り、多くの人々がそのつらい経験を一人で胸の内に抱えて生きていられると考えられる。Aさんも、語ることの困難な「壮絶な過去」を抱えながら入退院を繰り返していた。インタビューにおいて「壮絶な過去」については具体的な体験として語られなかったが、それに関連すると思われる語りがなされていたため、ここではそれらを振り返り、Aさんの「壮絶な過去」との関係について考えてみたい。

Aさんは、過去の経験に関する語りの中で「社会」について、「人間関係があかんかった」「虐められんねん」「死にたい、死にたい思ってた」と語った。また、「壮絶な過去」の語りの前には「ちょっと変な話になるかも分からんけど」「今やから出る言葉やけど」と前置きをした上で、現代の「性教育」についての思いが語られた。そして「今度、時間があるとき」といつか、「ちょっと性関係の話になる」と控えめに語った上で、ようやく「壮絶な過去があんねん」と語られた。これらの「死にたいと思ってた」ほどの体験や性教育への思いは、「壮絶な過去」につながり、そこから導き出されたものであると考えられるが、「壮絶な過去」については、具体的な体験として語られることはなかった。

田中（2000b）は、精神障害者の語るという行為と同時に、積極的に語らなかったことの意味を大切にすることの重要性を指摘している。本論では、Aさんの「壮絶な過去」は、上述してきたように、Aさんの性教育に対する思いのような具体的な体験としてではない形で語られ、「若い子」や「悩んでる子」に「言うてあげたり…」と若者へメッセージを伝えるという意味を与えられていると考えられる。

それはまた、「壮絶な過去」の代わりに語られた過去の仕事の話についてもいえるだろう。その過去について、Aさんは仲間とともに多くの困っている人たちを手助けしたりして社会で活躍した経験を語った。入退院を繰り返してきたAさんは、社会でいろいろな仕事をするのは難しかったかもしれない。向谷地（2017）は当事者研究において「精神症状は、孤立や孤独、希望の喪失といった人間的な苦悩を覆い隠し、軽減するためのもの」という仮説を紹介している。そうであれば、ここで語られた経験は、例え、事実と異なる経験（例えば妄想）であったとしても、それはAさんにとって「壮絶な過去」を覆い隠し、苦悩を軽減して、「死にたい」と思っていたAさんが生きていくために必要なものであると考えられる。

このように過去の経験は、語ることのできない程に壮絶なものであったとしても、現在も異なる形態をとって存在して、未来へとつながりながら現在の生活に何らかの意味を付与していると考えられる。つまりAさんは、入退院を繰り返す時間経過の中で、壮絶な過去の経験との関係を更新しながら、現在の入院生活を営んでいると考えられる。

過去の経験と同様に、入れ替えできないものとして家族関係もあるだろう。Aさんは、精神疾患を抱え入退院を繰り返していたため娘を実家に預けなければならなかったが、その実家について、「挨拶もしない家庭」「お父さんとお母さんが憎しみあって」、娘にとって実

家が「いい環境ではない」と考えていた。しかし、その娘から「娘の気持ち分らんのか」と叱られたり、「母さんの折り鶴の話…」と褒められたりして、成長する娘の様子から、「おじいちゃんとおばあちゃんも…教育がよかったんか…どうかはわからんけど」と控えめではありながらも、両親のおかげで娘の成長があるとも考えていた。すなわち、Aさんが育った家庭は複雑であったが、入退院により預けなければならなかった娘の存在によってAさんと両親の関係も変化し、こうして家族との関係も更新されていると考えられる。

(3) まとめ

精神科病院で入退院を繰り返すAさんの経験を「モノ／人との関係」、「過去との関係」という視点から記述してきた。Aさんの現在の入院生活は、地域で暮らしていた様々な過去の経験からつながっていると考えられたが、ここでの過去の経験は、遠い過去の経験というよりも、常に現在の入院生活に連なる経験として立ち現れた。

Aさんは、入退院の繰り返しの中で、周囲のモノや人との関係において喜びや寂しさ、安心感等を経験しながら、入院生活に居心地の良さを感じたり、他方で世間への未練も持ったりという両義的な思いを抱え、重層的な生活を営んでいた。そのような周囲世界は、Aさんの人生の一部、あるいは人生そのものでもあると考えられた。これまで出会った患者たちにも、同様な現象を見出すことができる。入院前、しばらくホームレスであったある患者は、大きなスーツケースを所持していた。その中には、時計や財布、スーパーのポイントカード、昔の白黒写真などが布の袋に仕分けされ、大切にしまい込まれていた。患者は、妄想もあるため入院前の経歴がほとんど不明であったが、そのスーツケースの中の品々は、精神症状により本人でさえ語ることでできない患者の人生の一部を物語ってくれる貴重なモノでもありとされるだろう。

また、Aさんは、語ることでできないほどの壮絶な過去の経験を、現在では若い人へのメッセージへと形を変えて語った。同様に、ある高齢の患者は、昔、嫁ぎ先の姑との関係が悪く病気を発症したが、実習の女子学生に姑への不満ではなく、結婚生活についての助言をしていた。また、Aさんの壮絶な過去は、社会で活躍したという妄想の中の経験となって出現し、Aさんの苦悩を軽減していると考えられた。同様に、他稿(Ishidaら2022)で注目した長期入院患者も、突然の入院によって中断された入院前の家族の中での役割であった食事作りの代わりに、現在、時々、妄想となって出現する兄弟たちに自らの昼食を残して提供することで、患者の長年の気がかりを軽減していると考えられた。

以上、長期にわたり精神疾患を抱え入退院を繰り返す患者たちは、周囲世界との関係を築きにくく、関係も希薄化する中で、それら周囲との関係を現在や未来に向けて独自に更新しながら、現在の入院生活に多様な意味付けを行い、厚みのある日々を過ごしていると考えられる。

5. 結論

本論では、精神科病院で入退院を繰り返す A さんの経験を記述してきた。A さんは、モノや人、過去といった周囲世界、例え、それらが入退院で入れ替わったり、地域社会でのつらい経験であったとしても、それらとの関係をその都度、更新しながら構築していたことが明らかとなった。そのことから、長期にわたり精神疾患を抱え入退院を繰り返す患者たちにとって、周囲世界とのかかわりを維持していくことは困難ではあるが大切なことであるといえるだろう。

今後も精神障害者たちの地域移行が推進される中で、彼らが地域で安心して暮らしていくためには、患者一人ひとりを理解して、各々がこれまで大切にしてきた周囲との関係を発見して、それらを保持したり、さらにより良い関係へと発展させるような支援が要請される。そのためにも、精神障害者の経験を理解するきっかけとなるであろう現象学的研究をはじめとする質的研究が果たすべき役割は大きいと考える。

謝辞

本研究に際して、調査にご協力頂きました研究参加者の皆様、対象施設の看護部長をはじめ、病棟のスタッフの皆様、患者様にも心から感謝申し上げます。松葉祥一先生や臨床実践の現象学会の研究会参加者の方々からも貴重なコメントをいただき、深く感謝申し上げます。本論は、2021年12月5日に開催された日本現象学・社会科学学会第38回大会のシンポジウム「現象学とエンパワメント」での報告を契機としてまとめたものです。筆者をシンポジウムに招いていただいた企画実施責任者の池田喬先生、稲原美苗先生にも心よりお礼を申し上げます。本研究は、JSPS 科研費 18K17497 の助成を受けたものです。

文献

- 安藤幸子・山岡由美・蒲池あずさ・西山忠博・石田絵美子、2016、「強い心理反応や精神症状を有する利用者や家族の対応に困難を感じる訪問看護師への支援体制の検討:訪問看護師を対象にした事例検討会を通して」『神戸市看護大学紀要』20巻、20-33.
- 林裕栄、2009、「精神障害者を援助する訪問看護師の抱える困難」『日本看護研究学会雑誌』32(2)、23-34.
- 平松悦子・難波峰子・木村美智子、2019、「熟練精神科訪問看護師が統合失調症者に対して実践する臨床判断」『日本精神保健看護学会誌』28巻2号、20-29.
- 石川かおり・葛谷玲子、2013、「精神科ニューロングステイ患者を対象とした退院支援における看護師の困難」『岐阜県立看護大学紀要』13(1)、55-66.
- Ishida, E and Ishida, A, 2022, Experiences of a long-term female psychiatric in-patient with psychiatric symptoms in Japan, *International Journal of Nursing and Midwifery*, forthcoming.

- 片岡三佳・野島良子・豊田久美子、2003、「精神分裂病者が語る入院体験—現象学的アプローチを用いて—」
『日本看護研究学会雑誌』26(5)、31-44.
- 萱間真美・松下太郎・船越明子・栃井亜希子・沢田秋・瀬戸屋希・山口亜紀・伊藤弘人・宮本有紀・福田
敬・佐藤美穂子・仲野栄・羽藤邦利・大塚俊男・佐竹良一・天賀谷隆、2005、「精神科訪問看護の効
果に関する実証的研究」『精神医学』47(6)、647-653.
- Karl Jaspers, 1913, *Allgemeine Psychopathologie*: Springer (西丸四方訳、1971、『精神病理学総論』みすず書
房).
- 北村育子、2004、「病いの中に意味が創りだされていく過程—精神障害・当事者の語りを通して、構成要素
とその構造を明らかにする—」『日本精神保健看護学会誌』13(1)、34-44.
- 木村緑、2019、「統合失調症の発症から疾患を乗り越え就労に至った経験と思い」『日本精神保健看護学会
誌』28(1)、21-28.
- 厚生労働省、2018年ガイドライン第1章、精神保健医療福祉のデータと政策 [https://www.mhlw-houkatsucare-
ikou.jp/guide/h30-cccsguideline-p1.pdf](https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp/guide/h30-cccsguideline-p1.pdf) (2022年3月16日閲覧)
- 今野浩之・大森純子、2021、「地域で生活を継続する統合失調症を持つ者の回復の経験」『日本看護科学会
誌』41巻、772-779.
- 牧 茂 義・永 井 邦 芳・安 藤 詳 子、2018、「3か月以内に再入院した統合失調症患者に対する地域定着
に向けた中堅・熟練病院看護師の支援プロセス」『日本看護研究学会雑誌』41(4)、713-722.
- 松葉祥一・西村ユミ、2014、『現象学的看護研究 理論と分析の実際』医学書院.
- 森實詩乃・中森彩乃・木暮祥平、2015、「日本における地域で暮らす精神障害を持つ人の生
活のしづらさに関する文献検討」『帝京大学紀要』Vol.11、95-100.
- 向谷地生良、2017、「共同創造 (co-production) としの当事者研究の可能性」『医学のあゆみ』、261(10)、995-
998.
- 遠田大輔・中西 清晃・杉角俊信・北村立、2014、「精神科救急病棟入院患者の再入院に関連する要因の検
討」『精神科救急：日本精神科救急学会誌』17(17)、123-130.
- 田中美恵子、2000a、「ある精神障害・当事者にとっての病いの意味—地域生活を送る N さんのライフヒス
トリーとその解釈」『看護研究』33(1)、37-59.
- 、2000b、「ある精神障害・当事者にとっての病いの意味—S さんのライフヒストリーとその解
釈：スティグマからの自己奪還と語り」『聖路加看護学会誌』4(1)、1-20.
- 田中浩二、2010、「精神科長期入院患者の生活世界」『日本精神保健看護学会誌』19(2)、33-42.
- 下原美子、2012、「地域で生活する統合失調症患者の主観的 QOL の実態 精神科訪問看護との関連」『精神
保健看護学会誌』21(1)、1-11.
- 関根正、2010、「精神障害者にとっての長期入院経験の意味」『群馬県立県民健康科学大学紀要』5、29-41.
- 関根正、2011、「精神障害者の地域生活過程に関する研究—出身地域以外で生活を送る当事者への支援のあ
り方」『群馬県立県民健康科学大学紀要』6、41-53.
- 瀬戸屋希・萱間真美・宮本有紀・安保寛明・林亜希子・沢田秋・船越明子・小市理恵子・木村美枝子・矢内
里英・瀬尾智美・瀬尾千晶・高橋恵子・秋山美紀・長澤利枝・立石彩美、2008、「精神科訪問看護で

提供されるケア内容 -精神科訪問看護師へのインタビュー調査から- 『日本看護科学会誌』28(1)、41-51.

高妻美樹、2019、「入退院を繰り返す精神障害者が地域の居場所を持っていることについての想い」『日本精神保健看護学会誌』28(2)、48-56.

宇佐美しおり・中山洋子・野末聖香・藤井美香・大井美樹、2014、「再入院予防を目的とした精神障害者への看護ケアの実態」『日本精神保健看護学会誌』23(1)、70-80.

渡辺美鈴・河野 公一・西浦 公朗・宮田香織・中屋久長・河村圭子・樋口由美、2000、「精神科の訪問看護を受けている精神障害者の再入院に影響を与える要因について」『厚生の指標』472)、21-27.

渡邊久美・折山早苗・國方弘子・岡本亜紀・茅原路代・菅崎仁美、2009、「一般訪問看護師が精神障害に関連して対応困難と感じる事例の実態と支援へのニーズ」『日本看護研究学会雑誌』32(2)、85-92.

Wolfgang Blankenburg, 1971, *Der Verlust der natuerlichen Selbstverstaendlichkeit* (木村敏・岡本進・島弘嗣訳、2014『自明性の喪失 分裂病の現象学』みすず書房) .

山之内芳雄、2016年、「21世紀の精神医療の変化 ささまざまなデータから」『精神保健研究』62、7-14.

(いしだ えみこ・兵庫医科大学)

乳児の育児における「大変さ」とは

宮原 優

はじめに

出産前、私は定期的に母親学級に通っていた。そのなかで、頻繁に「赤ちゃんの育児は本当に大変なので」という言葉が繰り返された。たとえば、「赤ちゃんのお世話が大変だからしばらく歯医者に行くことはできない。だから…」とか「あまりの大変さに赤ちゃんを可愛く感じたり、しばらくしてそんな風に思った自分を責めてしまったりするでしょうが…」など様々である。そのとき、すでに3人子供のいる妊婦さんが、「またあの大変な状況になるのか」とつぶやいた。なかなか眠る時間が確保できないのだろうということ、おむつ替えや授乳などの物理的負担の大きさは容易に想像できるように思えたが、ほかには何がどう大変なのかなかなか想像がつかなかった。その人と、「大変だから」と言った助産師さんに「具体的に何が大変なの?」、「何が一番大変だった?」と尋ねた。二人とも考えこみ、助産師さんは「何がというよりも」と言葉を詰まらせ、その妊婦さんは「忘れちゃったなあ…」と首を傾げた。

産後一年が「大変だったな」と振り返りつつ、何が大変だったか忘れてしまった、あるいはわからないという親は多くいる。忘却され、言葉のあてがわれていないその育児の「大変さ」とはいかなるものであろうか。自分自身の経験をもとに、何がこの「大変さ」を構築してしまっているのかを考えたい。

現状の日本において、とりわけ長時間大人と一緒に過ごさなくてはならない乳児の場合、子育てはもっぱら「親」によってなされている。出産の高齢化や核家族化、子育て世代の都市近郊への移住の傾向によって、赤ちゃんの祖父母に助けてもらうことは困難になりつつある。さらに、産休や育休の取得の困難さに加え、労働の長時間化によって、いわゆる「母親」が育児の中心とならざるを得ない場合が多い。そうした意味では、生後一年の育児の大変さを考えることは、産後一年の「母親の役割」の大変さを考えることであるとも言い換えられる。ここでは、いわゆる「母親という役割」を、そうした「育児の中心を担う役割」として考えたい。現状、「母である」ことは特定の身体に切り詰められ（あるいは特定の身体が「母である」ことに切り詰められ）、かつ「母であること」に過剰な意味が付与されている（江原 1991）。またこうした意味付与は正当なものではなく、家父長制という社会の権力装置の成立とその維持に組み込まれている（チョドロウ 1981）。この研究ではそうした「母という役割」の社会における成り立ちには踏み込まず、「母という役割」のもとにどのようなことが経験されてしまっているのか、その一端を垣間見ることが目的とする。当然ながら、「母親という役割」は自然的所与ではない。「母親という役割」は社会的に構築されたものであり、社会の特定のメンバーが担わざるを得ず、そうでないものは担うことが困

難にされている。「母親の役割」において何が経験されているのだろうか。その大変さとは何なのだろうか。

とはいえ、「母親の役割」「乳児の育児」と一口に言ってもかなり漠然としてしまう。この研究では、乳児の育児の大変さとはなにかを考えるにあたって、乳児の無力さが「母親」にどう経験されるのか、に焦点を絞りたい。

1. 社会的リズムと乳児の時間

まず、乳児が社会的リズムを習得していない、また習得する機能も備えていないという無力さについて考えてみよう。乳児というものがどういうものなのかわからないまま生活が始まったとき、戸惑い、困惑したのは乳児のリズムと社会的なリズムとを両立させる困難さであった。赤んぼうには、昼も夜もない。朝は「起きる時間」というわけではないし、一日の始まりというわけでもない。どこで一日が終わるのかもわからず、夜も眠る時間というわけでもない。そもそも赤ん坊には一日の始まりも終わりもないように思われた。また、いつおなかがすくのか、どれくらいおなかが空くのか、いつ眠るのか、どれくらい眠るのかまったく予測できず、決まってもいなかった。繰り返す朝、昼、夜という安定した周期性、それに伴う食事や睡眠、活動時間のリズムは決して自然に与えられているものではなく、おそらく生まれてから何年もかけて習得していくのだろう。また、赤ん坊のリズムが極めて不安定であるのは、まだリズムを習得していないということのほか、目に見える形であれ目に見えない形であれ、驚くようなスピードで体が成長し、発達するためでもあるだろう。

一方、大人は社会において共有されたリズムを習得し、それを基盤に生活している。それまでの私の生活リズムも決して規範的ではなかったが、どの時間帯で人が活動し始めるのか、どの時間帯で静かになり、おだやかにくつろぎの時間になるのか、前提されていた。時計やカレンダーは、一般的には時間を計るものであるとされているが、その第一の役割は「社会における共通の目安」であることだろう。つまりそれはみんなの約束、反復のリズムや現在における過去と未来とのつながり方の制度として機能しているのだ。しかしながらそれが「文化によって共有されているリズム」であることが忘れられてしまうくらいに、私たちに染み込み、前提されている。

私たちはこの、制度としてのリズムを利用したり、あるいはそれに追い立てられるように感じたりしながら行動に段取りをつけ、大小の目的を達成していく。ひょっとしたら、このリズムに即して目的や願望が形成されていくのかもしれない。「10時から見たいテレビ番組があるからそれまでに夕飯と入浴を済ませ、ドライヤーもかけておこう。とすると、もうそろそろ夕飯の支度したほうがいいかな」とか、「去年の冬の光熱費の出費はひどかった。今年はあるべく一つの部屋で過ごそう」などだ。このように私たちは自分の願望や目的の実現のために、社会的なリズム、反復と連なり方の制度に即して自分の計画を立てたり、行動したり、過去によって支えられたり、動機づけられたり、近い将来を見越して期待したりそこ

からエネルギーを先取りしたりしながら生きている。

現状、乳児の育児は、この「社会のリズム」と不安定な乳児のリズムの両方を同時に生きることが意味している¹。乳児に寄り添い、不規則で不安定なそのリズムにつきあわなければ育児できないし、また社会のリズムから全く離れて育児することも不可能である。不自由なく買い物できる時間帯、役所で手続きができる時間帯、安心して散歩ができる時間帯、洗濯機をまわしたり掃除機をかけられる時間など最低限の社会のリズムを生きなければ育児できない。これらのリズムを両立させることは、必然的に、段取り付けた行為の中断、段取り直し、行為の再開を余儀なくさせる。決められた約束を守ること、そのための計画を立てること、その実現に向けて行動すること、私たちはおそらく幼いころからこれらの重要性を言い聞かせられ、あるいは身に染み込ませ、実際にこのように行動していく能力を少しずつ身に着けてきた。しかし、繰り返される中断、再開、やり直しに、重要であると思っていたはずの「目的」と「その実現のプロセス」はほとんど無効化されていく。この無効化は、私の行動のプロセスが弱体化して、私の行動の能力の弱体化をもたらすだけではない。それは、私に未来や過去を見えづらくさせ、私を宙ぶらりんの「今」に閉じ込めかねない。

どういうことか。私のある「今」は、それ自体完結して成立しているわけではなく、過去と未来への関係として成り立っている。「今」は、現に在るもの、見えるものだけでなり立っているわけではなく、過去という「もうないもの」「かつてはあったもの」に支えられている。また過去において培われた能力によって私たちは未来という「まだないもの」「これから到来するもの」をある程度予測し信頼し、期待や不安を伴いつつそこに向かい、あるいは受け入れる姿勢をとろうとしている。社会的なリズムや反復と連なり方の制度としての時間は、そうした「過去と未来へのつながり」をより容易にさせ、秩序立てている。しかし、極めて不安定で予測のつかない乳児のリズムに寄り添っていると、「これまで」は全く通用せず、「これまで」とのつながりは揺らぐ。さらに、乳児の「これから」はほんの少し先も身構えようもない、ただただわからないものになっていく。すなわち、「今」は過去や未来とつながりづらくなっていく。

生後10か月くらいのときだったか、眠らずぐずる子どもを抱いて、暗いうちからずいぶん長いあいだ歩き回り、早朝、コンビニで自分の朝ご飯を買ったことがある。レジの人が私を見て言った。「あらあら、大変！ずっと歩いてたの？」はいと答えるとその人はあたたかく続けた。「まだ歩かないんでしょう？大丈夫よ、歩いて自分で動き回れるようになったらね、疲れて勝手に寝てくれるようになるから。ちゃんと寝てくれるようになるから大丈夫」。これを聞いて私はほっとして、その人のまなざしに胸がいっぱいになったあと、とても驚いた。私には足元の「今」が精いっぱい、「これから」「いつか」がまったく見えていなかったことに気が付いたのだ。

¹ 中村佑子は著書、マザリングの中で、こどもの時間はその都度その都度生成する、蓄積されない「神話的時間」であると記述し、一方で大人の時間は、段取りつけて進行していく「目的的な時間」であると記している。中村(2020:46)

「これまで」を知らず、「これから」を全く気かけずただただ「今」喜び楽しんでいる乳児は、ときに私を「目的」や「段取り」から解放して、「今」の豊かさにすっぱり浸してくれる。「今はこうしていいかな」と、自分の予定や段取りから一度離れ、「今」を楽しめるときもある²。しかしその一方で、乳児に寄り添う私には「これまで」も「これから」も見えづらくなって、終わらない「今」にいわば閉じ込められてしまうこともある。「今」の重みが「これまで」によって支えられず、「これから」に逃すこともできず、耐えきれないほどになってしまう場合もあるだろう。

社会的リズムと乳児のリズムの両立は、乳児の育児の「大変さ」に含まれるだろう。その大変さを考察していくと、私の行動能力の弱体化、そして未来や過去と結びつきづらくなっていき、「今」に閉ざされかねない私の在り方が確認できる。おそらく乳児とともに過ごすうち、乳児も私もお互いにやがてリズムを調和させていけるようになり、私の行動能力も再編されていく。これに伴って、「これまで」に支えられたり、「これから」の楽しみにエネルギーをもらったりすることもより容易になっていくのだろう。

次に、乳児に寄り添うとはどういうことかを考えてみよう。

2. 寄り添い、探りゆくこと

生後すぐの乳児がほとんど何もできないということは周知の事実である。乳児は行動できないだけでなく、体温を調整する機能も未発達だし、消化機能も、視覚機能も未発達である。「暑いから」「寒いから」と布団をかけたりそこから出たりすることもできないし、当然自分で食事をとることもできない。乳児が生きるためには他者による全的なケアを必要とする。不快を覚えた場合には、乳児は泣くものだと思われるが、個体差が大きく一概には言えないものの、おむつが汚れていても泣かないときは多々あるし（むしろ気持ちよさそうにしているときもある）、お腹がすいても泣かないときもある。泣かないからと言って放っておくと、乳児はもの数時間で低血糖や脱水に陥ってしまうし、おむつのなかの排泄物によってあつという間におしりがかぶれ、ひどくするとただれてしまう。だから周りの大人がタイミングをはかり、絶えず様子をさぐりながらケアしていくしかない。乳児の発達において十分なケアが必要とされ、それが単に生命の維持のみならずその後の成長や社会生活においても重要な要素であることはよく知られている³。自分が大切にされているという

² 早川はノディングスの「受容性」の概念とスロートの観点から出発して、非常に興味深い考察をおこなっている。私たちは多くの場合、物事に段取りをつけて自分の願望を達成していく目的達成を目指し、未来志向型の自己実現を目指している。しかしそうした時間の過ごし方は未来によって縛られてしまっている在り方だともいえる。その一方で未来や目的に縛られることのない「現在の享受」という在り方も経験されうる。それは目的が現在に先立つ自己実現型の自由とは異なる自由であると早川は指摘している（早川 2021）。

³ ボウルビイによって提唱されたアタッチメント理論がこうした発達心理学の見解を支えていることは広く知られている。その一方ボウルビイは乳児と母親との結びつきのみを焦点を絞ったために、乳児の育児が「母親の役割」であり、母親にしか担えないかのような認識を強くもたらしたことも事実であろう。

感覚、見放されたりはしないという感覚は、育まれる必要のある感覚なのだ。

昼夜を問わないそうしたケアが、寝不足や多くの労働を伴い、親の身体に対して大きな負担となることは容易に想像できるだろう。しかしここで注目したいのは、乳児が意思表示やコミュニケーションの規範的所作をもっていないという点である。当然ながら乳児は言語をもたず、大人がすぐに理解できるような意志表現の動作も携えていない。生まれて間もなくは声というより音のようなものしか発さず、自分のこぶしを口に入れることもままならない。そんな乳児のケアとは、どのように可能なのだろうか。

まず、大人の場合にはどのようにコミュニケーションが果たされているのかを考えてみよう。私たちは他者と自分とを重ね、いわば他者のまなざしや生に滑り込み、入り込みながら生きている。「他者」というと「理解しがたいもの」「近づきえないもの」と思い込んでいた現代人にとっては、少々奇異に聞こえてしまうかもしれない。しかし、他者に入り込み、滑り込み、自分と他者とが重なるよう調節するこの能力は、それと気づかれないまま私たちの生活を支えている重要な能力である。私たちは、映画を観て泣いたり笑ったりする。それは私たちが登場人物を理解したり登場人物に合一したりするからではなく、登場人物に入り込み、その目線を生きてしまうからこそ可能なのである。また、私たちはスポーツやダンスを観て楽しむことができる。それは私たちがアスリートやダンサーの動きを理解したためではないし、あるいはそれらの動きを自分の身体によって再現できるように習得したためでもない。見る人がアスリートやダンサーの身体やその運動に引き込まれ、引き込まれること自体に喜びを感じるからだ。もっと身近な他者とのやり取りさえ、他者と自分とを重ね、他者に入り込むこの能力に支えられている。たとえば「欲しいの?」「え!くれるの?」といったシンプルなやり取りが成立するとき、私たちがすでにお互いに相手の意思や欲望を生きてしまっていることがわかるだろう。

メルロ＝ポンティによれば、こうした私と他者との重ね合わせ、他者への入り込みは、言語や社会的な所作、身振りによって容易に果たされ、私たちのコミュニケーションを動機づけているという。彼はその経験を細やかに分析している(メルロ＝ポンティ 1974: 207-237)。しかしながら乳児はこうした身振りや言語を全く習得しておらず、さらにはほかの動物と比べても極度に未発達なまま生まれてくる⁴。では、言語や社会的な身振りを身に着けていない乳児の場合、どのようにケアが果たされうるのだろうか。規範的動作や所作の欠如は何によって埋められるのだろうか。

ここで一つの具体例を見てみよう。産後、退院する際に助産師さんが次のように話してくれた。

「退院すると、赤ちゃんがどれくらい母乳を飲んでいるのかわからなくて不安だと思う。新生児用の体重計を買ってしまうお母さんもいるのだけど、授乳のたびにそんなことしていたら参ってしまうから、表情とか、便やおしっこの量とか、機嫌がよさそうかとか、そう

⁴ 酒井はメルロ＝ポンティの講義録を分析しつつ、運動や知覚能力が端的に未発達である乳児は、むしろ「様々な規範をこれから身に着けられうる」状態であることを意味すると指摘している(酒井 2019)。

いうことで判断してね。」

哺乳瓶での授乳の場合は当然飲んだ量を計量することができる。しかしながら、母乳の場合は乳児が飲めているのか、また母乳がちゃんと出ているのか、どれくらい飲んだのか、特に最初のうちは全くわからない。とはいえ家庭で授乳のたびに計測するわけにはいかないので、大人が感覚を駆使して乳児を探る必要がある。大人同士の場合には、ある程度共有された所作や動作、たとえば不満げな所作や感謝の表情などによって私たちはすんなりと相手にひきこまれ、滑り込み、さらにそうした所作に対してふさわしくふるまうことができる。ところが乳児の場合、それこそ尿や便の量や、抱き上げたときのくっつきと体をこちらに寄せようとするかそうでないかの感覚、手足の力の入り具合など、あらゆる感覚を投じて乳児の感じているもの、乳児の生きている世界に入り込もうとする必要がある。また何かの欠乏状態が明らかであったとしても、何が求められているのかは手探りで求めなければいけないので消耗も大きい。手探し続けても結局何も手ごたえがないこともある。こうして乳児の場合、大人同士のコミュニケーションより、こなさなくてはならないフェーズ、負担の大きいフェーズが一つ増えることがわかるだろう⁵。すなわち、感覚を駆使して乳児を探り、そこに入り込もうとしなくてはならないというフェーズである。

感覚すること、あるいは知覚しようとすることについてもう少し考えてみよう。感覚することは、自分の身体を通じて自分でないものを探っていく探求の運動として成立している。いわば自分を媒介にして自分でないものを探り、それを自分に対して出現させているのである。一方で、人は自分を感じ、知覚することもできる。ただし、それは自分でないものを媒介にして初めて可能である。メルロ＝ポンティは感覚することと感覚されるものの互いを媒介にするこの関係を、背景と図の関係、あるいは表裏関係として記述する。私がテーブルの肌理を感じる時、自分の手を通じてそのざらつきや滑らかさを感じる。このとき私の手のひらはテーブルの媒介であって感覚対象とはなっておらず、いわば私にとって透明である。一方、私は自分自身の手のひらを感じることもできるが、それは自分でないもの、テーブルを媒介にして感じられる。私はテーブルを通じて自分を感じるのであり、テーブルは手のひらの背景として成立している。私は自分の身体を通じて自分でないものを感じ、また私でないものを通じて自分自身を感じることもできる。私と私が感覚しつつあるものとは、互いに互いの背景となることによってお互いを出現させているのである。

こうして、感じるということ、感覚をもって探っていくことは、いわば相手に寄り添っていくなか、そこから私と私でないものが形を帯びていく過程である。だから、感覚しようとすることは、あらかじめそれぞれ完結して閉ざされてある「私」が「私でないもの」を探

⁵ ホックシールドは「感情労働」という概念を示し、労働に関する理解を大きく深めた。「感情労働」とは、相手の特定の感情、主に快や快適さを導くために自分自身の感情を抑制したり、コントロールするよう求められる労働である。ホックシールドは、育児もまた感情労働であること、むしろ育児こそが感情労働の原型であり、そのためにいわゆる「女性」にそうした感情労働が押し付けられがちであることを強調する。現象学の観点から乳児の育児を考察した場合、私たちはこの概念に新たな様相を付け加えることができるだろう。つまり相手に「入り込もうと努める」消耗、相手が何を感じているのかを感じようと手探しする消耗である（ホックシールド 2000）。

ることではない。まず感じようとする結びつきがあって、そこから私と私でないものがたちあられるのだ。記憶が定かではないのだが、おそらく20年以上前に、新聞でいわゆる「育児ノイローゼ」についての記事を読んだことがある。「自分にとってはこのお風呂の温度は気持ちよいけれど、この子には熱いかもしれないぬるいかもしれない。そういうふうに、自分には良いけれど、この子にはどうなのかなと考え始めると何もできなくなってしまう」という母親の話であった。この母親はなぜか乳児に適度に入り込むこと、感覚によってうまく探ること、自分と乳児とをうまく重ねることができないでいるのだろう。疲れすぎているのかもしれないし、赤ん坊を感じるというよりはお風呂の温度ばかりを感じようとしてしまうのかもしれない。いずれにせよ、この母親は「この子」と「私」をそれぞれ閉じた「個」として考えてしまい、その結果赤ん坊のことが「わからず」、「何もできなくなってしまう」のだろう。「わかる」ことはあるものから別のものを分かつことに始まる。分かつためにはあるものと別のものとが密着し、境界をともし、重なりあっている状態が必要とされる。だから、それぞれ閉じて完結してある二つの隔てられたもの同士において「わかる」ことは成立しない。この母親のようにそれぞれがすでに分かたれてあるところから出発すると、確かに何もわからず、できなくなってしまうのかもしれない。

大人同士の場合は感じ取ること、相手と自分を重ねることを当たり前のように果たしうる。規範的所作はそのように相手と自分とが重なり、互いに入り込むことを容易にするものであり、相手に自分のことを感じられやすくするための所作なのである。乳児の場合、ニーズを汲み取りそれに応じるために、探りながら乳児の生に入り込むよう努める必要があることがわかる。このようにメルロ＝ポンティの描出した「感覚すること」「感覚によって探っていくこと」の原理に即して乳児の育児について考えると、「母親という役割」において経験されているものをさらに考えることができる。

先に見たように、感覚することは私自身の身体を媒介にして私でないものを私に出現させることである。そして私が私を感じることは、また私でないものを通じてしかできない。注目すべきは、感覚することは私に対して私を出現させ、また私でないものを出現させるが、私に対して出現するのは「私」か「私が感覚しようとしているもの」のいずれか一方のみであるということ、どちらかは背景として後退してしまうということである。冒頭にも述べたように、現状乳児の育児はもっぱら母親の役割とされている。そして多くの場合、母親は一人で長時間乳児を世話し続け、感覚を駆使して乳児を探る。これはまた、長時間「私」を乳児の背景へと押しやることを意味する。

寒い時期、赤ん坊を一人でお風呂に入れるとき、何から何まで気を使ったが、古い木造住宅の我が家で一番気を使ったのは、風呂上がりだった。赤ん坊がじゅうぶん温まったと思ったら、バスタオルで素早くくるんだあと、自分は足だけバスマットで拭い、びしょびしょの体のままバスローブだけ羽織る。自分の体表が急速に冷えていくのを感じ、小さな小さな赤ん坊の体があつという間に冷えてしまうのではないかと大急ぎで暖房の効いた部屋まで抱いていく。湯冷めしないよう暖かい部屋で手早く丁寧に赤ん坊を拭いたあと、保湿する。乾

乾燥した空気とどんどん乾いていく自分の肌を感じると、とりわけ丁寧に手早く赤ん坊の薄く乾燥しやすい肌にベビーローションを塗る。おむつを当て、肌着とパジャマを着せ、ベビー毛布を掛けていると、赤ん坊がばぶばぶと口をパクパクさせている。それを見て自分自身ものどが渇いているのだと初めて気づき、大急ぎで自分の顔に化粧水だけ振りまいたあと、水を飲みながら赤ん坊に授乳する。

自分の寒さや乾燥、渇きは赤ん坊の状態を感じるセンサーであり、赤ん坊を感じ取るための背景、地であった。「私」は消えてしまうわけではない。「何もかも忘れて眠りたい」と思っている「私」、「永遠にこの子をすっぽり抱っこしていたい」と微かに望んでしまう「私」がぼんやりとあったことは覚えている。その「私」は消えてなくなっていたわけではないが、ただそれは育児の大部分の時間、赤ん坊の背景であり、ときには私自身にさえ気づかれないくらいに後退し、私にとってほとんど意味のないものになってしまっていた。

こうして、社会的所作言語を持たない乳児の育児の「大変さ」を考察すると、乳児の背景に後退している母親、自分にとってははっきりとは現れない母親の在り方が見えてくる。こうした在り方は「母親という役割」に必然的な要素であるとは考えられないが、長時間一人で育児している場合にはこの役割の独特の要素になっているとも考えられるだろう。

3. 駆り立てられるということ

乳児をケアすることは乳児を感じようとすることに始まるのであった。ここではそもそもそのケアの動機に着目し、動機とその引き受け方について考えてみよう。全的なケアを要する乳児の「無力さ」はときに育児するものに対し強力な働きかけとして機能する。極めて弱弱しいこの「無力さ」は、育児し、育児の責任があるものにとっては「私によって守られることを必要としているもの」「ケアせずにはいられないもの」として現れることがある。否応もない私への呼びかけ、いわば私を駆り立てる力として現れるのである。赤ん坊は極めて非力で無力であるが、人をひきつけ、駆り立て、振り回す。それは乳児に備わった力である。

たとえば、泣いている乳児への対応を考えてみよう。乳児の泣き声に反応し、思わず身がかがめて「どうした？」と赤ん坊の顔を覗き込みつらそうな泣き声に、何とかしてあげずにはいられず、無我夢中で、駆り立てられて応じる場合がある。そのように自分自身を顧みずに乳児の声や状況に全力で投入してしまうことがある一方、当然ながら「しかたないな」と応じたり、あるいは「今はちょっとごめんね」と自分の段取りを優先させる場合もある。こうした二種の接し方を考えたとき、非常に興味深い概念と対になっていることがわかる。

メルロ＝ポンティは『知覚の現象学』を「自由」という章で締めくくっている。川崎はこの自由論を分析し、「英雄の自由」と「逃走の自由」という二つの自由の概念を明確にしてその連関と相互性を検証している（川崎 2016）。それぞれの自由の概念を追ってみよう。

「英雄の自由」と呼ばれる自由は、状況や関係、任務などを「呼びかけ」として引き受け、

その呼びかけに自分を投じていく自由である。それは段取りや願望や意図からの完全な解放であり、いわば「私」自身からの自由である。メルロ＝ポンティはこの概念を示すものとして、サン＝テグジュペリ『戦う操縦士』からの文章を引用している。それは、炎に包まれたわが子を、自分を身代わりにしてでも助け出そうとする親の在り方の記述である。あるいは、中真生(2021)はその著作において「第一の親」(子どもとも最も緊密な関係にある保育者)について次のように記述している。「子どもが自分のことを、あなたじゃなきゃだめ、あなたがいないと安心できないと必死に求めること、このように子どもに「第一の親」に選ばれ、指名されることが、最終的にはその「指名」された親に、どんなコストを払ってでも、「第一の責任」を引き受けさせる重要な動機付けになっているのではないだろうか。…(略)そのような、自分しかいないという使命感が、その人を「第一の親」にするという側面がある。そしてそれは、つねに母親であるわけでも、生みの親であるわけでもない(中 2021: 206-207)。文脈からして、子がこのように発話しているわけではない。おそらく、「私」が赤ん坊の泣き声に、ほかならぬ私自身への呼び声、叫びを聞き取っているのである。中のこの記述には子の声を自分への「呼びかけ」として引き受け、そこに自分を投じていく親の在り方が描出されている。無我夢中になって呼びかけに応じ、われとわが身を投じていくこの自由は、突き詰めれば、一つの関係や責任、役割に全身全霊を投じる「英雄の自己犠牲」である。自己犠牲的な形をとるこの自由は、「駆り立てられ」「そうせずにはいられない」場合の育児の在り方と極めて類似していることがわかるだろう。

役割や関係に自己自身を投じていくこの自由には、責任の全うとでもいうべきある種の充実感が伴う。「忘我」「や「無我夢中」と言うにふさわしい恍惚感を得る場合もある。しかし注意しなければならないのは、この充足感や恍惚感が自己自身によって発動できるわけではなく、「やりがい」とも呼ばれうるような、強制的や役割付与や労働の搾取の口実として機能しかねない点である。また「駆り立てられ」「せずにはいられない」という育児のこうした側面はいわゆる「母性幻想」に寄与してしまっていることも指摘できる。つまり、母親と呼ばれる役割に投影される「無私の愛」とか「無限の慈しみ」といった幻や神話の構成要素となりうるのである(江原 1991)。

もう一つの「逃走の自由」についての分析を追ってみよう。「逃走の自由」は、状況から距離をとる能力、あるいは別の状況に身を置く自由である。それは人間が、どんな「状況」や「役割」「関係」にも、どうしても回収しきれない「私」であることを保証する自由である。「私」は多くの役割や属性、様々な人とのかかわり、社会的状況や立場によって成り立っている。しかし「逃走の自由」は、私がただ一つの状況やただ一つの役割には還元されえないものであることを保証する自由である。私は今日の日本という極めて限定的な状況を生き、そこに含まれ、そうした状況が極めて限定的であることすら忘れていたこともある。しかしだからといって私は「今日の日本」といったものに吸収されてしまっているわけではない。そうでないからこそ「今の社会の在り方は改善されてしかるべきであろう」と社会状況から距離をとって考えることができるし、どうにも苦手なある役割について「放り出すわ

けにもいかないし、かといって今のままではつらいので、取り組み方を変えてみよう」など、やみくもに消耗することなく別のこなし方を模索できたりするのである。「逃走の自由」は「別のやり方」や「別の関係」を可能にしている自由であり、言うなれば、様々な関係や社会的役割、肩書などをすべて引いていって最後にどうしても残る「私」を約束している。

先に見た「英雄の自由」が世界に身を投じ、究極的にはある関係に完全に自分を捧げていく自由であるのに対し、「逃走の自由」は世界から距離をとろうとする自由であって、この二つは正反対の方向を帯びている。しかし、「私」や「個」「我」を担保する逃走の自由がなくては、「我を忘れ」「無我夢中」になって駆り立てられる「英雄の自由」も不可能であることに注意しなければならない。「私」や「個」が担保されてなければ、役割や責任における自己犠牲や献身は「個の喪失」である。つまりそれは、役割に回収しきれない「私」が「このままでいいのか」と自問したり、ときに「私」自身を楽しみ、苦しんだり、葛藤したりすることのなくなった、役割や任務への埋没である⁶。それは、無我夢中で身を投げ出す「英雄の自由」とは全く異なる、自由の喪失である。「英雄の自由」が、程度の差はあれ平常では得難い喜びや恍惚感を与えること、「英雄の自由」は条件や役割によって約束されたものではなく、ましてや強いられて発揮されるわけでもないことを考えると、現状の歪みが浮かび上がる。「逃走の自由」と「英雄の自由」のいかなるものであるかよりわかりやすく考えるために、ここである歌詞の一部を挙げたい。2018年に発表された「あたしおかあさんだから」という歌で、作詞は絵本作家ののぶみ氏である。発表された当初、賛否両論が起り、とりわけ「呪いの歌」と強く批判された。

一人暮らししてたの おかあさんになるまえ ヒールはいて ネイルして
立派に働けるって 強がってた
今は爪きるわ 子供と遊ぶため 走れる服着るの パートいくから
あたし おかあさんだから
あたし おかあさんだから 眠いまま朝5時に起きるの
あたし おかあさんだから 好きなおかずあげるの
あたし おかあさんだから 新幹線の名前覚えるの
あたし おかあさんだから あたしよりあなたの事ばかり⁷

これは歌詞の冒頭の一部である。この歌が「呪いの歌」とも言われてしまうのは、「逃走の自由」が示されないまま「おかあさんという役割」が課されているからだろう。さらにその「おかあさんという役割」に自己犠牲が必然として課されてしまっている点が、「逃走の

⁶ 酒井は他者がどのように私に現れるのかを論じるなかで、「役割」や「任務」などを通じて「他者の個」が知覚されることを示しているが、一方他者が役割や任務に埋没してしまつて「個」として知覚されえないケースもあることを指摘している（酒井2019）。

⁷ <https://utaten.com/lyric/iz18020518/> 最終確認日 2022年4月14日

自由」の欠如、「私」の役割への埋没を一層つよく引き立たせている。しかし「呪いの歌」と批判されたその一方で、この歌詞について「そうでも思っていないとやっていられない」と多くの擁護の声があがったのも、特筆すべきであろう。「こういうものなのだ」と自ら言い聞かせないと「おかあさん」という役割をこなせない。「そう思わなくては」「こういうものなのだ」と自ら言い聞かせなければならないような、むりやりに内在化させようとしなくてはならないようなものが「おかあさん」の役割に課されてしまっており、それが「呪い」とも呼ばれてしまっているのである。

ここで私たちは乳児の育児の「大変さ」になりうるものを新たに導入することができる。それは、弱弱しく、傷つきやすいものに否応もなく駆り立てられ、身を投じる充実感と消耗である。その一方で、「お母さん」という役割に強烈に期待されている「自己犠牲」や幻想が、「逃走の自由」も「英雄の自由」も不可能にする、役割への埋没や「個」の消失を促しているという「大変さ」も浮かび上がるだろう。すなわち、そこに吸収されまいと葛藤する消耗、その「大変さ」である⁸。

4. 今一度、育児の大変さとは

振り返ってみよう。私たちは、「乳児の無力さが母親という役割においてどのように経験されうるか」という出発点から、何かはっきりとした言葉にされていない、あるいは「忘れてしまった」と言われる「育児の大変さ」の一端を垣間見た。

「社会的リズム」と「乳児のリズム」の両立の大変さのもとに見えてきたのは、段取りや目的達成のプロセスの弱体化であった。それは豊かさにもなりうる一方で、先の見えなさ、過去との結びつきの困難さによって、終わらない「今」に閉ざされてしまうことでもあるのを確認した。また次に私たちは、感覚を駆使して乳児を感じる「大変さ」のもとに、ぼんやりとした乳児の「背景」へと後退してしまう「私」という在り方を見た。そして最後に、乳児の育児には、否応もなくあるいは恍惚なのかで乳児の呼びかけに身を投じていく「大変さ」があることを見た。その一方で乳児を後回しにする場合も当然多々あるのだが、一般的な通念は「母親という役割」には必然的に「私」を投じていく「自己犠牲」が課されてしまっているということ、課されてしまっている「私」の犠牲は「私」のすべてを役割に埋没させ、「私」を不可能にしてしまうようなリスクを孕んでいることを確認した。ここで見たすべての「大変さ」の中に、「母親という役割」にのまれかねない「私」、消え入りゆくような「私」が確認された。しかしどんな役割にも吸収されない「私」が残る場合、あるいはそれを残そうとする場合、そこに、消えまいと葛藤する「私」、飲まれまいと葛藤する「私」が残ることがわかるだろう。究極的には、放棄するか、葛藤においてのみ残される「私」のあり方に、

⁸ 先に挙げたホックシールドは、「感情労働」に従事する労働者に圧倒的に女性が多い事実を踏まえながら、社会全体が「女性」に「お母さんの役割」を要請していることを指摘する（ホックシールド 2000）。

その「大変さ」が浮かび上がる。

冒頭で示したように、乳児の育児の「大変さ」は言葉にされ難く、また忘却されやすい。それは母親という役割において「私」の行動の能力が弱体化され、乳児のリズムに振り回され、過去と未来とのつながりとしての「私」が希薄になっているためかもしれないし、言葉や規範的所作から離れ、記録や記憶のすべを失っていたためかもしれない。また一人で赤ん坊の命を守り、育むことが文字通り「私」を投げ出していくことだからなのかもしれない。いずれにせよ、現状、乳児の育児の経験は「大変」という言葉を漠然とあてがわれた、見ないものになってしまっている。「母親という役割」のもと、何が経験されるのか、見えるようにしていかなければならない。そうしなければ、そこにどんなニーズがあるのか、他者によってどう介入できるのかも見えてこず、「乳児の育児の大変さ」は社会の枠外に取り残される問題になってしまうのである。また見えないぶん、「母親の役割」の内実は経験の断片から「神話」や「幻想」のように作り上げられ、祭り上げられていってしまう。そこにあるのは「大変」という訴え自体が、「すごいね」「そういうものなんだね」と無効化されているのである。「母親という役割」のもと、何が起きているのか、私たちはなお言語化していかなければならないだろう。

文献

- 江原由美子、1991、「リブの主張と母親観」、グループ「母性」解説講座編『「母性」を解説する』、有斐閣選書。
- 川崎唯史、2016、「英雄と逃走 メルロ＝ポンティにおける二つの自由」、メルロ＝ポンティ・サークル編、『メルロ＝ポンティ研究 第20号』。
- 酒井麻依子、2019、『メルロ＝ポンティ 現れる他者/消える他者』晃洋書房。
- チョドロウ、ナンシー（1981）『母親業の再生産—性差別の心理・社会的基盤』新曜社。
- 中真生、2021、『生殖する人間の哲学』勁草書房。
- 中村佑子、2020、『マザリング 現代の母なる場所』集英社。
- 早川正祐、2021、「自己実現の自由と不自由——相互性をもたらす現在享受的な自己実現」『哲学』72：21 - 35。
- ホックシールド、アリー、2000、『管理される心—感情が商品になるとき』世界思想社。
- メルロ＝ポンティ、モーリス、1974、『知覚の現象学 I II』みすず書房。

(みやはら ゆう・立命館大学)

介助が「できるようになる」とはどのようなことか ——身体障害者の自立生活運動における介助者の経験と語りから——

前田 拓也

1. 本稿の目的

本稿では、とくに「障害者の自立生活運動」という実践において、健常者が障害者の介助を「できるようになっていく」プロセスに注目する。それらは、介助する/される関係性のなかでどのように経験されるのだろうか。これらを記述することを通して、「自立した生活」がどのように維持されているのか、また、それらの相互作用を記述することは障害者の「無力化」の過程に抗するにあたってどのような意義をもつのかを検討する。

細馬宏通は、「介護とは、介護する側が自分の身体を問い直すことであり、身体がどんな時間と空間を使って動いているかを点検しなおすことでもある」（細馬 2016 : 275）と述べる。

たしかに、介助を通して、わたしたちがふだんあたりまえのように、なにげなくやっていることをあらためて意識させられることは多い。たとえば、「うまく食べることができない人」への食事介助をとおして、「そもそもなぜわたしはうまく食べることができているのか」について深く考えなおさざるをえなくなるし、自分はいつもどのように食べているのか、その際、たとえばどのように手を動かして食べているのかを振り返らざるをえない。では、ここで言われている、自分の身体を「問い直」し、「点検する」とは、いったいなにをすることなのか。

そして、それら「身体の問い直しと点検」を個々の介助者が「できるようになる」ことは、障害者と健常者の（非対称な）関係性を再編するにあたって、どのような意義をもつのか。

筆者は、2001年から2009年までの8年間、兵庫県内のCIL（障害者自立生活センター）¹で介助者として働きつつ、重度身体障害者の介助現場の参与観察をおこなってきた（前田 2009）。また、同調査対象を含めたCILでの聞き取り調査を、現在も継続中である。本稿では、これらの調査をもとに、障害者介助の経験を通じた「介助ができるようになること」、また、そのことを通じた健常者の「身体の問い直しと点検」すなわち「自己の変容」のプロ

¹障害者運動のなかでも、ときに「CIL系」と称されることもあるこの事業スタイルは、介助を「サービス」と捉え、同時に、それら「介助サービス」を利用する障害者たちを「消費者」と捉える。有償で提供されることの主たる意義は、介助「量」の安定と確保、および、介助者に責任をもって介助を担わせることにある。同時に、介助を利用する障害者にとっても、あくまでも介助サービスを利用する「消費者」としての自覚を促すことにもある（中西 1998）。また、介助が有償であることによって、「自己決定する自立」が実現できるとされる。

セスを記述することを目指す。

2. 障害者運動における「自立生活」とはなにか

(1) 脱施設／脱家族

本論においてでとくに前提とされる障害者の自立生活とは、「日常生活に介助が必要な重度の全身性身体障害者が、その生活を、基本的に、施設においてではなく、また家族や家族による雇用者によらず営む生活」（立岩 1999：520）を指す。隔離と管理に貫かれた入所施設を離れて暮らすこと。そして、家族の元を離れ、他人の介助を受け、地域のなかで暮らすことである。

こうした、「自立生活」と呼ばれる暮らしかた、ないし「自立生活運動」にとって、「自立」という語のもつ含意は独特のものである。そこでは、経済的な意味での自立（「自分の稼ぎで食える」）も、また、身体の機能上の自立（「自分のことは自分でできる」）も意味しない。事実として、身体障害がより「重度」であればあるほど、この2つの意味での「自立」は不可能に近くなるだろう。では、障害者は自立できない不完全な存在なのか。そんなことはない、と障害者運動は主張した。ここで目指されるのは、自己決定する自立（「自分のことは自分で決める」）である。つまり、経済面で福祉に頼ろうとも、また、身体機能面で介助者に頼ろうとも、自分の暮らしの細部において「自己決定」をおこなうことができれば——自分で決めた介助内容を介助者に指示し、実現させることができさえすれば——「自立している」と言ってよい、とされる。

例えば今日の晩メシに何を食いたいかということ自分で決めて、自分の財布と相談をして実際に食べられること。自分がつくるか、人につくってもらうか、出前をとるか、外に行くかは別だけど、とにかく自分の食いたいものを食えること。これが自立生活の象徴だろうと私は思っております。（福島 2005）

単純にいえば、自己決定することができれば自立している。あるいは、自立できていると言ってよい、そういうことにしよう、と主張したことになる。たとえそのままでは「できない」ことであっても、介助者がいれば「できる」。身の回りのことをひとに頼っておこなっていたとしても、そうしたい、そうしてくれと指示するというかたちで意志決定し、生活全体を自らデザインしてゆけば、それで自立していると言っていいはずだ。このとき、「自己決定する主体」は「自立」していることになる。

(2) 介助者の位置づけ

こうした、障害者自身の自己決定を中心に据えた「自立」観を基礎においた場合、自立生活における介助者はどのような存在として位置付けられるか。有り体に言えば、障害者の

自己決定を中心に据え、介助者はそれを実現させるための手段/道具と見なされる。しばしば「介助者手足論」²とも呼ばれるこの「ドライな」主張は、パターンリズム回避のための方法論として求められたことに注意が必要である。

介助者にとっての仕事は、まずは障害者たちの日常的な「必要」をもとにした指示を聞き取り、それに可能なかぎり忠実に従い、実現しようとするところからはじまる。(ときに「重度」の) 障害者たちの多くは、日々の「自立」した暮らしのなかで、これまでしばしば他者——健常者——に無視されたり先取りされたりしがちであった自分の意思や意向が尊重され、実現されることを重視する。障害当事者たちの自立生活にとって、介助者/健常者はあくまでも「黒子」的存在なのであって、可能なかぎり後景に退くべきであり、そこに健常者の意思が入り込んではいない。こうした理念が、ときに「介助者は障害者にとっての手足の延長である」といったかたちで表明される。

同時にこの主張は、介助者にとって、介助現場における行為規範であると同時に、障害者と健常者の非対称な関係性を、とくに健常者が、日常のレベルで問いなおすための論理でもある。介助者はときに、よかれと思ってつい「やり過ぎ」てしまう。そこでは、介助する者とされる者のあいだに、「共感」や「きずな」や「福祉のこころ」は求められていないし、もっと淡々としている。介助者は、聞いてから動く、あるいは言われたことだけをやればよく、「出すぎたマネをしてしまう」「ついやってしまう」ことを回避すべきだ——こうして、知らず身につけられ、ルーティン化された「健常者としてのふつうの身振り」をみずから省察し、振り返る契機として、介助する／されるという関係性が捉えられているのである。

介助者になること/介助ができるようになることは、それまでの健常者としての生/生活を問いなおすことでも“あってしまう”ところがある。では、そうした、介助者にとって「どうしてもあってしまうもの」として経験される「健常者としての生の問い直し」とは、具体的にどのようなものなのだろうか。

3. 介助を教わる、あるいは「ちゃんと失敗する」こと

自立生活運動の特徴の1つに、介助者が、介助を「障害者自身から教わる」必要があるということがある³。「介助は当事者に教えてもらいなさい」「まずはなにより本人に聞きなさい」と言うのだが、「介助を当事者に教えてもらう」というのは、いったいなにをすること

²介助者手足論の現場での具体的な用いられ方と意義については、拙著(前田 2009)ですでに詳細に検討したので、そちらを参考にしてほしい。

³しかし介助を実際に仕事としてはじめるには、2003年の「支援費制度」以降、重度訪問介護研修(もしくはヘルパー資格)が必要になってしまった。現場は「研修」を全否定しているわけではない。たしかに、フォーマルな「研修」を実施しなければならないことに複雑な思いを抱きながらも、「せっかくやるんだったらよりマシなものを」と真摯に考えてやっている。しかし、障害者の暮らしは障害者自身が主体的につくってゆくものなのだから、それをアシストする役割を担う介助者は、介助のやりかたを、本来であれば障害者自身に教わるべきであるという障害者運動の理念を、大前提として持ち続けていることを疑う余地はないだろう。

なのか。そして、なにを「教えてもらえ」と言われているのだろうか。そこではおそらく、「教えてもらえ」というよりは、むしろ「失敗してみろ」と言われているようなところがある。一方で、あたってくださるの的な、やぶれかぶれの根性論でもない。しかもやっかいなことに、そこでは「うまくできる」ことがよいとは限らないうえに、むしろ介助者の手足が、淀み、つまずき、戸惑うことこそが、「運動」としては求められているところすらある。

食事の介助を例にとって考えてみよう。自分で食事をとることのできない、ある脳性麻痺の男性による、ある「困った介助者」にかんする語りである。

「熱いもん食べる時、ふーふーってやってくれる人おるんやんかー。たしかにぼく猫舌やねんけどさあ（笑）でもあれもなあ、いや、わかるねんけど、なあ？ちよっといややん？」

——ちよっとっていうかだいぶイヤでしょそれは（笑）気持ち悪いよねえ

「せやねん。でも、その人に、『ふーふーしてもらわんでいいから、自分でやるからそこは（笑）』って言ったらキョトンとされたことあって。通じへん人には通じへんねんなあ、あれ。そんで、そんな調子やからたぶんよそ [=他の介助派遣先] でもおなじことやってるんちゃうかなー思っ。せやから、ちゃんと言わなあかんなってのもあってんけど」

もちろんここには、「不衛生な介助をおこなう介助者がいる」という問題が、まずは指摘されているのだが、より重要に思われるのは、この介助者が「よそでもおなじことやってる」ことが予想されるから、ここでちゃんと注意しておかなければ、という彼の感覚である。

おそらく彼の念頭にあるのは、「うまくいってしまっている介助」への、障害者たちのリアクションのしにくさである。嫌だと思っいても気を使って言いくい、ということもあるが、同時によりやっかいなのは、やけどせずに「食べられている」ことである。介助が「可もなく不可もない状態で成功している」場合、障害者からのリアクションが得られることはほとんどないのである。

ほかにも、「食べやすい」ことがかならずしも本人の「うまい」ではない、ということがある。麺類を短くはさみでぶつぶつに切っ。てしまっ。て、なにが「うまい」だろうか。舌や上あごを軽くやけどしながらでも、口の周りをベチャベチャにしながらでも、熱い麺をすすることが「うまい」のではないか。ずるずるとまではいかないが、せめてちゆるちゆると食いたいだろう。しかし、「うまい」わけではないが、「とりあえず食べられている」ことによっ。て、「やけどしてもこぼしてもいいからちゆるちゆる食わせてくれ」とはなかなか言いくく、問題として表面化しないことがありうる。だから介助者は、本来であれば「ちゃんと失敗する」。そして、その介助が「失敗であることが両者によっ。て認識される」必要があるのである。

ここで当事者によって疑義が呈されているのは、介助関係における「効率性」および「安全性」である。

たしかに、他者が食事をしやすいように、できないことをできるように「補う」ことが介助ではあるのだが、介助者はしばしば「効率的」で「安全な」食べかた——「健常者の食べかた」——を押しつけることになってしまう。しかしここで求められているのは、「介助されながら食べる」という、それ独自の食事のありかたなのである。それはすでに「健常者の食べかた」でないのはもちろんだが、じつは「障害者の食べかた」でもない。そこで現出する「食べかた」は、両者それぞれの「食べかた」に還元できない相互作用のなかではじめて成り立つものである。介助者はそのなかに、自分の身体を溶け込ませていけるかどうか問われる。それを可能にするためには、まずは介助者が自身の「効率性」および「安全性」を志向した「あたりまえのやりかた」を相対化する契機を得られる必要があると言える。

介助内容の多くは、それ自体さほど難しいものではない。むしろわたしたちは簡単に「介助できてしまう」。しかし、介助が「できない」ことよりも、むしろ「できてしまう」ことのほうが厄介なのである。これもまた、「介助の失敗」と考えてよさそうである。なにも、「したかったことがうまく実現できなかった」とか、ましてや「安全がおびやかされた」とかいうことだけでなく、こうした、「利用者の不本意なかたちでできてしまった」こともまた、ここでは「介助の失敗」だと言ってよい。

だから介助者は、何度でも「できているのか」ではなく、「できてしまっていないか」確認することになる。障害者もまた、介助者へのクレームの多くは「できていないこと」ではなく「(誤ったしかたで) できてしまっていること」に対して申し立てられることになるだろう。

では、介助のやりかたを、原則的に「障害者自身から教わる」のだとして、実際にそれはどのようにおこなわれるのか。

容易に「できてしまわない」ためには、介助する/される両者のあいだで「これでいいかちゃんと聞く → クレームがつく → フィードバックする」というやりとりがなされることになるだろう。では、その実態は具体的にどのようなものか。以下、介助者の聞き取りデータから見てみよう。

4. 「正解」がわからない

【43歳 / 女性 / 介助スタッフ】

A: スカートの畳み方が、いくら言われても、口で言われてもわからなくて、そのプリーツのなかの下の部分を、[実際に] やって [見せて] くれたらいいんだけど、

「適当に」って言われて、やったら、あ、そうじゃないって言われて、えっ、ええ？
って（笑）

——適当にって言いたくせに（笑）

A: そう。じゃあこう？もっとう？とか、で結局最後までできなくて。じゃあ違う量み方で、ってなったりとか。

——そのひとの介助のコツはもうだいたいつかめたなって思えるタイミングってあるの？

A: いや、いまは定期的に入ったりしないと忘れちゃったりとか。介助自体はおぼえてたりするけど、モノのこだわりとかがけっこう、細かな人だったら、これどっちだったかなあ、とかを、うちはまだ聞きながらやってる。これどっちでしたっけーみたいな。

——利用者さんとしては、言わなくても動いてくれる状態を目指してるってこと？それを求めているってこと？

A: なんかたぶんここまでは言わなくてもわかってほしいっていうのが人によってまあいろいろあるんだろうけど、むかしよりはそれ〔その水準〕が随分上がってる気はする

——言わなくてもわかってほしいっていう、度合いが高まっているってこと？

A: 言わなくても、見なくてもそこまではできてるでしょ？ぐらいにはなってるのかなー。うちが入ったところなんかは全部〔利用者本人に〕聞いてたしー。と思うけど、いま新しく入ってくるひとはねー

——介助の「すべてをマスターした」って感じはたぶんないと思うんですけど、でも、「このひとの介助」はある程度もう自分はマスターしたみたいな感じ？マスターって言いかたがいいかわかんないけど、できるようになったっていうときはあるわけですか

A: ちょっとしたコツをおぼえられるようになったときとかかな、なんかこう、介助するときの。たとえば車いすのお尻の位置だとか、座る位置を覚えてるとか。かなあ。ちょっと微調整とかもあるけど、それも含めて、そういうのが少なくなるとか。このひとはこういうやりかたが好きだとか。このひとのクセとか。かなあ。

——できるようになるのにすげー時間かかったなーみたいな人とかいますか？

A: こだわりが多かったりとか。でもそのこだわりの傾向がわかってくるようになるかな。こういうときたぶん、聞かれてないけどこのひとこうだろうな、みたいなのを、わかるようになったらわかるけど、なんかわかんないなー、え、こっちなんだーみたいな「全部ハズレる」みたいな人は、わかんないなーって

——こだわりって具体的に、さっきのお尻の位置とかもそうですけど、ほかにどんなありますか？

A: 細かいことを言うとー...服をたたむ順番とか、モノを持ってくる順番とか。うちは総合的にこれとこれとこれ持っていったらいっかーだったりするけど、いや、これを取って、ここで水をくんで、ここにこの順番で置く、とかなんかこう(笑)
——それに文句言われんの？違うって言われるの？

A: 言われる。あ、先にあっち取ってきて、とか、あったりする(笑)
——それなんの順番？ごはん？

A: 歯みがきとか、もあるし、あと洗濯物のたたむ順番。載せる順番とか分ける順番とか。こう分けるんだけど、あ、これこっちだったかなとか、かなあ。これはここに持っていくやつだから、こう分ける、っていう決め方とか。かなあ。ふふふ。
——そういうのをこまごま、おぼえていく。

A: そうだねえ(笑) その人だけじゃなくて、ときどき細かい人は何人かいるけど、なんか、もううちはあたりまえになってて

A: こうしてほしいっていうのは、もう、あるもんだと思ってるから。細かーいひとはやっぱ、筋ジス系は細かいから。たとえば車いすに [ベッドから] 降ろしても、「もうちょっと右」とかあたりまえだから、あたりまえって思ったり。シャワーのときも、もうちょっと離して、とかは言われるもの、そういうのはあたりまえと思ったり

——そっか。シャワーの距離まで言われるんや

A: 角度、とか(笑)

——あたる圧が違うってこと？

A: たぶん。そうなんだろうねー(笑) そのひとは細かいひとだから、ああそうだねーって、こっちも細かいことはわかってるから、ああ、こう？じゃあちよっところか、とか、こうねーって

さまざまなトライ&エラーが語られているが、とくに「車いすのお尻の位置」は印象的だ。

利用者が、床やベッドから車いすに座りなおすとき、一発で「位置」が決まるということはそうそうない。考えれば、健常者として、椅子に座るとき、ドスンと座ってそのまま、ということはない。いすに腰掛けるというモーションをまずはおこなったあと、多かれ少なかれおしりをもぞもぞさせては適切なポジションを確定して、はじめて「座る」は完了する。その「もぞもぞ」の多少には個人差があるだろう。おしりの骨のかたちや肉の厚み、肌の状態。そのとき身につけている下着やパンツやスカート、さらには座面の状態にもよるはずだ。それらの適切なポジションを自分で調整することができない障害者への介助には、こうした調整がつねに含まれている。おしりの位置を数センチのレベルで何度も動かし、なかなか

OKが出ず、汗だくになりながら執拗に微調整を繰り返す。といった経験を多くの介助者がしているのである。

とはいえ、介助者は、その「やりかた」を、自分ひとりで試行錯誤しているのではけっしてないということにも気づくだろう。「そうじゃない」と言われることは、あくまで再度「聞き直す」契機なのである。

介助者が日々「やっていること」は、こういうことである。こうして試行錯誤しながら「そのひとの/そのひとりの/そのひとのものでしかない介助のやりかた」をおぼえ、実践していく。その過程はじつに地味で地道なものだ。

先にも述べたように、「できない」ことよりも、むしろ「できてしまう」ことの厄介さは、「適当に（やってくれ）って言ったくせに」、実際に「適当に」やったらクレームが出てしまう、ということにあらわれている。介助者の「適当」でよければ、たしかにたいいていのは難しく「できてしまう」のだが、だからこそ「(不適切なしかたで) できてしまっていること」には、介助者自身では気づきにくい。だから、「適当でいいと言われたから適当にやった」だけの介助者にとっては一見「理不尽」であるように見えながら、やはり理にかなっているのである。

5. 介助者に「なる」

自立生活運動の介助現場における「介助のしかたは当事者に教えてもらえ」という要請は、「当事者主権」の尊重のみならず、問題が問題として顕在化するようになり、ひいては、「効率性」や「安全性」を相対化する契機を失わないために、「つまずき」や「失敗」が"ちゃんと発生する"ための「しかけ」であると言える。そのために、「障害者が介助を教えるという、うまくいくわけもないことをあえてやってみる」という「無茶な」ことがおこなわれているのである。「障害者への介助のしかたは障害者本人から教わらなければならない。しかし最初からそんなことがうまくいくわけはない」。これは現場のジレンマなのではなくて、自立生活運動における介助はそもそも、スムーズにいかないように、あえてそういう「デザイン」(海老田 2020) になっているのである。なぜなら、介助者が、淀み、つまずき、とまどうことからしか、「自分自身のあたりまえのやりかた」に気づかされることはないからである。

では、なぜそうでなければならなかったのか。自立生活する障害者への介助が、あくまで障害者運動の文脈のなかにある以上、健常者が介助を担うなかで問われるのは、自身の身体を貫く健常者性 (ableism) をいかにして問い直すかということだからである。言い換えれば、介助の現場においては、障害者にとって構造的に抑圧的な存在である健常者 (障害者の主体性を尊重せず、効率性と安全性を志向する) から、そうした自身の身体性に対して常に懐疑的である「questioning な健常者」に「なる」ことが目指されているのである。

もちろん、「健常者としての自己」に懐疑的であることは介助者個々人にとって負荷のか

かることである。また、それを「ひとりで抱え込む」のは、よりしんどいことだ。つまり、「questioning であること」をひとりで実践するのは、とても難しく、しんどいことである。それはあくまで自立生活運動のコミュニティのなかでおこなわれるべきであり、介助者が「孤立化」させられるものであってはならないだろう。さらには、「自身のありかたに反省的/懐疑的でいられること」が、個々の健常者の「感度」や繊細さ、つまり個人の「懐疑できる能力」にゆだねられてしまうことになれば、それもまた1つの困難でありえてしまう。

こうした新たな「困難」を懸念するのは、まず1つには、介助が基本的に障害者の個人宅でおこなわれ、介助者-障害者という「1対1」関係性ないし「環境」のなかでおこなわれるという性格をもつからである。

このような事態への対処として、まずは複数人のチームで介助することで、複数の介助者が共在する状況をつくるのが1つの方法としてある⁴。介助を使って暮らす障害者の多くは、日常的に複数の介助者を利用しているが、個々の介助者の「技量」には、当然ながらバラつきがある。そうした個々人のバラつきが、障害者の側からは「見えている」としても、介助者自身にはなかなか見えないものだ。なぜなら、介助者は他の介助者の仕事のように見える機会があまりないからである。だから、やはり介助の「失敗」に気づいているのは圧倒的に当事者の側であることが多いだろう。しかしその「失敗」を、介助者に言葉で、あるいは振る舞いのなかで「適切に」伝達できる当事者ばかりではない。そもそも介助者に文句を言う、修正を求めること自体は勇気のいることだ。そうして息が詰まってしまう。

だから、介助者が、自身の「技量」の不足とそれともなつて障害者の決定を制限していたことを適切に自覚するためには、介助者同士の相互行為を促すことが有用である。特定の障害者のもとでおこなわれる他の介助者の仕事ぶりを見ることをとおして、「ふだん自分が指示されていないことを指示されている」ことに気づくことがある。そこから、「おなじことを指示されていない自分」が可視化され、自分の「技量」が障害者の指示を制限していたことを知る。こうしたことが考えられる。

だから、「健常」であることに対して、個としてではなく、「社会的/集团的に反省的/懐疑的である」にはどうすればよいか。これが今後新たに問われることになるだろう。

以上、本稿では、とくに「障害者の自立生活運動」という実践において、健常者が障害者の介助を「できるようになっていく」プロセスに注目した。では、これらを(一人称的に?)記述すること、現象学的経験を記述することは障害者の「無力化」の過程に抗するにあつてどのような意義をもつのか⁵。つまり、これらの「記述」がだれかをエンパワーする可能

⁴ その代表的な例として石島健太郎(2021)によるALS患者の療養臨床での「介助者間(患者家族含む)の相互行為」への着目と記述がある。また、天島大輔(2021)のように、チームとしての介助者たちと、その関係性のなかではじめて成り立ちうる「自己」のありかたへの検討も重要である。

⁵ 本稿のもとになった日本現象学・社会科学会第38回大会シンポジウムの趣旨は「現象学とエンパワメント」であった。その「企画趣旨」においては、エンパワメントとは、「社会的に抑圧されたり不利な立場に置かれた人々が自らの状況を理解したり、自分自身について語るための言葉を獲得したり、以前より生活を自分でコントロールし、自分らしく生きたりできるように支援すること、そうした支援にな

性があるのだろうか。じつはやはり、よくわからないところがある。

現象学がどのようなものであるかはひとまず置くとして、社会学は、人びとが社会をどのように記述し、定義しているか、あるいは、どのような概念を用いて社会を記述しているかを見ようとする。これに照らすならば、わたしたちは、「社会的に抑圧されたり不利な立場に置かれた人びとが自らの状況をどのように理解し、自分自身について語るための言葉をどのように獲得しているのか」を検討することを、まずは目指すことになるだろう。だから、わたしたちの社会的記述が、直接的にだれかを勇気づけたり元気づけたりする、といった意味で「エンパワー」することはないだろうし、それを目指したりもしない。しかし少なくとも、こうした相互作用の記述を、介助する/される生活にかかわる人びとが、自身の日常的な実践をトレースすることができるためのリソースとして「使える」かたちに開いておくことである。障害者の「無力化」の過程に抗するおこない——ここでは、「健常」であることに対して社会的/集団的に反省的/懐疑的であること、だったが——を可能にする場の一貫として、こうした「記述」の実践があつてよい。それはなにも、具体的な「現場」でのみおこなわれるものではないはずである。

謝辞

本研究は、JSPS 科学研究費補助金（2020 年度 基盤研究 C：課題番号 20K02109；研究代表者：井口高志）の助成を受けた調査研究成果の一部である。

文献

- 安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也、1990=2012、『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学 [第3版]』生活書院。
- 出口泰靖、2012、「分野別研究動向（ケアと支援）——『ケア』や『支援』について〈身をもって〉考える研究動向」、『社会学評論』63(3): 452-464。
- 海老田大五朗、2020、『デザインから考える障害者福祉——ミシンと砂時計』ラグーナ出版。
- 福島智、2005、『今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）』に関する意見書——生存と魂の自由を 障害者福祉への応益負担導入は、『保釈金』の徴収だ』、『総合ケア』15(2): 86-89。
- Goodman, Diane J., 2011, *Promoting Diversity and Social Justice: Educating People from Privileged Groups (2nd Edition)*, Routledge, Florida, USA = 2017, 出口真紀子・田辺希久子訳『真のダイバーシティをめざして：特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育』上智大学出版会。
- 石島健太郎、2021、『考える手足——ALS患者と介助者の社会学』晃洋書房。
- 前田拓也、2009、『介助現場の社会学——身体障害者の自立生活と介助者のリアリティ』生活書院。

る考え方を促進する」こととされた。

中西正司、1998、「消費者コントロールの介助制度の提案——新しい障害者介護保障に向けてのセルフマネジドケア(試案)」、『季刊 福祉労働』81: 138-143.

天島大輔、2021、『<弱さ>を<強み>に——突然複数の障がいをもった僕ができること』岩波新書.

山下幸子、2008、『「健常」であることを見つめる——一九七〇年代障害当事者/健全者運動から』生活書院.

(まえだ たくや・神戸学院大学)

初期レヴィナスにおける性の記述の問題 ——その規範性と可能性をめぐって——

古怒田 望人

はじめに

本論の目的は、初期レヴィナスの性の記述の規範性と可能性を浮き彫りにし、この規範性と可能性が、レヴィナス現象学全体の性の記述に対する研究を、新たな仕方で方向づける指針となりうることを示すことにある。

第二次世界大戦中の捕虜収容所時代に主に記された捕囚手帳におけるブルースト読解などの性の記述 (cf. CE1 : 72 また同 : 66) や同時期に構想された小説『エロス』¹の草稿といった近年の資料、またその資料を基にした最新の研究 (cf. ベンスーサン 2014、渡名喜 2021) から、1940年代の初期にあたるエマニュエル・レヴィナスの現象学の主題の一つが、性の記述にあることが明らかとなってきた。事実、「他者」という彼の中心概念が始めて公刊著作で主題化されるのは、「愛撫」という性の経験の記述からだ (cf. EE : 66)。このような初期レヴィナスの性の記述に関して、以下の二点が本論の論点となる。

第一に、初期レヴィナスの性の記述のテキストが、生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点を前提とする点である (尚、本論はレヴィナス自身が性差別的であったかどうかではなく、彼のテキストが孕んでしまうこのような規範性を指摘することを意図している)。

第二に、このような規範的観点到根差したレヴィナスのテキストの意図にもかかわらず、初期レヴィナスの性の記述が、この規範性を超過する構造をも含む点である。

この二点を証明するために、本論は次のように展開する。第一節では、初期レヴィナスの「孤独」概念を概観し、この概念に抗してどのように彼が性の記述を導入するのかを論じる。第二節では、『時間と他なるもの』(1948)の性の記述を軸に、1)「女性的なもの」概念の記述の分析から初期レヴィナスの性の記述の観点が問題として取り上げられうること、2)「孤独」の構造に抗して繁殖性概念へと最終的に展開される性の記述が、家父長的な異性愛者男性を主体とした生殖の観点到根差していること、3)初期レヴィナスのテキストがこの観点を普遍化しつつ、この観点到根差から女性やゲイ男性の存在を抹消していることを論じる。最終節では、この規範的観点²を引き受けたとしても、家父長制や異性愛中心主義に限定されない

¹ この小説の草稿は『エロス』あるいは『悲しき豪奢』という二つのタイトルが与えられているが、本稿では便宜的に『エロス』と呼ぶ。

² 家父長的な異性愛者男性を主体とした生殖の観点到根差であることに関しては、次の竹村和子の記述を参照。「正しいセクシュアリティ」とは、終身的な単婚^{モノガミー}を前提として、社会でヘゲモニーを得ている階級を再生産する家庭内のセクシュアリティである。「正しいセクシュアリティ」は「次代再生産」を目標とするがゆえに、男の精子と女の卵子・子宮を必須の条件とする性器中心の生殖セクシュアリティ

多義的な性を記述する可能性を、初期レヴィナスの性の記述が示すことを論じる³。そこでまず、小説『エロス』の草稿における「エロティシズムの食人的世界」概念と『実存から実存者へ』（1947）における「愛撫」概念の分析から、異性愛者間の生殖行為に還元されないペッティングのような口唇的性愛の可能性を論じる。続いて、主に1947年の批評「ブルーストにおける他者」の読解から、孤独を乗り越える異性愛者間の家父長的な生殖ではなく、孤独を起点として死した他者と繋がるブルースト的性愛の可能性を論じる。そして結語として、この規範的観点と可能性が、1961年の『全体性と無限』や1974年の『存在の彼方へ』といった、初期以降のレヴィナスの現象学における性の記述の新たな読解の指針となるとする本論の成果を示す。

本文に取り掛かる前に、本論がレヴィナス研究としても必要なものであることを論じておきたい。

先行研究では、初期レヴィナスの性の記述の規範性が引き受けられる場合には、その記述の可能性が看過される傾向にある（cf. Beauvoir 1949=1976, Irigaray 1991, Sandford 2000）⁴。他方で、初期レヴィナスの性の記述の可能性が示される場合には、その記述の規範性が周縁化される傾向にある（cf. 村上 2012、中 2015、同 2021、渡名喜 2021）⁵。本論はこの先行研究の偏りを見直す研究となりうる。

また、ジャン＝ポール・サルトル、モーリス・メルロ＝ポンティ、シモーヌ・ド・ボーヴォワールといった現象学者の性の記述が、様々なジェンダーやセクシュアリティの記述に応用されるのに対して⁶、レヴィナスの性の記述のそうした応用がなされていない現状を鑑みるとき、先行研究が示すレヴィナスの性の記述の可能性⁷には限界がある。したがって、

ィを特権化する」（竹村 2002=2021 : 40）。そのため、この「正しいセクシュアリティ」において「生殖に導く合法的なセクシュアリティが、政治的・経済的・社会的なパートナーシップを保証しているがゆえに、それ以外のエロスの関係は、性愛の有無にかかわらず、パートナーシップとは認められないということになる」（竹村 2002=2021 : 7）。

³捕囚手帳でレヴィナスは愛撫というエロスの経験と性（sexualité）を地続きに記述する（cf. CE1 : 66 : この点に関してはベンスーサン, 2014 : 218 をも参照）。この傾向は、1948年の『時間と他なるもの』（cf. TA : 88）や『全体性と無限』（1961, cf. TI : 309）を経由して晩年まで見られ、1982年にも、『時間と他なるもの』と『全体性と無限』のエロスが回顧されつつ、エロスと性が連続的に議論されている（cf. EN : 131-132）。それゆえ、本論では初期レヴィナスにおけるエロスと性に特別な区分を設けずに扱う。ただし、後期においては、「エロスなき愛」（EN : 121）が語られる一方で、性は「愛撫」の文脈で依然として肯定的に記述されており（cf. AE : 19）、エロスと性の間にある面で差異が設けられる。この後期レヴィナスの差異に関しては、本論の結語で示す後期レヴィナスの性の記述の展望から読み込むことで別稿にて論じたい。

⁴例えば、ステラ・サンドフォードはレヴィナスの性の記述を初期から後期まで横断的に批判しつつ、「女性的なもの」概念を含めたレヴィナスの記述は「フェミニストの理論的企図とは根本的に相いれないものである」（Sandford 2000 : 140）と断定的に結論付けている。

⁵例えば、初期から中期の「女性的なもの」概念が緩和ケアの語りの分析に応用可能であることを論じる村上靖彦（cf. 村上 2012 : 60-68）は、その概念がジェンダーの観点において問題含みであることを指摘しながらも（cf. 村上 2012 : 191）、その問題を直には引き受けていない。

⁶メルロ＝ポンティに関してはサラモン 2019 を、サルトルに関しては Rubin 1998 を、ボーヴォワールに関しては藤高 2019 を参照。

⁷「女性的なもの」概念や繁殖性概念のフェミニズムへの応用可能性を論じているダイアン・パーピック やリサ・グンサーの研究を参照（cf. Perpich 2001、Guenther 2006）。

家父長制や異性愛中心主義に限定されない多義的な性を初期レヴィナスから引き出す本論の試みは、レヴィナス研究を様々なジェンダーやセクシュアリティに開かれたものにしよう。

1. 初期レヴィナスの性の記述の背景——孤独の問題

本節では、初期レヴィナスがそれに抗して性の記述を展開する、主体に関わる存在論的な「孤独」の問題を論じる⁸。それにより、1) 初期レヴィナスが性の記述を展開する筋道を明確にしつつ、次節でその筋道の批判的検討を行い、2) 第三節では、初期レヴィナスにおけるプルースト的性愛の可能性の孤独の構造とこの孤独の問題との対照を行う。

そこでまず、公刊著作で初めて性が主題的に言及される、1947年の『実存から実存者へ』の記述をみたい。

エロスにおいて超越は根本的な仕方では考えられうる。エロスにおいて超越は存在にとらえられ避けがたく自己へと回帰してゆく自我に、その回帰とは別のものをもたらし、自我をその影から解放することができる。(EE : 164)

「避けがたく自己へと回帰してゆく自我」の「解放」、つまり主体の何らかの自閉的な構造に抗して「エロス」という性の水準が導入されている。

続いて、この自閉的な構造が「孤独」と見なされることを、1948年の『時間と他なるもの』の記述から確認したい。性の記述が軸となるこの著作の冒頭でレヴィナスは、「孤独」を「存在論的範疇」として明らかにすることを自身の課題の一つとして掲げている(cf. TA : 18)。

私たちは存在者や事物に取り囲まれており、それらと何らかの関係を結んでいる。視覚によって、触覚によって、共感によって、共同作業によって、私たちは他者と共にある。これらの関係性は他動詞的なものだ。[……]しかし、私は他者であるのではない。私は完全に孤独である。したがって、私に根差した存在、私の実存するという事実、私の実存することは、絶対的に自動詞的な要素を、志向性なき、関連なき何ものかを構成している。人々の間ではすべてが交換可能だが、実存することだけは別だ。その意味では、存在すること、それは実存することによって孤立することである。(TA : 21、強調は原典)

レヴィナスは「私の実存するという事実」の交換不可能性から、「私は完全に孤独である」

⁸ この孤独の問題の包括的な分析として渡名喜,2021 : 199-230 を参照。

という構造を引き出している。彼が記述する「孤独」とは、唯一の存在であるといった実存の構造ではなく、「私が実存するという事実」が他者によって交換不可能である（代替できない）という排他的な（＝自閉的な）存在論的構造を記述する概念だといえる⁹。

したがって、初期レヴィナスの性の記述は、この主体の排他的な存在論的構造としての「孤独」に抗する仕方で導入されるのだ。事実、『実存から実存者へ』においてレヴィナスは、「自己自身へと不可避免的に回帰しない可能性」を「繁殖的＝生殖的 (fécond) である可能性」、「息子を有する可能性」とみなす (EE : 165)。すなわち、「孤独」の自閉的構造に抗して「息子の生殖」という性の水準が提示されるのだ。

次節では、孤独の問題に抗して「息子の生殖」に至るこの初期レヴィナス性の記述が、生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点からなされることを明らかにしたい。

2. 初期レヴィナスの性の記述の規範性——生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点

本節では、1948年の『時間と他なるもの』の性の記述を中心とした分析によって、孤独の問題に抗して繁殖性概念へと最終的に展開される初期レヴィナスの性の記述に根差す観点を、批判的に顕在化させる。この作業から、この観点が家父長的な異性愛者男性を主体とした生殖の観点到収斂し、様々なジェンダーやセクシュアリティを抹消していることが浮き彫りになるだろう。そこでまず、初期レヴィナスの性の記述の観点が、問題として取り上げられうることを示す。

『時間と他なるもの』の「エロス」と題された節において、レヴィナスは性的差異を起点に性を記述する (cf. TA : 77-78)。性的差異とは彼にとって、それに先立って存在する一つの全体を前提とするような「相補的な二項の二元性」とは異なった、「諸存在の乗り越え不可能な二元性」(TA : 78) を意味する。同時に、この性的差異をレヴィナスは、「愛撫」という身体的対人関係から具体化している (cf. TA : 82-83)。

このような性的差異の記述は、何らかの全体から性をカテゴリー付けする観点 (例えば、性的差異を予め異性の「男/女」の対から区分する観点) を拒み、身体経験から記述し直す中立的なものに見える。しかし、このような性的差異の記述は、「それ自体が恥じらいを介して定義された神秘としての他者の他者性」(TA : 80) といった他者のカテゴリーに「女性的なもの (le féminin)」を一方的に帰属させることで成り立っている。愛撫の記述も、「他なる何かとの投企や計画を欠いた絶対的な戯れ」(TA : 82) という、「女性的なもの」を他者と特徴づける記述のために援用されている。ボーヴォワールが『第二の性』(1949) で一早く批判したように (cf. Beauvoir 1949=1976 : 17-18)、初期レヴィナスの性の記述は、女性を一方的に他者とみなすものである。

⁹ この「孤独」の記述に関しては、先に参照した渡名喜 2021 (特に同 : 202-210) の詳細な分析を参考としている。

確かに、レヴィナスが「女性的なもの」を「光から逃れることを本義とした存在様相」(TA: 79) や「他者性という出来事」(TA: 80) と記述していることから、「女性的なもの」の記述は経験的ないし象徴的な女性を記述しているのではなく、何らかの現象の構造を記述しているといえるかもしれない。実際、先行研究において「女性的なもの」概念は、「言葉と行為能力と(の)手前の水準の人間存在のありかた」(村上2012: 60、カッコ内は引用者) や「存在論的な事態」(中2015: 56) といった、女性という性(別)とは切り離された現象の構造と解釈されている。

しかし、「女性的なもの」を他者として記述するこの仕方は、捕囚手帳における構想段階から『時間と他なるもの』に至るまで、マルセル・ブルーストの『失われた時を求めて』におけるアルベルチヌやレオン・ブロワの『婚約者への手紙』における女性観といった、女性を社会文化的に表象する観点を参照している (cf. CE1: 72、同: 151-160、TA: 79)。アルベルチヌとの関係が「把持不可能なものとの戦い」(CE1: 72) と記述され、レヴィナスが捕囚手帳に書き写している『婚約者への手紙』の一節では女性が「恥じらい」から特徴づけられており (cf. CE1: 157)、「ある種の自由を把持しようと試みる運動の挫折」(TA: 81) や「恥じらい」(TA: 80) から特徴づけられる「女性的なもの」概念と、レヴィナスのブルースト、ブロワ読解は連続している。したがって、彼がこれらの読解を通して「女性的なもの」概念を構想したことは明かである。

以上の点から、「女性的なもの」概念を性の文脈から切り離して解釈することは困難であり、レヴィナスの「女性的なもの」の記述には、性に関する特定の観点が含まれていると言わざるを得ない。

この観点が、生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点であることを示すために、論点を「繁殖性 (fécondité)」の記述に移したい。『時間と他なるもの』において「女性的なもの」概念が論じられる「エロス」に、「息子」概念が論じられる「繁殖性」と題された節が続くのだが、このような記述の筋道から、前節で見た「孤独」という主体の存在論的構造に抗する性の水準を、レヴィナスが「女性的なもの」概念を経由した繁殖性概念のうちに見出していることが分かる。実際レヴィナスは、「自己への自我の繫縛から出発して」、「自己から自我の解放」に向かう主体の排他的な存在論的構造の変容を、「女性的なもの」概念から進めて、息子概念に行き着く」展開において捉えている (cf. TA: 87)。それゆえ、初期レヴィナスの性の記述の観点の解明のためにも、繁殖性概念の分析が求められる。

『時間と他なるもの』における繁殖性の記述は、次のような問いから導入される。「どのように私は [……] 自己へとどうしようもなく回帰する私であることなく、君のなかで私でありつづけるのか。[……] そのようなことが可能となる方法は一つしかない。父性によってである」(TA: 85)。「自己へとどうしようもなく回帰する私」、すなわち「孤独」という主体の排他的な存在論的構造の唯一の転換点(「方法は一つしかない」として父性が記述される。

なぜ、父性なのだろうか。それは、レヴィナスにとって父性は、「私の実存するという事

実」を「孤独」として一義的に自閉させることなく、息子との、繁殖＝生殖という次元での連続しつつ差異を孕んだ構造から多元化するからである。父性は「他者でありながらも、私であるような未知の者との関係」(TA : 85)、あるいは「息子に対する父の外部性、多元論的な実存すること」(TA : 87)なのだ。父性が「孤独」の変容として捉えられるのは、生殖の水準で結び合う限りで父と息子の存在が分かちがたい（「他者でありながらも、私であるような未知の者」）が、他方で息子は対人関係を結びうる他者でもある（「息子に対する父の外部性」）という繁殖性の構造において、「孤独な」主体の存在論的構造の一元性が多元的に変容するとレヴィナスがみなすからだ。

実際、先行研究において初期レヴィナスの繁殖性概念は、「従来の西洋哲学のうちで考えられてきた存在者の多数性とは異なる、存在することの多元性」(中 2015 : 63、強調は原典)や「「実存すること」を、一元的ではなく多元的に理解すること」(渡名喜 2021 : 230)というある種の存在論と解釈されている。

しかし、ここで「女性的なもの」の存在が抹消させられている。この抹消とそれを生じさせている観点を把握するために、『時間と他なるもの』の翌年に行われた講演「発話と沈黙」における記述に目を移したい。そこでレヴィナスは、主体の存在論的構造である「孤独」を、「ひと(=男性 *homme*) が独りであるのは良くない」という『創世記』2章 18節における聖句から言い換えている (cf. CE2 : 97)。そして、このような孤独は「女性的なものの出現によって解決」されると言われる (ibid.)。なぜなら、「男性(=ひと *homme*) は女性的なものの中に自分自身の実体を認めるから」である (ibid.)。このようなレヴィナスの記述から、「女性的なもの」との関係が、アダムとイヴを原型とする夫婦関係から引き出されていることが分かる。同時に、この夫婦関係から男性が女性のうちに見出すとされる「自分自身の実体」は「息子」(カインとアベル)だと推察できる。というのも、一方で 1950 年の講演「教え」において、エロス、父性、そして息子から「兄弟関係」に連なる記述がなされ (cf. CE2 : 190-198)、他方で 1959 年の講演「可能事の彼方」では、『時間と他なるもの』が回顧されつつ、「エロティックなもの」と「父性」は「家族という人間的驚異において調和する」と述べられるからだ (CE2 : 311)。このように、繁殖性へ至る「女性的なもの」との関係は、異性愛者¹⁰の夫婦間の生殖に限定された家父長的な性の観点から引き出されている。

したがって、初期レヴィナスの性の記述の筋道は、生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点を介して可能となっている。そこで彼は、父性だけが孤独という主体の存在論的構造の唯一の転換点であると記述することで、このような規範的観点があたかも一般的に適応可能な観点であるかのように普遍化している（「そのようなことが可能となる方法は一つしかない。父性によってである」）。同時に、他者性も、「女性的なもの」から、娘や子どもではなく、「息子(の生殖)」へと置き換えられている。他者として記述される「女性的なもの」は、繁殖性に帰結する初期レヴィナスの性の記述の展開において、父ないしは

¹⁰ 厳密にはシスヘテロだが、本論ではヘテロに論点を絞る。

息子という異性愛者男性を主体とした生殖に至るための「通過される条件」として最終的に扱われることになる。つまり、「女性的なもの」は他者として記述されるだけでなく、最終的にその存在を記述の展開から抹消させられているのだ。

ここで、繁殖性が「生物学的範疇」であるだけでなく、「心理学的な意義」をも有するとされている点から (cf. TA : 87)、繁殖性概念は生殖の構造に限定されないとの反論がありうる。事実、先行研究では繁殖性概念はある種の存在論と解釈されていた。

しかし、ティナ・チャンターが指摘するように、「もし父性、父、息子に特定の優先順位が付与されていることに何も意味がないとしたら、なぜこれらの概念は中立的な術語ではなく、性的な術語によって表されているのだろうか」(Chanter 2001 : 16)。つまり、このような繁殖性概念を存在論と解釈する態度では、レヴィナスがなぜこれらの概念を性的に記述したのかという点に答えることができない。そして、初期レヴィナスの性の記述の展開において、生殖のために異性の男女が身体的に関わるインサーションのような生殖行為の構造を除外することは困難である。というのも、異性愛者の夫婦関係を前提とし、その男女の愛撫という身体的対人関係を介在させたうえで導き出される息子の生殖の記述において、性交渉を除いた生殖は想定されていないからだ。

さらに、このような規範的観点に、ゲイ男性を排斥するレヴィナスの記述が伴っている。彼は、『時間と他なるもの』の約二年前にあたる1945年頃に書かれた捕囚手帳の中で、「男色家 (pédéraste)」を「落ち目」と呼び、その理由を「取り返しのつかない遺伝的欠陥を課されている」からであり、「彼らは病人に過ぎない」と断定している (CE1 : 161)。このように、初期レヴィナスの性の記述のテキストには、ゲイ男性を排他的に蔑視する同性愛嫌悪を孕んだ異性愛者男性の観点が存在する。

このような同性愛者の周縁化(「落ち目」と病理化(「遺伝的欠陥」、「病人」)の記述は個人的な問題ではなく、当時のレヴィナスの状況も含めた社会、政治的な問題である。このような記述は、ジョージ・L・モッセが指摘するような、ナチスドイツによる同性愛者への性に基づいた迫害と暴力を正当化するためのロジックであると同時に、ナチスドイツというナショナリズムを異性愛者男性の性から維持するロジックでもあった (cf. モッセ 1988=1996 : 167-239)。「自然そのものが異性愛とゲルマン民族を支えているという想定のもとで、同性愛者とユダヤ人は不自然なものとして排除されねばならなかった」(モッセ 1988=1996 : 238。尚、本論は、冒頭でも指摘したように、レヴィナス自身がこうした性差別の問題に加担していたかどうかではなく、彼の記述するテキストが孕みうるこうした規範性を指摘することを意図している)。

レヴィナスが同性愛嫌悪を孕んだ記述をしたという事実と、彼が家父長的で、異性愛中心主義的な観点から生殖を記述することは、無関係であるようにも見えるかもしれない。しかし、2018年の杉田水脈衆議院議員によるLGBTを「彼ら彼女らは子供を作らない、つまり「生産性」がない」とみなす発言(杉田 2018, 58-59)や2021年の築和生衆議院議員による

LGBTは「生物学上の種の保存に反する」との旨の発言¹¹が示すように、レヴィナスの生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点（家父長的な異性愛者の観点から生殖〔生産性、種の保存〕を特権化すること）と、彼の同性愛嫌悪の記述（「落ち目」や「生産性」がない、「種の保存に反する」とセクシュアルマイノリティを蔑視すること）は社会、政治的な言説の水準で現在も切り離しがたいものである。

初期レヴィナスの性の記述のテキストは、性を家父長的な異性愛者男性を主体とした生殖に限定的に結び付けつつその観点を普遍化し、そのような生殖に関わらないジェンダーやセクシュアリティ、例えば女性やゲイ男性を抹消する社会、政治的な問題を孕んだ記述を展開している。

3. 初期レヴィナスの性の記述の可能性——口唇的性愛とブルースト的性愛

しかし、このような規範的観点に、初期レヴィナスの性の記述は汲み尽くされない射程を持つ。本節では、初期レヴィナスの性の記述が、規範的観点に根差したそのテキストの意図に反して、記述の構造として規範的観点を超過する可能性を示したい。その超過の可能性として、初期レヴィナスが記述する、口唇的性愛とブルースト的性愛、この二点を分析する。それにより、初期レヴィナスの性の記述が、生殖や家父長制、異性愛中心主義に還元されない多義的な性を記述する可能性を含むことがみえてくる。

(1) 口唇的性愛

まず、小説『エロス』の草稿で提示される、「エロティシズムの食人的世界」という概念を取り上げたい（cf. CE3 : 51）。この概念の分析から、初期レヴィナスの口唇的性愛の記述が、異性愛者間の生殖行為に還元されない多義的な性を含意したものであることが分かるだろう。

議論の前提として、この「エロティシズムの食人的世界」の記述が、初期レヴィナスの規範性のある面で反復していることを確認する必要がある。というのも、「エロティシズムの食人的世界」は、「若い娘が長い髪をとかしている姿」に男性たちが性的に見とれる女性の客体化された状況、明らかに異性愛者男性の観点が反映された状況から導入されるからだ（cf. CE3 : 50）。この概念は、生殖を特権化する観点からは外れるが、女性を他者化する初期レヴィナスの家父長的で、異性愛中心主義的な観点から提示されているといえる。しかし、「エロティシズムの食人的世界」の記述の構造それ自体は、その規範的観点を超過する。この超過を示すために、「エロティシズムの食人的世界」と対比される構造からみてゆきたい。

「エロティシズムの食人的世界」は、「釘を打ちこむためのハンマー」のような「有用なもの」からなる、「道具の合目的性」の世界と対照させられている（CE3 : 50 - 51）。さらに、

¹¹<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/61052.html>（最終確認日：2022年6月17日）。

このような「～ために」という道具連関からなる有用性の観点を、レヴィナスは、「人間の解剖学的構造」における「生物学的な合目的性」という身体の構造にも広げる(CE3:51)。この構造は、「そこで足が走ることに役立つ、筋肉が肉体的努力に役に立つスポーツ」から例示されており(ibid.)、身体を「役立つ＝～ために」という有用性に基づけるものである。レヴィナスは、道具から解剖学、生物学的身体に至る合目的性を論じることで、それらの「～ために」という有用性に基づけられた構造を浮き彫りにさせている。

対して、「エロティシズムの食人的世界」においては、このような有用性に基づけられた構造が、「重量感のある塊の曖昧さ——エレメンタルな(élémental)皮膚の曖昧さ——のなかで食べるべきものようになる」と記される(CE3:51)。なぜレヴィナスは、「食べるべきものようになる」と記述される口唇的性愛を、「エレメンタルな皮膚の曖昧さ」という身体の構造から捉えようとするのか。ここで解釈の手がかりとなるのは、この身体の構造と対比されていたものが、「～ために」という有用性に、身体を解剖学、生物学的に基づける構造であったことだ。この点からレヴィナスは、口唇的性愛の水準において、解剖学、生物学的な有用性から切り離され、「皮膚」のような多義的な構造から限定付けられなくなる身体性(「エレメンタルな皮膚の曖昧さ」)を記述していると推察できる。

そして、このような記述の構造は、生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点を超過している。ジークムント・フロイトが『性理論についての三篇』(1905)の中で指摘するように、口唇的性愛は、「生殖器」という「性的結合のために決められている身体領域から解剖学上はみ出してしまう」(Freud 1905=2007:53、強調は原典)ものであり、その性的触発の領域は、「口のとどく任意の場所の皮膚」(Freud 1905=2007:82、強調は引用者)あるいは「あらゆる身体部位および内臓の諸器官」(Freud 1905=2007:86)にまで拡張される。加えて、このような口唇的性愛は、「おしゃぶり」のように、性器に性が限定される以前から生じている(cf. Freud 1905=2007:98-100)。したがって、異性愛者間の生殖行為に還元されないペッティングやアナルセックスのような多義的な性を、口唇的性愛は含意している¹²。以上の点から分かるように、解剖学的、生物学的な有用性から切り離され、「エレメンタルな皮膚の曖昧さ」に拡張される「エロティシズムの食人的世界」の記述は、生殖のために生殖器という解剖学的、生物学的な水準に身体を限定する生殖の構造、言い換えれば「女性的なもの」から繁殖性に至る初期レヴィナスの性の記述の筋道が前提とするインサクションのような生殖行為から、記述の構造上逸脱しているのだ。

このような口唇的性愛の可能性は、初期レヴィナスにおいて断続的に提示されている。この点を、『エロス』と同時期に構想された『実存から実存者へ』における以下の愛撫の記述から示したい。

愛は、根本的で、消し去ることのできない飢えによって特徴付けられる。[……]

¹² 自明のことであるが、ペッティングやアナルセックスは異性愛者であろうと、同性愛者であろうと、それらとは別の性指向を持つ者であろうと生きられる。

愛される存在に直面して抱く困惑は、経済的な用語で所有といわれる事態に先立っているだけではなく、所有そのもののうちでも再発見される。愛撫の混乱のうちには、アクセスが不可能なこと、暴力が挫折していること、所有が拒まれてあることの告白がある。そしてまたキスや噛みつきのうちには、「食べること」の模擬行為という悲劇的な滑稽さがある。(EE : 66)

この愛撫の記述は、『実存から実存者へ』の「世界」と題された章で「世界を超えた」水準として提示されている (cf. EE : 66)。それゆえ、レヴィナスが愛撫の構造と対比する世界の構造を、まずは素描する必要がある。

『実存から実存者へ』においてレヴィナスは、世界との関りを、「生きるために食べる」ことではなく、「お腹が空くから食べる」といった「含むところのない率直な意欲」や「真摯さ」という「欲望」と記述する (cf. EE : 56-57)。このような彼の記述には、マルティン・ハイデガーの『存在と時間』(1927)における「～ために」という存在への気遣いへと連なる世界内存在の道具連関の構造を、「存在論的合目的性」として批判し、別の観点から世界との関りを提示しようとする意図がある (cf. EE : 64-65)。「お腹が空くから食べる」ように、「欲望をそそるもの」それ自体が欲望を満たす「目的」であり、その「終わり」である (cf. EE : 56) という意味で、「～ために」という合目的性に根差す世界とは異なった、「糧」(EE : 65) としての世界との関りが狙われている。

対して、「困惑」や「混乱」と特徴づけられていたように、愛撫は、欲望の糧となる世界との関りが阻まれ、愛の「根本的で、消し去ることのできない飢え」という満たされない欲望が生じる経験だといえる。

このような愛撫の記述の構造は、『時間と他なるもの』において「女性的なもの」を狙う愛撫の記述から逸脱している。というのも、「女性的なもの」に関わる愛撫が「食べること」という口唇的経験から峻別される (cf. TA : 82) のに対して、「エロティシズムの食人的世界」と同じく、上記の愛撫の記述は「キス」や「噛みつき」という口唇的性愛、「食べること」の模擬行為」として記述されるからだ。そして、「～ために」という有用性とは異なった構造を、口唇的性愛から捉えようとする記述の枠組みという点で、上記の愛撫の記述と「エロティシズムの食人的世界」の記述は連続している。したがって、口唇的性愛の可能性は、初期レヴィナスにおいて断続的に見出されるものなのだ。

ただし、このような可能性は、初期レヴィナスのテクストの意図に反して、彼の記述が含むものであることを強調しなければならない。事実、『実存から実存者へ』の翌年の『時間と他なるもの』において、愛撫を介した官能は、「食べること」の水準から切り離されつつ、「女性的なものの役割と例外的な位置」に関する彼の見解を確証させるものとみなされ (cf. TA : 82)、この愛撫が向かう「未来の地平」は繁殖性に置かれることになる (cf. TA : 82-84)。愛撫の記述は、「女性的なもの」概念並びに繁殖性概念の観点から、規範的に組み替えられるのだ。そして、このような記述は、1961年の『全体性と無限』においても、「女性的なも

の」との愛撫を介した官能における「子どもを欲すること」という「未来の無」といった仕方で引き継がれている (cf. TI : 298-299)。

(2) プルースト的性愛

この口唇的性愛に加えて、初期レヴィナスの性の記述の超過の可能性は、彼のプルースト論においてもみられる。前節で見たように、初期レヴィナスのプルースト読解は「女性的なもの」概念の下地となっており、その点で彼の規範的観点を基づけている。しかし、初期レヴィナスのプルースト読解の構造は、家父長的な異性愛者男性を主体とした生殖とは異なった仕方で他者と性的に繋がる仕方を提示している。

そこでまず、1947年の批評「プルーストにおける他者」における以下の一節を分析したい。

アルベルチーナの無が彼女の全面的他者性をあらわにするのだ。自己の孤立した死にこだわる現代哲学に反して、死、それは他者の死である。他者の死だけが、失われた時を求めての探求の交差点に位置している。[……] まさにこの他者の死こそが愛を培うものなのだ。存在論的に純粋なものとして見た場合、エロスは[……] 拒否しつつも自らを与えるものとの、他者である限りでの他者との直接的関係、神秘との直接的関係に由来するのである。(NP : 122)

一方で、レヴィナスは、アルベルチーナとの性愛関係を、「神秘」といった「女性的なもの」概念を記述していた術語から言い表している。しかし他方で、ここでアルベルチーナとの性愛関係は「他者の死」、つまり死したアルベルチーナとの性愛関係であり、「女性的なもの」から繁殖性へと至る記述の展開——「息子の生殖」へ向かう展開——とは真逆の仕方で方向づけられている。初期レヴィナスのプルースト読解は、アルベルチーナとの異性愛の形をとっているが、自らの生殖を特権化する家父長的な観点から逸脱する構造を内包するといえる。

そして、このような「他者の死」と結びつくプルースト的性愛は、自己の攪乱を生じさせる。捕囚手帳において、「消え去り、死した」アルベルチーナとの「繋がり」は主人公の「苦痛」によって成り立っていると記述され (cf. CE1 : 145)、「プルーストにおける他者」においては、このようなプルースト的苦痛において重要なことは、「自我が(苦痛のような)内面的出来事をつかみながらも、あたかも他者のうちで内面的出来事と出会うかのように、その内面的出来事によって自己が攪乱される仕方」だと語られる (NP : 121、カッコ内は引用者)。このように、「他者の死」と繋がるプルースト的性愛の記述は、その他者を「女性的なもの」概念から他者化するのではなく、その苦痛を介した繋がりによって自己が攪乱される触発についての記述なのだ。したがって、初期レヴィナスのプルースト読解は、生殖を介して父から息子、兄弟へと家父長的な主体を保ってゆくのではなく、その主体の自己を揺るがすよ

うな苦痛を介した性というある種のマゾヒズム的な経験の構造を示している。

加えて、プルースト的性愛においては、繁殖性によって主体の「孤独」が乗り越えられるのとは対照的に、アルベルチーナを喪失した主体（主人公）の「孤独」に、死したアルベルチーナとの繋がりが見出される。プルースト的性愛の文脈では、孤独の構造は、問題として退けられるのではなく、性愛関係の核として引き受けられるのだ。

〔死したアルベルチーナの不在という〕この点で、プルーストにおける孤独というテーマはある新たな意味を獲得する。孤独という出来事の本義は、それがコミュニケーションへと反転するという点にあるのだ。（NP：123、カッコ内は引用者）

苦痛によって自己が攪乱されつつ、その苦痛の孤独を起点として死した他者と繋がるマゾヒズム的な性愛の可能性が、レヴィナスの記述するプルースト的性愛なのだ。実際、『失われた時を求めて』において、アルベルチーナの死後に見出される彼女との繋がりは孤独な苦痛を介してである。アルベルチーナの死の知らせを聞いた後、主人公は以下のように語る。

アルベルチーナが私に与えた苦しみは、彼女と私の間の最後の繋がりであり、思い出よりもさらに長く生き延びた。というのも、あらゆる身体的なものも持っているエネルギーの保存によって、苦痛は記憶の与える教訓さえ必要としていないからだ。たとえば、月光を浴びて森で過ごした美しい夜の数々を忘れてしまった人も、そこで雇ったリューマチには依然として苦しみ続けるように。（Proust 1992：108）

孤独な苦痛を介したアルベルチーナとのマゾヒズム的な繋がりは、彼女が死し、忘却されてもなお、主人公と彼女が繋がる最後の契機となるのだ。

しかし、捕囚手帳から1947年の批評までに構想されたこのプルースト的性愛の可能性も、初期レヴィナスの性の記述のテキスト上で、その存在を否認されることになる。というのも、1948年の『時間と他なるもの』において繁殖性は、「未来の地平」という「死に対する勝利」（TA：84）、あるいは「死に打ち克つこと」（TA：73）としても論じられているからだ。確かに、ここで主題となっている「死」は、主体に訪れるような「死」である（cf. TA：55-61）。しかし、生殖を介した未来を「死に対する勝利」のような仕方で表象することで、レヴィナスはプルースト的な「他者の死」のような「死」の経験を性の水準で不可視化させている。そして、このような「死に対する勝利」としての繁殖性の記述は、『全体性と無限』まで続いてゆく（cf. TI：49-50）。この意味でプルースト的性愛の可能性もまた、初期レヴィナスのテキストの意図に反して浮き彫りになるものなのだ。

おわりにかえて

まとめよう。初期レヴィナスの性の記述のテキストは、生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点に基づいており、この観点を普遍化している。この観点は、家父長的な異性愛者男性を主体とした生殖を軸としないジェンダーやセクシュアリティを抹消させていた。そしてこの抹消の問題は、当時のレヴィナスが置かれていた状況も含めた、現代にも残る社会、政治的な問題である。他面で、初期レヴィナスの性の記述は、自らのテキストの意図に反して、そのような規範的観点を超過してしまう性の記述の構造をも内包していた。初期レヴィナスの性の記述は、その規範的観点を引き受けたとしても、家父長制や異性愛中心主義に限定されない多義的な性を記述する可能性をもつ。

このような可能性の一つであった口唇的性愛の記述は、エロスにおける「他者を享受する可能性」(TI: 285) という『全体性と無限』の主張へと展開されていると考えられる。なぜなら、世界を糧として食べ享受する水準 (cf. TI: 133-137) と他者を性的に享受する水準とのこのような交錯は、「エロティシズムの食人的世界」における「エレメンタルな皮膚」といった、初期レヴィナスの口唇的性愛の記述にその着想を見出せるからだ (『全体性と無限』において享受される糧は「エレメント」と記述される [cf. TI: 127-151])。そして『存在の彼方へ』(1974) では、性の水準が愛撫を介した「皮膚」に置かれつつ (cf. AE: 19)、このような愛撫の経験として「キス」の記述がなされており (cf. AE: 121)、口唇的性愛の記述はレヴィナスの中で展開し続けていたといえる。

また、初期レヴィナスにおけるプルースト的性愛も、『存在の彼方へ』を中心に提示される、後期レヴィナスの「老化」における対人関係として展開されることになる (プルーストにおける老化と性は、1940年代からレヴィナスが注目していた主題である [cf. Œ1: 72-73])。筆者が別稿にて論じたように、プルースト的性愛は、『失われた時を求めて』の主人公が老い衰えた身体において経験するマゾヒズム的な性愛関係として、後期レヴィナスにおいて立ち現れてくる (そこで、アルベルチヌを失い「孤独」になったことで逆説的に生じる、彼女との繋がりが記述される cf. 古怒田 2018)。

これらの初期レヴィナスにおける可能性は、先行研究が論じる「女性的なもの」概念や繁殖性概念に留まらないものであり、レヴィナスの性の記述を新たな仕方で解釈しうるものである。また、エヴァ・ジアレクは、後期レヴィナスの身体経験と倫理を交錯させる記述がフェミニズムにおいて有効であると論じつつも、彼がそうした記述を性の水準から切り離す点を批判しているが (cf. Ziarek 2001)、本論が提示したこれらの可能性の射程に基づくなら、むしろ後期レヴィナスの記述は、性の水準で具体的に解釈可能である。

しかし、このようなレヴィナスの性の記述の可能性は、その記述の規範性の分析と共に精査されなければならない。というのも、1) 先に見たようにこれらの可能性は『全体性と無限』に至るまである面で隠蔽され、2) そこで息子に限定された「子どもの未来」が「愛された女性」の可能性、並びに父としての「私の未来」として提示されることで (cf. TI: 299-300)、生殖を特権化する家父長的で、異性愛中心主義的な観点は、時間性に基づいてより明確に提示されることになるからだ。初期レヴィナスの性の記述の規範性の問題が、現在も続

く社会、政治的な問題であった以上、このようなレヴィナスの性の記述の規範性を初期以降も引き受けたうえで、その記述の可能性を模索しなければならない。

以上のように、本論が見出した初期レヴィナスの性の記述の規範性と可能性は、レヴィナス現象学全体におけるその性の記述を見通し、新たな仕方でも方向づける読解の指針として働きうる。この指針が本論の成果の一つである。このような初期以降の彼の性の記述への指針を提示することで、本論を綴りたい。

謝辞

本稿執筆にあたって貴重なご助言をくださった赤阪辰太郎さん、藤高和輝さんに深く感謝申し上げます。

略号

Levinas, Emmanuel

EE : 1947=1990, *De l'existence à l'existant*, Vrin.

TA : 1948=1983, *Le temps et l'autre*, Puf.

TI : 1961, *Totalité et infini*, LGF, «Le Livre de poche».

AE : 1974=2001, *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, «Le Livre de poche».

NP : 1976, *Noms Propres*, Fata Morgana.

EN : 1991, *Entre nous*, Éditions Grasset & Fasquelle.

CE1: 2009, *Œuvres*, t.1, *Carnets de captivité suivi de Écrits sur la captivité et Note philosophiques diverses*, Grasset-IMEC.

CE2: 2011, *Œuvres*, t.2, *Parole et silence et autre conférences inédites au Collège philosophique*, Grasset-IMEC.

CE3: 2013, *Œuvres*, t.3, *Eros, littérature et philosophie*, Grasset-IMEC.

文献

Beauvoir, Simone de, 1949=1976, *Le deuxième sexe*, t.1. Gallimard.

ベンスーサン, ジェラルド, 2014, 「両義性と二元性: レヴィナスにおけるエロスのなものについて」、合田 正人編『顔とその彼方』知泉書館、213-232.

Chanter, Tina, 2001, “Introduction” in Chanter, Tina. (ed.) *Feminist Interpretations of Emmanuel Levinas*. The Pennsylvania State University Press, 1-27.

Freud, Sigmund, 1905=2007, *Drei Abhandlungen zur Sexualtheorie*. Fischer Taschenbuch Verlag.

藤高和輝, 2019, 「曖昧なジェンダー」の承認に向けて: ボーヴォワール『第二の性』におけるジェンダーの「両義性=曖昧性」(日仏女性資料センター編『女性空間』36号, 81-92) .

- Guenther, Lisa, 2006, *The Gift of the Other*. State University of New York Press.
- Irigaray, Luce, 1991, “Questions to Emmanuel Levinas : On the Divinity of Love” translated by Margaret Whitford
in Bernasconi, Robert and Critchley, Simon(ed.) *Re- Reading Levinas*, Indiana University Press, 109-118.
- 古怒田望人、2018、「老化の対人関係：レヴィナスにおけるプルーストから」、日仏哲学会編『フランス哲学・
思想研究』第23号、163-173.
- モッセ、ジョージ L、佐藤卓己・佐藤八寿子訳、1988=1996、『ナショナリズムとセクシュアリティ』柏書
房.
- 村上靖彦、2012、『レヴィナス』河出書房新社.
- 中真生、2015、「レヴィナスにおける女性的なもの：性差と主体の二元性」、京都ユダヤ思想学会編『京都
ユダヤ思想』第4号、53-86.
- 中真生、2021、『生殖する人間の哲学』勁草書房.
- Perpich, Diane, 2001, “From the Caress to the Word : Transcendence and the Feminine in the Philosophy of Emmanuel
Levinas” in id. *Feminist Interpretations of Emmanuel Levinas*, 28-52.
- Proust, Marcel, 1992, *Albertine disparue*, Folio Classique.
- Rubin, Henry S, 1998, “Phenomenology as Method in Trans Studies” in *GLQ : A Journal of Lesbian and Gay Studies*
4:2, Duke University Press, 263-281.
- Sandford, Stella, 2000, *The Metaphysics of Love*. The Athlone Press.
- サラモン、ゲイル、2019、藤高和輝訳、『身体を引き受ける』以文社.
- 杉田水脈、2018、「「LGBT」支援の度が過ぎる」、新潮社編『新潮45』第37巻第8号、57-60.
- 竹村和子、2002=2021『愛について』岩波現代文庫.
- 渡名喜庸哲、2021、『レヴィナスの企て』勁草書房.
- Ziarek, Plonowska Ewa, 2001, “The Ethical Passions of Emmanuel Levinas” in id. *Feminist Interpretations of
Emmanuel Levinas*, 78-95.

(こぬた あさひ・大阪大学人間科学研究科)

「心の理論」論争における直接知覚説の新たな展開可能性 ——共現前説から相互作用説、そしてナラティブ理論へ¹——

田中 奏夕

はじめに

我々は、他者の心的状態をいかにして認識しているのでしょうか。この問題は、20世紀後半以降の認知科学や心の哲学において「心の理論 (theory of mind)」論争という形で論じられてきた。この論争では大きく分けて「理論説 (theory theory)」と「シミュレーション説 (simulation theory)」が対立し、現在も活発な議論が行われている。これらの説によれば、我々は他者の心的状態を、推論やシミュレーションといった操作を介したある種の間接的な仕方でも認識している。しかし近年、我々の日常的な他者認識がこのような仕方でも成り立っているかどうかについて疑念が提起され、それに代わるアプローチが提案されている。すなわち、主に現象学的な伝統から影響を受けた論者たちが提唱する「直接知覚説 (direct perception theory)」である。この説によると、他者の心的状態は第一義的に、理論説やシミュレーション説が想定するような間接的な仕方ではなく、知覚という直接的な認知作用によって与えられる。この見方は、我々の他者認識にそなわる重要な特徴を適切に捉えうるものとして、注目を集め始めている。

このような状況を踏まえて本稿では、直接知覚説を展開するうえでの最良の方向性を探る作業に取り組みたい。直接知覚説の基本的発想は、M・シェーラーやM・メルロ＝ポンティといった古典的現象学者に遡ることができる。そして近年では、彼らの発想を受け継ぎつつそれに改良を加えた「共現前説 (co-presentation account)」という立場が提示され、直接知覚説の有力なバージョンとみなされている (Smith 2010; Gangopadhyay and Miyahara 2015)。これに対して本稿は、直接知覚説の発想は、この共現前説よりもむしろ、S・ギャラガーらが提唱する「相互作用説 (interaction theory)」 (Gallagher 2001; 2005; 2020) の路線をとることでより十全に、また実り豊かに展開できると主張する。そのように主張することの最大の理由は、この相互作用説が、我々の他者認識には「深さ」や「豊かさ」の差異があり、その差異は当の他者との関係性や他者が置かれた状況の理解の深さに依存している、という他者認識に関する重要な事実を捉えるのに適した枠組みだと思われることである。本稿の後半で論じるように、このことは、相互作用説がいわゆる「ナラティブ理論」と自然な結びつきを持つことから見ても取ることができる。

以上の目的を果たすために本稿は、次のように議論を進める。まず「心の理論」論争で対立する理論説とシミュレーション説の基本的な主張を確認し、これらの説に対し共通に提

¹ 本研究は JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2109 の支援を受けたものである。

起される問題点を指摘する (1)。次に、これらの説に対する代替案としての直接知覚説の基本的発想を、シェーラーとメルロ＝ポンティの記述に即して確認する (2)。さらに、N・ガンゴパダイと宮原克典が提示している他者認知理論にとっての三つの制約を基に、初期の直接知覚説がいまだ不十分な立場であることを明らかにする (3)。そして、この三つの制約を満たす理論とされている共現前説の主張と不十分な点を確認し、他者認知理論が満たすべき制約としてもう一つ新たなものを加えるべきだと主張する (4)。最後に、ここまで挙げた制約のすべてを満たす理論として相互作用説が展開可能であることを明らかにし、この説が他者との関係性や他者の置かれた状況の認識というナラティブ的理解と自然な接続可能性を持つことを指摘する (5)。

1. 「心の理論」の二つの説と課題

本節では「心の理論」論争における二つの主要な説を概観し、それらに共通すると考えられる問題点を確認する。「心の理論」論争は、1980年代から主に認知科学や心の哲学の文脈で展開されている (cf. 子安 2000)。この論争の中心的な問いは〈我々は他者の心的状態をいかにして認識しているのか〉である。我々は、他者の心的状態 (信念や欲求など) を認識する能力、すなわち「心の理論」を確かに持っているが、この「心の理論を持つ」という事態をどのように理解すべきか、が問われているわけである。そして、この問いに対する答えの方針として、大きく「理論説」と「シミュレーション説」が区別される。

理論説によれば、他者の心的状態は、理論的知識 (素朴心理学 folk-psychology)² を活用することによって認識される (cf. Churchland 1989; Hutto and Ravenscroft 2021)。すなわち我々は、他者の心に関する命題知としての素朴心理学を活用し、理論的な推論を行うことで他者の心的状態を認識している³。例えば、他者が手を挙げてタクシーを呼び止めている場面を私が見ているという状況を考えてみよう。私は、他者が道端で手を挙げているという行動の知覚と関連する理論的知識を組み合わせ、他者はタクシーに乗りたいという欲求を持ち、手を挙げることでタクシーを停められるという信念を持っていると推論する。

それに対して、シミュレーション説によれば、他者の心的状態は、自己が他者と同じ状況に置かれていることを想像的にシミュレーションすることで認識される (cf. Goldman 2006; Barlassina and Gordon 2017)。この「シミュレーション」は、想像力を駆使することによって他者の心的状態を自己の中で再現することを意味している (cf. Barlassina and Gordon 2017)。上述の例に当てはめるならば、私は、他者が道端で手を挙げているのを知覚したとき、もし自分が同じ状況で手を挙げたならば、どのような欲求や信念からそのような行動をとるの

² 信原幸弘によれば、この理論的知識は、例えば「一般に p を欲し、 ϕ を行えば、p が達成できると信じるならばそれらの欲求と信念を理由として ϕ を行うという意図が形成される」といった命題で表現できるものである (信原 2014: 221)。

³ 理論説が主張する素朴心理学を主体がいかにして獲得するのかという点には、生得説と経験説という二つの立場が存在する (cf. Hutto and Ravenscroft 2021)。

かを脳内でシミュレーションし、それを他者に帰属させることで他者の心的状態を認識している。

しかしこれら二つの説に対しては、次のような共通した疑念が提起されてきた。すなわち我々は、理論説とシミュレーション説が主張するように他者の心的状態を間接的にしか認識していないのであろうか、という疑念である。D・ザハヴィによると、理論説とシミュレーション説は、他者の心的状態が「不透明で不可視なものである」との前提を共有している(Zahavi 2011: 546)。そしてこのような前提のゆえ、二つの説は、我々は外的な振る舞いの知覚をもとにした推論やシミュレーションという間接的な仕方でのみ、他者の心的状態を認識すると主張している。だが、このような主張が他者認知の日常的なプロセスに合致するかどうかは疑わしい。すなわち、日常的なコミュニケーションにおいて他者の心的状態を認識するとき、我々がその都度、推論やシミュレーションといった意識的な操作を本当に行っているのかは疑わしく思われる。むしろ、理論説やシミュレーション説の説明が当てはまるのは日常生活ではかなり特殊な状況であり、日常的な他者認知において我々は、相手の表情や振る舞いの中で心的状態を直接的に見て取っていると言うべきではないだろうか (cf. Zahavi 2011; Ratcliffe 2007; Krueger and Overgaard 2012)。

このような疑念に対しては、理論説とシミュレーション説が想定する推論やシミュレーションは必ずしも意識的なものではない、という応答があるかもしれない。というのも、近年理論説とシミュレーション説はそれぞれ、ミラーニューロンの共鳴システムなどの脳神経科学の成果を証左として、推論やシミュレーションが暗黙的でサブパーソナル的な働きだと想定しうる可能性を強調しているからである (cf. Spaulding 2010)。

だがこうした応答に対しても、なお疑念は残るように思われる。例えば、脳神経科学の成果からいえるのはせいぜい、ある状況である脳領域の活性化が生じることだけであり、その状況で推論やシミュレーションといった特定の種類の活動が起こっていることの証拠は十分示されていないという批判がある (Gallagher 2001: 102)。また、推論やシミュレーションといった操作を、そもそも本当に暗黙的で非意識的な働きとみなせるかどうかについても疑問が提起されている (cf. 信原 2014; Gallagher 2005)。それによれば、問題となる推論やシミュレーションが実際に暗黙的なものであるならば、それらのプロセスは時間的制約を受けず瞬時に行われることになる。しかし、そのような瞬時の理解をもたらす暗黙的な働きが、依然として推論やシミュレーションという操作だといえるかどうかは定かでない。もちろんこのような疑問に対しては、それは用語の問題であり暗黙的な推論やシミュレーションは暫定的な呼び方に過ぎない、といった応答がさらに想定できるが、このような応答は「それでは暗黙的な推論やシミュレーションとは一体何なのか」という新たな疑問を生じさせるだけであるように思われる。

以上のような疑問は、もちろん理論説やシミュレーション説に対する決定的反論には程遠いものだが、これらの説とは異なる観点からのアプローチに目を向けることの動機づけとしては十分なものだろう。そして実際、近年「心の理論」論争での二つの説に対する代替

案として、現象学的な伝統に基づいた「直接知覚説」が提案されている。そこで本稿の残りの部分では、この直接知覚説について検討していくことにしよう。

2. 初期の直接知覚説

本節では、直接知覚説の基本的発想を取り出すために、20世紀前半の現象学者たちの議論を確認する。彼らによれば、他者の心的状態は、推論やシミュレーションといった意識的操作を介さずにその振る舞いの知覚において直接的に認識されている⁴。このような見方は、例えばシェラーによる次の一節で明確に表現されている。

我々が笑いの中に喜びを、涙の中に後悔と苦痛を、赤面の中に恥ずかしさを、乞い願う手に懇願を、優しいまなざしに愛を、歯ぎしりに怒りを、脅しの拳に威嚇を、言葉の響きにその意味を〔……〕等々を直接捉えられると考えることは、全く確かである。このような考えに対して、しかしこれは「知覚」ではない、それは知覚ではあり「えない」から、また知覚とはもっぱら「感性的感覚の複合体 (Komplex sinnlicher Empfindungen)」に過ぎず、他者の心的なものに対してはいかなる感覚も存在しない——ましてや確かにいかなる刺激も存在しない——から知覚もあり「えない」という人に対して、私はこのように疑わしい理論から離れ、現象学的事実へと立ち戻るようにお願いしたい (Scheler 1973: 254)。

すなわち、我々は、他者の振る舞いや表情の知覚によって得られるものが即座に何らかの心的状態の「表現」であることを認識することができる。そして (理論説やシミュレーション説がおそらくそうであるように) このような考えを受け入れることはできないのは、知覚をもっぱら「感性的感覚の複合体」であると考えことに起因する。つまり、知覚とは、ある対象からの感性的刺激を感覚器官で受容し、それを組み合わせたものであるという「疑わしい」理論を支持している場合には、我々は直接知覚説を受け入れることができないであろう。だが、現象学的な観点からすれば、知覚とは単に感性的感覚を受容することではなく、あくまで対象をある意味を帯びた統一体として把握することであり、他者の心的状態の認知はまさにそのような把握の一種であるように思われる。

さらに、他者の直接知覚に関する類似の主張は、メルロ＝ポンティにも見られる。

⁴ シェラーが批判している立場は、当時の心理学で有力視されていた「類推説」である。類推説によれば、我々が直接アクセスできるのは自己の心だけであり、他者の心はその身体的な振る舞いを介して、自己自身が振る舞う際の経験から類推することで認知される (cf. 池田・八重樫 2013)。本稿では、理論説やシミュレーション説が基本的には類推説と同じ論点で展開されていると解釈する。すなわち、いずれの理論も他者の心的状態が直接的に認識不可能であり、我々は他者の振る舞いから心的状態を推論しなければならないという点で同様の主張であると考えられる。

私は他者を意味ある行動として知覚する。例えば私は、苦しみや怒りの「内的」経験から何一つ借りてくることなしに、他者の悲しみや怒りを彼の振る舞いや表情、手つきのうちに知覚する。というのも、それは悲しみや怒りが身体と意識とに分けることができない世界内存在の変様であり、私に与えられる私自身の振る舞いにおいて現れるのと全く同じように、その現象的身体において見られる他者の振る舞いにおいても現れるものだからである (Merleau-Ponty 1945: 409)。

ここでは、上述のシェーラーの主張に加えて、我々の他者知覚では、心的状態と振る舞いが区別されていないという重要な観点が提示されている。すなわち、他者の振る舞いを知覚するとき、我々は、その振る舞いをすでにある一定の意味として、つまり悲しみや怒りとして理解している。それゆえ、振る舞いと心的状態の知覚を厳密に区別することは困難であり、また区別する必要もないわけである。

このように、シェーラーやメルロ＝ポンティによると、我々の日常的な他者認知では、他者の心的状態は、理論説やシミュレーション説が主張するような間接的な仕方では認識されるのではなく、振る舞いの知覚において直接的に見て取られている。彼らの立場が「直接知覚説」といわれるゆえんである。

3. 他者認知理論が満たさなければならない三つの制約

前節では、直接知覚説の基本的発想をシェーラーやメルロ＝ポンティの記述に基づいて確認した。しかし、彼らの見解（「初期の直接知覚説」と呼ぼう）がすでにそのまま他者認知に関する十分な理論になっているかといえば、その答えは否定的なものにならざるをえない。本節では、一般に他者認知の理論が満たさなければならない三つの制約を提示したガンゴパダイと宮原の議論 (Gangopadhyay and Miyahara 2015) を手がかりにして、この点を明らかにする⁵。

まずガンゴパダイらによれば、初期の直接知覚説は、他者認知がある種の直接的な仕方で行われていることに対しては十分な説明を与えている。すなわち、前節で確認したように初期の直接知覚説によれば、他者の心的状態は、その表情や振る舞いなどの表現されている部分から十分に理解可能である。ガンゴパダイらは、この点を踏まえて直接知覚説が満たしている制約を次のように表現している (Gangopadhyay and Miyahara 2015: 702)。

(1) 直接性制約 (immediacy constraint) : 他者の心的状態の認識は、我々に対して

⁵ 本稿では「他者認知理論が満たさなければならない制約」という表現で、一般に他者認知理論が合致しなければならない他者認知に関する事実、すなわち、少なくともそれと矛盾してはならず、その成立を説明できることが他者認知理論の利点と数えられるような事実——他者認知理論にとっての「データ」——のことを意味する。

他者の心を直接的に提示する。

直接性制約は、文字通り他者の心的状態が直接的に認識可能であることを述べており、初期の直接知覚説はこの制約を満たしている。この立場によれば、我々は相手の表情や振る舞いの知覚においてすでに（推論などの余分な操作を経ることなく）その相手の心的状態を認識しているからである。この点で初期の直接知覚説は、理論説やシミュレーション説では捉えきれない事態を説明できている。

しかし他方で、理論説やシミュレーション説にも支持できる点がある。そもそもこれらの説が、我々の他者認識を間接的な認知プロセスとして描いていたのは、他者の心的状態が「隠された部分」を有しているという端的な事実があるからである。すなわち、たとえ他者の心的状態の一部が知覚的・直接的に認識されることがあるとしても、他者の心にはそうした直接的認識によっては汲み尽くされない残余的な部分が常にあり、私に対して全面的に透明に与えられるなどということはない（もしそうであったら「他者」の心でなくなってしまう）。ガンゴパダイらは、他者認知理論が尊重すべきこの事実を、次のような仕方で表している（Gangopadhyay and Miyahara 2015: 702）。

- (2) 超越性制約 (transcendence constraint) : 社会的知覚〔他者の心的状態の知覚〕は、限られた側面においてのみ、他者の心を我々に提示する。

理論説やシミュレーション説がこの事実を問題なく説明できるのに対し、初期の直接知覚説はこの点に関して、少なくとも説明が不十分であるように見える。なぜなら、初期の直接知覚説が述べていたのは、他者の心的状態の認知は多くの場合に直接的（知覚的）であるということだけであり、そうした認知によって提示される以外の「隠された」側面があるかどうかについては何も述べていないからである。

さらにガンゴパダイらは、他者認知理論が満たすべき制約として、もう一つ次のような事実を挙げている（Gangopadhyay and Miyahara 2015: 702）。

- (3) アクセス可能性制約 (accessibility constraint) : 社会的知覚〔他者の心的状態の知覚〕は、他者の心の隠された側面を超越として知覚的にアクセスされ、せいぜい表現的振る舞いの直接的な経験を超越することによって規定される側面として提示する。

ここで述べられているのは、上の超越性制約がいう他者の心的状態の「隠された側面」は、ある時点では隠されていても決して原理的に不可知なものではなく、潜在的に明らかにな

る可能性を有しているということである⁶。すなわち我々の他者経験において、他者の心的状態は隠されたものとして認識されるにもかかわらず、相手への問いかけや探求によって明らかにされうるものとして与えられている、というのがこの制約の内容である。

先ほどの超越性制約の場合と同じく、このアクセス可能性制約は、理論説やシミュレーション説にとっては問題ないが、初期の直接知覚説にとっては説明の及ばない点になる。なぜなら、アクセス可能性制約は、他者の心の「隠された側面」について語っているが、前述のように初期の直接知覚説は、そうした側面を明示的には認めていない（明示的に否定もしていないが）からである。

このように、初期の直接知覚説は、少なくともそのままでは十分な他者認知理論であるとは言えない。それでは、直接知覚説の基本的な発想を維持しつつ、上の三つの制約を満たすような立場を考えることはできるのであろうか。これらの制約を定式化したガンゴパダイらは、そのような直接知覚説のバージョンとして、J・スミスが提唱する「共現前説」(Smith 2010)を挙げている。そこで次節では、その共現前説を主題的に検討してみよう。

4. 他者の心的状態に対する共現前説

スミスの共現前説は、端的に述べると、E・フッサールが提示した知覚理論と、心的状態についての機能主義的な見方を組み合わせることで、直接知覚説の枠内で他者の隠された心的状態の認識を説明しようとするものである。それゆえ共現前説は、直接知覚説の発展バージョンの一つとして理解できる。

フッサールによれば、何らかの事物を知覚するとき、我々はその対象の前面を現前するものとして捉えるのと同時に「絶えず必然的に事物の背面を共に現前させて」いる(I:139)⁷。例えば、目の前にあるマグカップを知覚するとき、私は、このマグカップを単なる二次元的な絵であるとは考えず、まさにマグカップとして意識している。このような知覚は、マグカップが立体的な対象であり、見えていない部分にもマグカップの表面が続いていると意識することによって構成されている。すなわち、我々の対象知覚は、今の位置から感性的に捉えられる現前だけで成立しているわけではなく、つねに背後の可能性が非感性的に共現前することで成立している。

そしてスミスによれば、以上のような対象知覚での現前—共現前図式は、他者知覚に類比的に援用できる。

本の背面が視覚的に現前することなしに視覚的に存在するように、他者の不幸は、その人のしかめ面だけが視覚的に現前していたとしても視覚的に存在する。この

⁶ この制約については、宮原氏本人から私信にて内容の説明をいただいた。もちろん本文中の記述は筆者の責任によるものだが、説明の労をとっていただいた宮原氏に記して感謝する。

⁷ フッサールからの引用は、Husserlianaの巻数をローマ数字、ページ数をアラビア数字で示す。

ような考えは、他者の心的状態へのアクセスを知覚的に説明するものである (Smith 2010: 739)。

すなわち、我々は、他者の振る舞いを知覚するとき、今見えている部分の現前と見えていない部分の共現前を共に把握して他者知覚を構成している。それゆえこの意味では、対象知覚と他者知覚は同じ形式を持ったものとして考えられる。

だが同時に、対象知覚と他者知覚における共現前は、完全に同一視できないであろう。すなわち、対象の前面の現前と背面の共現前という図式を、他者の振る舞いの現前と心的状態の共現前へと即座に適用することはできないように思われる。というのも、対象の見えない部分が見方を変えることによって充実可能であるのに対して、他者の見えない部分である心的状態は、どれほど他者の周りを回ったとしても決して充実されないからである (I: 139)。例えば、(悲しみで) がっかりうなだれている子どもを私が知覚したとしよう。このとき私がその子どもに対する視点をいくら移動させたとしても、私にとって感性的に現前するのはその子どもの身体であり、子どもの心的状態 (悲しみ) を直接現前的に知覚することはできない。

しかしこのような差異にもかかわらず、スミスは、他者知覚でも対象知覚のように、共現前する内容の充実が可能であると主張する。この主張を根拠づけるために、スミスは、心についての機能主義的な考え方に訴える。機能主義によれば、心的状態は一般に、ある一群の原因や結果のネットワークによって定義される機能的な状態である (cf. 金杉 2007)。例えば、「悲しみ」という心的状態は、失恋、親しい人との死別、論文の不採用通知、等々の原因から生じ、泣く、うなだれる、無口になる、等々の振る舞いを引き起こすような状態として理解できる。

ここで重要なのは、このような機能的状態としての他者の心的状態は、「予測」によって充実可能だと考えられる点である。すでに述べたように、スミスによれば、我々は、他者を知覚したとき、振る舞いの感性的な現前とともに、その他者の心的状態を非感性的な共現前によって認識している。しかしこの共現前は、それだけにとどまらず、ある心的状態を有している他者がその後とるであろう振る舞いを非直観的な予測という仕方で認識することも意味している。例えば、先ほどの子どもの知覚の場合、もし私がその子どもに「悲しみ」という機能的状態を帰属させるならば、私はそれによって、子どもが泣いたりその後無口になったりするという将来の振る舞いを予測できる。そして、もし本当にその子どもが、このような予測に合致した「調和的な振る舞い」をすることが現前的に知覚されたならば、そのことによって、その心的状態という共現前する内容は充実されることになる。スミス自身は、次のような仕方でこの事態を表現している。

他者の心的状態の共現前は、本の背面のように、共現前するものが現前することによってではなく、共現前するものと現前するものが調和的な経験に関与すること

によって充実すると考えられる (Smith 2010: 741)。

つまり共現前する心的状態の充実は、機能的状態としての心的状態の帰属から導かれる振る舞いの予測が、現前的な知覚内容と一致することで起こりうるわけである。

それでは、以上のようなスミスの共現前説は、前節でみた三つの制約を満たしているのだろうか。第一に、すでに見たように共現前説は、フッサールの議論に基づいて、他者の振る舞いの感性的な現前と心的状態の非感性的な共現前が協働して他者知覚が形成されていることを強調している。この意味で他者の心的状態は、直接的に認識されており、共現前説は直接性制約を満たしている。第二に、共現前説は、共現前する内容の充実という点で対象知覚と他者知覚が異なるものであり、他者知覚では、共現前する心的状態が決して完全に充実しないことを強調している。例えば、現前される他者の振る舞いが何らかの心的状態を有していることが共現前的に明らかになったとしても、その心的状態が具体的にどのようなものであるかを知覚的に確定することはできない。それゆえ、他者知覚が他者の振る舞いがある種の心的状態(主体性)を有していることを認識しているとしても、情動や意図などの心的状態の具体的な内容の確定は、我々の知覚経験を超越しているのである。この意味で共現前説は、超越性制約を満たしている。さらに第三に、共現前説によれば、他者知覚における非直観的な予測と、他者に機能的状態を帰属されることで得られる予測が一致するとき、他者の心的状態は知覚的に認識される。この意味で共現前説は、アクセス可能性制約を満たしている。

しかし以上のような利点にもかかわらず、本稿は、共現前説にも他者認識の理論として不十分な点があると考えられる。たしかに共現前説は、隠された部分も含めた仕方で他者認識を説明する理論としては有効かもしれない。だが我々の他者認識は、他者の心的状態を振る舞いの機能的状態として認識しているということの説明しきれないのであるか。この疑念は、次のような事態を考えてみることでより良く理解できるであろう。例えば、食事をともにしている他者が私に「飲み物が欲しい」と語りかけてくるという場面を想定してみよう。この場合、共現前説にしたがうと、我々は「私に飲み物を求める」という振る舞いを引き起こす状態として「何か飲みたい」という欲求を認識していることになる。しかし我々の日常的な他者認識は、それほど単純な認知で完了するわけではない。というのも、「飲み物が欲しい」と語りかけてくる他者が、私にとってよく知られている他者なのか、それとも初めて出会う他者なのかといった違いに応じて、私はその他者に対してどれだけきめ細かく適切な応答をできるかは大きく異なってくるからである。これは、そのとき認識している他者の心的状態の認識の豊かさが異なることを意味している。すなわち、我々が他者の心的状態を認識するという事態は、どのような他者でも同等の結果が得られるというわけではない。相手によって異なる豊かさや深さを持った認知が得られるのである。

以上を踏まえて本稿は、前節で挙げた三つの制約に、次のような四つ目の制約を加える必要があると主張する。

- (4) 他者の心的状態の認識は、問題となる他者との関係性や他者の置かれた状況の理解の深さに応じて、その内容の豊かさや正確さに関して大きく異なる。

この新たな制約に関しては、共現前説も十分な説明を与えることはできていないと思われる。なぜなら、共現前説が想定する我々の他者認知は、当の他者がいかなる種類の心的状態にあるのか——例えば「悲しみ」なのか「痛み」なのか——という点に関わる大まかなものであり、我々が多くの場合に、単なる心的状態の種類を超えた具体的内実を伴った認識をしている点について説明できないからである。すなわち共現前説は、我々が他者の心的状態を「悲しみ」や「痛み」として認識しているだけではなく、「いかなる悲しみなのか」「いかなる痛みなのか」という具体的で個別的な内容まで含めて認識しているという事実を説明できていない。

では直接知覚説の枠内で、この新たな制約を満たすような理論は可能なのであろうか。次節では、直接知覚説のもう一つの発展バージョンとして提案されている「相互作用説」が、まさにそのような理論になりうると論じる。

5. 相互作用説の検討：ナラティブ理論との関連

相互作用説は、ギャラガーによって直接知覚説の発展バージョンとして提案されたものであり、二つの際立った特徴を持っている (cf. Gallagher 2001; 2005; 2020)。

第一に、相互作用説は、私と他者の「二人称的」関係を中心的なモデルとして他者認知を説明しようとする。相互作用説によれば、理論説とシミュレーション説が主張する間接的な認知は「三人称的」関係での他者認知である (Gallagher 2020: 100)。三人称的關係とは、「行為の傍観者や観察者」として他者に関わるような関係であり、そこでは、一方の主体と他方の主体 (観察する主体と観察される主体) の行為の間に相互の直接的な影響はない。しかし、理論説とシミュレーション説への問題提起で示唆したように、三人称的關係での他者認知が我々の日常的な他者経験に適用できる場面は多くない。ここから相互作用説は、我々の他者認知を解明するために「二人称的」な間主観的關係に注目することを提案している。二人称的關係とは、私あるいは他者の行為が、相互に一定の行為や応答を動機づけたり、促したり、要求したりするような「行為の当事者」同士で構成される関係である。ギャラガーによると、我々は「多くの場合、何らかのコミュニケーション行為やプロジェクト、あらかじめ定義された関係の中で他者と相互作用しており、我々と相互作用する可能性があるものとして他者を扱っている」 (Gallagher 2020: 100)。そして我々の他者認知の実態を明らかにするためには、こうした相互作用的な関係にこそ注目すべきなのである。

第二に、相互作用説は、上記のような二人称的關係を「評価的理解 (evaluative understanding)」という概念を用いて特徴づけている (Gallagher 2005: 213; cf. Gallagher 2020)。二人称的な相

相互作用が通常の仕方で進行するとき、我々は、ただ相手の振る舞いを知覚するだけで、適切な応答を適切なタイミングで返すことができる。そしてこのような場合には、少なくともそうした応答ができる程度には、相手の心的状態を正しく把握できている。このような場合に働いている他者の理解が、評価的理解と呼ばれるものである。この理解が「評価的」と呼ばれるのは、それが相手の振る舞いをある一定の価値を帯びたものとして把握することを意味するからである。すなわち、この理解を働かせながら相互に作用するとき、当の主体同士は、相手の振る舞いを自分に対し一定の応答を引き出し、動機づけ、また適切にするようなものとして把握している。そして、この評価的理解は、通常の円滑な二人称の関係の中では常に暗黙的な仕方で行われている。例えば、餅つきの場面を想定してみよう。餅つきは、杵で餅をつく主体と臼の中の餅を混ぜる主体の間で行われる相互的な行為である。餅つきの中で、二人の主体は（この行為に慣れているとすれば）、相互に相手の振る舞いから導かれる適切な応答を暗黙的に選択し、適切なタイミングでそれを行うことができる。ここでは、相手が有している心的状態（「杵を振り下ろしたい」や「餅を混ぜたい」などの欲求や意図）を理論的に推論したりシミュレーションする必要はない。こうした例が典型的に示すように、我々の他者認知の多くは、意識的な操作を差し挟むことなく、他者の欲求や意図を行為の中から直接的に汲み取るという仕方でなされており、相互作用説によれば、こうした直接的な認知は、他者の振る舞いの評価的理解という仕方で成立しているのである。

さて以上が、相互作用説の概要である。すでに示唆したように、本稿の見立てでは、この説は前節までに挙げた四つの制約を満たす他者認識理論になりうるポテンシャルを持っている。以下ではそのことを示すため、相互作用説の内容を、その提唱者ギャラガーが明示的に述べていることを超えて展開してみたい。その議論の道筋は次のようなものである。まず我々は、上でいわれた「評価的理解」が、一般に技能知と呼ばれるものの一種として捉えられるということに注意を促す。そして次に、評価的理解を技能知の一種として捉えることで、他者の知覚的・直接的な認識に「ナラティブ的理解」と呼ばれる契機が本質的に関わることが自然に理解できるようになることを示す。そしてこのことは、前節の四つ目の制約で示した他者認識における「豊かさの差異」を、直接知覚説の枠内で説明することを可能にする論じる。

まずは、評価的理解と技能知の関係について確認しよう。技能知とは、例えば、自転車の乗り方、平泳ぎの仕方、日本語の話し方などを対象とした実践的な能力であり、命題知の形で明示的に表わすことが不可能（か極めて困難）な暗黙的知識とされる。これらの知識は、実践的・暗黙的能力が一般にそうであるように、自動性（非意識性）、効率性、熟練性、瞬時性などの特徴をしばしば伴うとされる。そして相互作用説がいうところの評価的理解も、確かにこのような能力の発揮として捉えることができる⁸。例えば、「笑顔で挨拶してくる相手にこちらも自然に笑顔で挨拶し返す」ことができるとき、我々は、他者が「いかなる欲求

⁸ 信原によれば、他者の心的状態に対する技能知は「相手の心的状態を命題的に理解することなく、相手の表情や振る舞いに適切に応答する能力」と規定される（信原 2014: 212）。

をもっているか」や「自分のことをどのように考えているか」などのことをわざわざ考えることなく、他者の心的状態についての一定の認識ができています。このような認識は、他者の心的状態を主題的に捉え、それを推論によって他者に帰属させるという命題知的な理解とは異なるものである⁹。

評価的理解を技能知の一種として捉え直すことは、前節で述べた他者認知の「豊かさの差異」を説明するうえで重要な、いくつかの観点をもたらす。第一に、一般に技能知については、習熟度や巧みさに関する「程度の差」を問題にすることができる。例えば、自転車の乗り方や平泳ぎの仕方を知っている人の中でも、その技能の習熟度や熟練度は、達人級から一応できるという程度まで様々であろう。そして、いま問題にしている他者認知の豊かさの違いは、他者への応答に関する技能知の深さの違いから生じたものとして捉えることができる。例えば、うなだれている子どもを見たときや、「飲み物が欲しい」と言われたときに我々が行う応答は、相手の意図や期待を正しく捉えたものであったり、逆にまったく的外れでそぐわないものであったりする。他者への応答の適切さに関するこうした違いは、「その特定の他者と評価的理解を通じてやりとりする」という技能知に私がどれだけ習熟しているかに関する違いから生じたものであるといえる。

また、技能知について一般にいえる第二の点は、それぞれの技能知は、それぞれ特定の種類の情報を活性化させたり、それに敏感に反応したりする能力を含んでいることである。例えば、自転車の乗り方を覚えるためには、体軸の傾きや進行速度、手足の位置などに関する情報に敏感に反応して、然るべき調整を行う能力を身に着けることが必要であろう。また同様に、平泳ぎをする、日本語を話す、といった他の技能も、それぞれ異なる種類の情報に対する敏感さや活性化の能力を必要とし、当の技能の習熟度は、そのような能力の習得の度合いによって大きく左右されるであろう。

では、ある他者の評価的理解においてこの能力に当たるものは何か。本稿は、それを当の他者に関する「ナラティブ（物語的な文脈）的理解」と考える¹⁰。ここでのナラティブ的理解とは、相手の性格やその固有の歴史性、自他の置かれている文脈などに関する理解のことである¹¹。D・D・ハットによれば、我々は、様々な種類のナラティブを学ぶことで他者の振る舞いに「性格や歴史、そしてその他の関わりがどのように影響しているのか」を理

⁹ 信原によれば、他者に対する命題知は「他者がどのような心的状態にあるかを命題で表し、その命題を真なるものとして受け取るような知のあり方」と規定される（信原 2014: 211）。理論説やシミュレーション説が推論やシミュレーションという操作で捉えようとしているのは、このような命題知である。

¹⁰ 実のところ、他者認知におけるナラティブ理解の重要性についてはギャラガーもある論文で触れている（Gallagher 2016）。ただし、同論文で彼が強調するのは、ある程度高度な知的操作を含む他者認知におけるナラティブの役割であり、本稿で論じている直接的・知覚的な他者認知のレベルでのナラティブの要素の働きには焦点が当てられていない。また関連して、評価的理解の概念がナラティブ的理解とどう関連しているかについても表立って論じられていない。

¹¹ 本稿が扱う「ナラティブ」は、臨床心理学などの「ナラティブ・アプローチ」や「ナラティブ・セラピー」で用いられているものとは厳密には意味が異なる（cf. 子安 et al. 2021）。すなわち本稿での「ナラティブ」は「主体が紡ぎ出す語り」だけを意味するのではなく、自己と他者がともに形作る状況や関係性を意図したものである。

解することができる (Hutto 2008: 29)¹²。実際、技能知の一種としての評価的理解は、相手と自己の間で形成される関係性や、相手の置かれた文脈の理解の深さに大きく依存するといえる。前節で取り上げた、食事中に他者が「飲み物が欲しい」と私に語りかける場面を今一度考えてみよう。私は、それがよく知っている他者(例えば、家族や親しい友人)であれば、これまでの経験から形成されるナラティブ的理解によって適切な飲み物を渡すことができる。例えば「この人は朝食では牛乳を、夕食ではお茶を飲むのを好む」であったり、「この人は猫舌だからいつもは冷たい飲み物を好むが最近健康のために温かいものを飲むようにしている」などのナラティブ的理解によって、他者へのより適切な応答が可能になるのである。それに対して、初めて食事を共にする他者であれば、十分なナラティブ的理解を行うことが出来ず、その人が求めている飲み物をスムーズに渡すことはできないであろう。

この例からもわかるように、評価的理解がうまく働き適切な応答ができるかどうか、言い換えれば、他者に関してどのくらい豊かで正確な認識を持ちうるかは、我々がその他者とどの程度馴染んでいるのか(=他者自身のナラティブや、自己が他者とともに形成するナラティブをどの程度把握しているのか)に応じて大きく変化する。我々の他者認識は、その都度単発で起こる心的状態を超え、他者との関係性や他者の置かれている状況にまで及ぶのであり、他者への適切な応答をもたらす評価的理解は、そうした状況や背景についてのナラティブ的理解に裏打ちされて初めて可能になる¹³。ただしあらためて注意しておく、こうしたナラティブ的理解の働きは、あくまで知覚的・直接的な他者認知の構成契機として捉えるべきものである。つまりそれは、評価的理解という暗黙的過程を構成する一契機として、明示的推論などの意識的操作とは区別された働きとして理解すべきものである。

それでは、このような相互作用説は、他者認知理論の制約条件を満たしているのだろうか。本節の最後にこの点を確認しておこう。第一に、相互作用説は、他者の心的状態の認識を技能知の一種である評価的理解による振る舞いへの応答という仕方で説明している。それゆえ、直接性制約を満たしている。第二に、評価的理解は、たしかに適切な応答という仕方で相手の心的状態を認識することである。しかし、適切な応答ができていても相手の心的状態は完全に明らかになっているわけではない。すなわち、評価的理解をしているときにも、その都度他者の心的状態の隠された部分は残り続ける。それゆえ、超越性制約を満たしてい

¹² ハットは、このような理解を「ナラティブ実践仮説 (narrative practice hypothesis)」と呼ばれる理論を手がかりにして考察している (Hutto 2008)。ただしこの仮説は、あくまでも素朴心理学、つまり命題知の獲得を念頭においた理論であり、本稿の立場とは異なる。

¹³ もちろんこのように言うことは、一般に「ナラティブ的理解」と呼ばれる契機が、比較的高度な他者認知——他者との関係や状況の明示的認知を基にした意識的推論などの形で行われるそれ——においても重要な役割を果たすことを否定するものではない。本稿が強調したいのは、広く「ナラティブ的理解」と呼ぶ契機がそのような意識的認知だけではなく、すでに他者の心的状態の知覚的認知においても本質的な役割を果たしているという点である。その意味で、ここで論じているナラティブ的理解は受動的な層に属するものといえる。ただし、例えば自閉症児の他者認知に関する研究などが示唆するように、こうした受動的な層の説明においてはより根源的な層(例えば、間身体性の領域)を考慮する必要があるかもしれない。本稿では、紙幅の都合からこれ以上立ち入ることはできないが、決してそのような根源的な他者認知の層の可能性を否定するものではないことを強調しておきたい。

る。第三に、評価的理解は、自己と他者の相互作用の中で行われるものであるため、互いに相手の心的状態は決して不可知なわけではなく、相互の働きかけの中で常に明らかになる可能性を有している。それゆえ、アクセス可能性制約を満たしている。第四に、本節でのこれまでの議論を通して、相互作用説が他者に対する認知の豊かさを説明しうるものであることを示された。それゆえ、本稿が提案している四つ目の制約を満たしている。

おわりに

本稿では、「心の理論」論争の代替案として提案されている直接知覚説の発展バージョンである共現前説と相互作用説について検討した。それによれば共現前説は、他者認知理論が満たさなければならない三つの制約を満たし、我々にとって隠された他者の心的状態の認識を説明することには成功している。しかし共現前説は、我々の他者認知がより豊かな内容を持ちうるということを十分に論じられていない。これについて本稿では、三つの制約に対して新たな制約を加える必要があると提案した。そして、本稿ではこの新たな制約を加えた四つの制約を満たす理論が相互作用説であると論じた。相互作用説によれば、我々は、他者の振る舞いに対して適切な「評価的理解」（これがナラティブ的理解と本質的な関連を持ちうることは上で示唆した）を通じて関わるという仕方、その心的状態を認識できているのである。

最後に、今後の課題について簡単に述べておきたい。第一に、本稿で注目した相互作用説は、自己と他者の二人称的関係を根本に置いているが、我々の日常的な他者認知では、理論説やシミュレーション説が主張するような他者を三人称的関係の中で認識するようなケースがあるのも確かである。それゆえ、そのような三人称的関係での他者認知と二人称的関係での他者認知の関係は、さらに考察すべき課題として残されている。第二に、本稿は、相互作用説とナラティブ的理解が重要な連関をなしていることを強調し、ナラティブ理論の重要性を強調するハットやギャラガーとは異なる仕方、直接知覚説の新たな展開可能性を明らかにした。今後さらにナラティブ理論と直接知覚説の関係を考察するために、彼らの議論との比較検討などの詳細な分析を進めていくことが必要であろう。

文献

- Barlassina, Luca and Gordon, Robert M, 2017, "Folk Psychology as Mental Simulation," *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, URL=<<https://plato.stanford.edu/entries/folkpsych-simulation/>>[accessed 2021/10/06].
- Churchland, Paul M, 1989, "Folk Psychology and the Explanation of Human Behavior," *Philosophical Perspectives*, 3, 225-241.
- Gallagher, Shaun, 2001, "The Practice of Mind: Theory, Simulation or Primary Interaction?," *Journal of Consciousness Studies*, 8 (5-7), 83-108.

- , 2005, *How the Body Shapes the Mind*, Oxford: Oxford University Press.
- , 2016, “The Minds of Others,” in Dahlstrom, Daniel O (ed.), *Philosophy of Mind and Phenomenology*, New York and London: Routledge, 117-138.
- , 2020, *Action and Interaction*, Oxford: Oxford University Press.
- Gangopadhyay, Nivedita and Miyahara, Katsunori, 2015, “Perception and the problem of access to other minds,” *Philosophical Psychology*, 28 (5), 695-714.
- Goldman, Alvin I, 2006, *Simulating Minds: The Philosophy, Psychology, and Neuroscience of Mindreading*, Oxford: Oxford University Press.
- Hutto, Daniel D, 2008, *Folk Psychological Narratives: The Sociocultural Basis of Understanding Reasons*, Cambridge: The MIT Press.
- Hutto, Daniel D, and Ravenscroft, Ian, 2021, “Folk Psychology as a Theory,” *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, URL=<<https://plato.stanford.edu/entries/folkpsych-theory/>>[accessed 2021/10/06].
- Merleau-Ponty, M, 1945, *Phénoménologie de la perception*, Gallimard.
- Ratcliffe, Matthew, 2007, *Rethinking Commonsense Psychology: A Critique of Folk Psychology, Theory of Mind and Simulation*, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Scheler, Max, 1973, *Wesen und Formen der Sympathie*, Bern und München: Francke.
- Smith, Joel, 2010, “Seeing Other People,” *Philosophy and Phenomenological Research*, 81 (3), 731-748.
- 池田喬・八重樫徹、2013、「共感の現象学」序説、『行為論研究』第3号、11-35.
- 金杉武司、2007、『心の哲学入門』、勁草書房.
- 子安増生、2000、『心の理論 心を読む心の科学』、岩波書店.
- 子安増生・丹野義彦・箱田祐二編、2021、『有斐閣 現代心理学辞典』、有斐閣.
- 信原幸弘・太田紘史編、2014、『シリーズ 新・心の哲学 I 認知篇』、勁草書房.

(たなか かなた・千葉大学)

法的確信 (*opinio juris*) の現象学的解明 ——フッサール現象学を慣習法論へ応用する試み——

宮田 賢人

序論

慣習法論における根本問題の一つに慣習法の妥当条件をめぐる問いがある。すなわち、ある共同体で慣行・慣習 (*custom*) として遵守されている社会規範は、いかなる条件で慣習法として妥当するか、という問いである。日本法や国際法を含む多くの法秩序は、慣習法を法源として認める (法の適用に関する通則法3条、国際司法裁判所規程38条1項b)。だが、慣行化された社会規範がすべて法的に妥当すると考えるのは、例えば、食事のマナーや年長者への礼儀、国際礼儀などが大抵の文脈では法でないといわれることを念頭に置けば問題がある。それゆえ、慣行化された社会規範のグループの内、いずれが (その逸脱に対して強制が課されるに値する) 慣習法の地位を有し、いずれがそうでないかを区別せねばならない。ここにおいて、冒頭の問題への応答が必要となる。

この問いに対する有力な答えは、一般慣行 (*usus*) と法的確信 (*opinio juris*) の二要件により区別するというものである (cf. 田中 2011: 82; 岩沢 2020: 55-60)。この説によれば、ある社会規範が法的に妥当するには、(a) 共同体でそれが慣行として継続的に反復されているという客観的要件 (一般慣行) と、(b) 共同体の成員たちがその慣行を法として認めているという主観的要件 (法的確信) の二つが満たされねばならない。この説は、民族に共通の確信 (*Überzeugung*) に法の起源を求めた19世紀ドイツの歴史法学派の議論に由来し、当初は、F. ジェニーら民法学者が国内法の文脈で彫琢してきた (多喜 2012)。だが現代では、統一的な法制定機関を欠く国際法の文脈で、慣習法の認定基準として頻繁に参照される¹。

しかし、この基準を慣習法の妥当条件として認めたとしても、法的確信とは何であるかが判然としない。一般慣行については比較的明快だろう。それに対して、ある慣行を法として認める法的確信が一体どのような意識状態であるのかは、それが慣習法を単なる慣行から区別するという重要な働きを担うにもかかわらず不明瞭である。仮にそれを、共同体の成員たちが「この実践的状况で ϕ することは妥当な慣習法の要請に合致すると確信している状態」と言い換えてみても、いかなる点で、それが単なる規範的確信 (この状况で ϕ することは妥当な「社会規範」の要請に合致する) と異なり、単なる慣行と慣習法との区別の根拠になるのかは定かではない。

以上をふまえ本稿は、法的確信という意識状態の構造とその生成過程を分析し、それを通じて、法的確信の概念規定について一つの提案をすることを目的とする。むろん、法的確信

¹ 例えば、2018年の国際法委員会の報告書 (ILC 2018) を参照。

については、これまでも、特に国際法の分野で相当の研究蓄積がある。だが、それらは、慣習法に遵う者が保有する意識状態としての法的確信そのものを分析するのではない。というのも、それらの関心は、外部から直接に観察不可能な法的確信が慣習法の妥当条件として適切か (Kelsen 1939)、それは問題のルールが法であると国家が公に明示しているという要件によって代替されうるか (D' Amato 1971)、一般慣行が存在しないものの法的確信が明確に存在する場合に慣習法の認定は可能か (Roberts 2001) といった諸問題に向けられ、意識状態としての法的確信の分析はなされていないからである。この点は、法的確信を、裁判官などの法実務家が慣習法認定の過程で創出した「制度的対象」として理解することを提案する Droubi (2020) も同様である。このように、従来の研究では、法的確信それ自体の分析が十分なされてこなかった。

そこで本稿は、慣習法に遵う者の観点に定位し、意識状態としての法的確信の解明を試みたい。従来の研究が法的確信の構造を解明できていない、あるいは、それに関心を向けない一つの理由は、慣習法認定の職務を担う裁判官の観点に定位して、法的確信へアプローチする点にある。つまり、慣習法に遵う者たちが保有する法的確信を、慣習法認定の一要件として眺めるような観点に立っている。だがそれでは、いままさに慣習法を遵守し、またそれを経験する者が保有する法的確信を詳しく解明することは叶わない。では、慣習法遵守者の経験にはいかなる方法で接近しうるか。

ここで用いたいのが、現象学的アプローチ、つまり一人称的な観点から私たちの経験を探究するという方法である (cf. 植村・八重樫・吉川編 2017: 4-18)。独自の身体をもった私は、その身体がある「いま・ここ」から世界をパースペクティブ的に経験する。そのように経験された世界で私は、物的対象のみならず、私と類似の身体をもつ他者と出会い、交流し、そして自らに対して現れている事態や自他の振る舞いを価値評価しつつ実践的に生きる。私は、特定の状況で特定の行為を他者に要求し、また逆に、他者の要求に応じて行為し、規範に遵う。この規範遵守の反復のなかで、当の規範が法であるという意識が私に生まれ、規範遵守の経験は慣習法に遵う経験へと変容する。慣習法に遵う者の経験を現象学的に探究するとは、以上のような一人称的経験の分析を通じて、法的確信の構造とその生成過程の解明を試みることを、またそれによって、いかにして慣習法という対象が世界に現出してくるかを理解することを意味する²。

より具体的には、エトムント・フッサールの現象学を参照したい。なぜならば、意識作用の本質と時間構造を分析した彼の一連の研究には、本稿の目的に資する洞察が含まれていると考えるからである。とはいえ、フッサールが慣習法のみならず法についても体系的には

² 注意すべきは、慣習法認定に携わる裁判官らの法実務家も、さらには法実務を体系的に考察する法学者も、それぞれ固有の仕方では法を経験する点である。そうであれば現象学は、法実務家や法学者の一人称的な法経験の分析にも用いられうる。本稿は、慣習法を遵守する共同体の一般成員の経験に定位した分析であり、そのかぎりでは、慣習法の現象学的分析の一側面でしかない。それを十全なものとするには、これらの法経験をそれぞれ解明し、その成果を統合する必要がある (結論部の第二段落も参照)。この点の明確化のきっかけをくれた匿名の査読者に感謝する。

論じていない以上、直ちに彼の議論へ向かうのは性急だろう(ただし、フッサールが法にまったく言及していないわけではない³)。

そこで次のように議論を進める。まず、フッサールの現象学をふまえ独自の法現象学を構想した尾高朝雄の慣習法論を検討し、それを通じて、法的確信の一般的特徴を予備的に考察する。ここでは、法的確信が規範価値および秩序価値への志向に基礎づけられ、その保有者を規範遵守へ動機づける確信であると論ずる(第1節)。次に、フッサールの現象学、とりわけ動機づけの議論と予期作用の分析に依拠しつつ、法的確信の構造と生成過程の探究を試みる。本節では、規範価値への志向に基礎づけられた確信がその保守者を動機づけるメカニズムと秩序価値への志向の生成プロセスが探究され、秩序価値への志向の有無が慣習法を単なる慣行から区別するという本稿の主張が提示される(第2節)。その後、本稿に対する二つの批判に応答することで主張を補足し(第3節)、最後に、今後の展望として、慣習法および法の本質探究への現象学的アプローチの可能性を述べる(結論)。

1. 予備的考察：尾高朝雄の慣習法論

京城帝国大学・東京大学で法哲学を教えた尾高朝雄は、日本における法現象学の先駆者である(石川 2006)。彼は、1930年からのフライブルク滞在時にフッサールの下で学んだ現象学(特に、超越論的現象学)をふまえ、社会団体・国家・法の現象学を構想した。その独自の現象学の全体も興味深い、ここで注目したいのは彼の慣習法論、特にその文脈でなされたゲオルク・イエリネックへの批判である。

19世紀後半から20世紀初頭に活躍したドイツの公法学者イエリネックは、『一般国家学』で慣習法の発生過程をめぐって「事実の規範力」という議論を提示した。彼によれば、私たちは、事実として繰り返されているものを基準とし、そこに規範性を見出す心的傾向をもつ。そして「慣習法は、[……] 反復された事実的なものを規範的なものとみなす、一般的な心的特性から発生する」(Jellinek 1900: 309=1974: 277)。ここで法的確信という概念は登場しないものの、一般慣行を法と認める確信は、事実的なものを規範的なものとみなす心的特性から生ずることが論じられたと理解できる。

尾高は、事実の規範力論を次の二つの点で批判する。第一は、イエリネックが「事実」とみなす社会生活における慣行は、何らかの目的を志向する点で、単なる事実ではないという点である。

イエリネックは、人間が一つの行為を慣行するということを、単なる「事実」と見ているのであるけれども、それは多くの場合において正当でない。人間の社会生活の中に一定の慣行が生ずるとするのは、それが全く無意味な生理現象ででもない

³ Loidolt (2010) を参照。

かぎり、少なくともその起源に遡れば、何らかの理由に基づき、何らかの目的に出でていないものはないといってよい。[……] 伝統や習俗は、最初から規範たるべき意味を有し、何らかの目的を志向していたからこそ、生活の規律として永きに亘って慣行されて来ているのである。[……] イェリネックは始めに事実があつて、それが規範適合性の表象を生んだのであるというけれども、実は、最初にあつたものは、事実を継起せしめる力を持ったところの「意味」であり、「目的」であると解さるべきである。(尾高 1942: 179) (引用に際し旧字は新字に改めた。以下同様。)

イェリネックが慣習法の発生を事実から規範への変化として理解したのに対して、尾高は、事実としての慣行を「規範たるべき意味」や「何らかの目的」への志向に導かれた、それじしん規範的なものと理解する。もっとも尾高は、すぐ次の箇所、そうした意味や目的を完全に失った事実慣行が存在することを一応は認める。

しかし、その場合でも、事実の規範力論は誤りだというのが尾高の考えである。というのも——これが批判の第二の点だが——「秩序の安定」という目的こそが事実としての慣行を慣習法へ転化させる動因だからである。

何故に、「無意味」な事実を法として取扱うことに「意味」があり得るか。それは、いかに無意味ではあつても、現在事実上の慣行として社会生活の中に踏襲されている事柄を俄かに否定・排除しようとするのは、秩序の安定性の上に好ましからぬ影響を及ぼす恐れがあるからである。[……] 秩序安定の目的が、素材たる事実法としての「意味」を付与して行くのである。事実上の慣行を「慣習法」にまで高めるものは、実にかくのごとき「規範意味付与」の作用でなければならない。(尾高 1942: 181-2)

ここで尾高は、慣行の反復という単なる事実ではなく、その反復に由来する秩序安定の目的が、事実上の慣行に「法」という規範意味を付与する作用を引き起こす(本稿の用語で言えば法的確信を生み出す)と考えている。

さて、本稿にとって、以上の尾高の批判が興味深いのは、その分析が、慣行としての社会規範ないし慣習法を遵守する者の一人称的経験に定位していると理解しうる点である。イェリネックが慣行を単なる事実と理解するとき、彼は、社会規範の遵守を、規範に遵守者の外側にいる観察者の立場から分析する。にもかかわらず、事実的なものの内に規範的なものが生ずると述べる時、分析の観点は規範遵守者の一人称的観点へ移行する。事実の規範力論にはこうした分析の観点の混在が見られるが、それに比べて尾高は、少なくともイェリネックよりは一貫して、規範遵守者の観点に定位した分析を試みる。規範に遵守者の観点から見たとき、慣行の反復は単なる事実ではない。その者の意識は、諸々の目的を志向することで、自らの行為に規範的意味を付与しており、それらの目的への志向が理由として働くこと

で慣行へと動機づけられている。では、いかなる目的への志向が、単なる慣行へ「法」という意味を付与するのか。

それは、当の慣行それ自体の目的およびその慣行の反復に由来する秩序安定の目的であった。前者は、慣行たる社会規範によって保障される価値（これを規範価値と呼ぼう）と言ひ換えうる。例えば、国際儀礼の遵守においては、他国への敬意の伝達という状態の価値が志向される。また、通行地役権を定めるルール⁴の遵守においては、自らが所有する土地への自由なアクセスという状態の価値が志向される。それに対して後者は、秩序安定という価値、より厳密に言えば、秩序の安定化により生ずる確実な予測可能性がもたらす価値（これを秩序価値と呼ぼう）への志向と言ひ換えうる。

一般的に言って、私たちは、共同体の他の成員の規範遵守が予測可能であることによって利益を得る。例えば、ある共同体で相続規範が一般慣行化すると、財産の相続資格のある者は、近い将来まとまった資産を相続できることを見込んで、早い段階から、新たな事業に投資できるという利益を得る。秩序価値は、社会規範の一般慣行化によってもたらされる価値であるから、社会規範それ自体が保障する規範価値からは概念的に区別しうる。それゆえにこそ尾高は、たとえ規範価値が失われた「無意味な」慣行であっても、それは秩序安定という目的への志向に基礎づけられた慣習法になりうると論じたのである。

尾高の慣習法論の要点を以上のように再構成した上でそれを踏襲すれば、法的確信の構造とその生成過程の一般的特徴は次のように整理できるだろう。ある行為を法として認め、当該行為に慣習法という意味を与えるような法的確信とは、二種類の価値、つまり規範価値と秩序価値への志向に基礎づけられた複合的な価値的・規範的な意識作用である⁴。それゆえ「この実践的状况で ϕ することは妥当な慣習法の要請に合致する」という法的確信（より一般的には規範的確信）は、その保有者に当の規範を遵守する理由を与え、その者の意志を動機づけるような確信である。このような複合的意識作用としての法的確信は、社会規範の遵守が反復され、一般慣行化し、秩序の安定化にともなう予測可能性の向上によって秩序価値への志向がもたらされることで生ずる。では、より具体的に、法的/規範的確信はいかなる仕方でその保有者を規範遵守へ動機づけるのか、また、秩序価値への志向はいかなる過程で生成するのか。次節では、これらの問いへフッサール現象学からアプローチしたい。

2. 法的確信の構造および生成過程の現象学的探究

改めて本節の課題を整理しよう。課題は二つある。第一は、社会規範に遵う者が保有する規範的確信の基礎にある価値への志向、および、それが保有者を規範遵守へと動機づけるメカニズムを解明することである。すなわち、規範遵守の経験の現象学的分析である(1)。第二は、規範遵守の反復の過程で、規範遵守者の意識が秩序価値をも志向するようになり、そ

⁴ ところで尾高は規範価値が失われた場合でも、慣習法が発生しうると考えていたが、この点に筆者は同意しない。この論点は第3節(1)で取り上げる。

の結果、単なる規範的確信からは区別可能な法的確信が生成するプロセスの解明である。つまり、法的確信の生成過程の現象学的分析である (2)。前者については、フッサールの動機づけの議論を、後者については、内的時間意識論とりわけ予期作用の分析を参照しつつ探究を進めていく。

(1) 規範遵守への動機づけ

フッサールは、志向的關係にもとづいて自我の意識が対象に触発されて、その注意が特定の方向へと動かされることを「動機づけ (Motivation)」の因果性と呼び、自然科学者をもっぱら関心を寄せるような実在的因果性から区別した (cf. IV: §55=邦訳第2分冊第55節; XXXVII: §22)⁵。私は自らの周囲の対象に影響を受けて行為する (例えば蕎麦を食べる)。ここで「なぜ、あなたは蕎麦を食べたのか」と問われるならば、私は、少なくとも二通りの答えを与える。一方で「蕎麦の与える刺激が神経を通じて脳へ伝わり、それを受けて脳が電流を発したから」と、実在的な物としての蕎麦と私の身体との間に存する因果関係を参照し、自然科学的に説明しよう。だが他方で、自らの行為を導いた目的 (空腹を満たす) を述べ、「その目的にはそれ自体として価値があると思うから」(XXXVII: 108) と、行為の「理由」を挙げて答えることもできる。後者を前者から際立てているのは、当の行為者の意識において働いている志向的關係 (空腹を満たすために、蕎麦を食べよう) の参照であり、フッサールは、志向的關係にもとづいて意識が動かされることを一般に動機づけと呼んだ上でその法則性を探究した⁶。

自我が特定の行為へと実践的に動機づけられるとき、ここには、目的への意志が手段としての行為への意志を動機づけるという法則性が存する。例えば、食事という行為において、その目的は食事がもたらす「満腹状態」であり、手段は「手にとり口へ運ぶ」という身体動作である。このとき「目的を意志することは手段を意志することを理性に即して要求し、目的意志が手段意志を『理性の意味において包含する』」(XXVIII: 53) ことで、自我はケーキに手を伸ばすよう動機づけられる。

また、何らかの対象を意志することの基礎には、その対象が実際にもつ価値を把握し、構成する価値評価作用——フッサールはそれを価値覚 (Wertnehmung) と名づけた (cf. IV: 9-10=邦訳第1分冊 10-11 頁; XXXVII: 71-72) ——が存しており、ここでも、目的への価値評価は手段への価値評価を動機づける。つまり、自我の価値評価作用は「W が価値あるものであり、かつ A が存在する場合に W も存在するという事態が妥当しているとき、このことを考慮すれば、A もまた価値がある」(XXVIII: 76) という法則に服する。先の事例の満腹状態を W、身体動作を A とすると、この法則により、行為者は、満腹状態という目的の価

⁵ 以下でのフッサールの著作からの引用は *Husserliana* の巻数をローマ数字、頁数をアラビア数字で表す。

⁶ このように理解された動機づけは、実践的意識作用のみならず、知覚や判断といった理論的認識を担う作用にも関わる (cf. IV: §56=邦訳第2分冊第56節)。だが本稿の目的は動機づけ一般の探究にはないので、以下では実践的な動機づけに焦点を絞る。

値を志向することで、目的実現の手段としての身体動作の価値をも志向するよう動機づけられる。

さて、同様の動機づけの構造は、規範遵守の場面にも当てはまる。規範的確信を保有する者、つまり、この状況で ϕ すること（例えば、他の親族に一定の相続分を認めること）が妥当な社会規範の要請に合致すると確信している自我の意識は、当の規範が保障する状態の価値（相続人の福祉）を価値評価作用により志向し、また、そのようにして構成された価値に触発される。この触発を受けた自我には、その規範価値の保障という目的への意志、および、その実現手段たる規範の要請に合致した行為 ϕ への価値評価と意志とが生じ、その結果、規範遵守へと動機づけられる。この動機づけの因果性が成立しているとき、規範的確信は、自我を行為 ϕ へと促す「理由」として働く。尾高が指摘したように、慣行の遵守には、このような仕方でも目的の志向が存するのだ。

ここで素描した規範遵守の分析がさらなる深化を必要とすることは言を俟たない。例えばそれは、共同行為や社会的作用の現象学により補完されねばならない⁷。というのも、規範遵守とは自我による単独行為ではなく、規範を介した他我との一種の共同行為であり、かつ他我に向けられた社会的作用を基礎とする経験だからである。例えば、親族間の相続規範の事例で、相続権にもとづく私の要求に応じて、兄が私に一定の相続分を認めるとき、その容認は義務の履行という性格をもつ。つまり、そこでは「相互に『交流する』個々人の単なる集合が、義務と権利の体系によって統一されている」（XIII: 105、原文の強調は省略）。このとき私と兄とは、前者は財産承継という作為によって、後者はそれを妨げないという不作為によって、相続規範の規範価値の保障という目的の実現を共に志向する。そうであれば、規範価値の保障は自我と他我とが共有する目的であり、その実現手段としての（不作為も含む広い意味での）行為は他我に向けられた作用に基礎づけられている⁸。もっとも、本稿の

⁷ 共同行為の現象学については木村（2018）、植村（2018）を、社会的作用については植村（2017）、鈴木（2021）などを参照。

⁸ この簡単な考察は、規範価値が単に主観的ではなく、間主観的に、そしてある意味で客観的に妥当することを示唆する。というのも以上の分析は、自我の規範遵守には、他我が自我と同様の規範価値を志向する（すべき）ことへの意識が伴うことのみならず、このような間主観的意識を自我がもつには、自我が、不特定多数の人々の間で妥当とされてきた類型的な実践知（「かくかくしかじかの状況では、かくかくしかじかの規範に遵うことが正しい」）にすでに親しんでいる必要があることをも予想させるからである。この見立てが正しければ、規範価値を構成する価値評価作用は、規範遵守の文脈に関連性のある諸々の類型的実践知に則して正当なものがそうでないものから区別され、それゆえ、それが構成する規範価値には、個々の主体や共同体のその都度の価値評価から独立した正当性条件をもつという意味で、客観性が備わると言える（例えば、私や私の家族が、公海の一部を自由に処分できるという事態に規範価値を帰属させるとしても、公海の領有を何人にも認めない類型的実践知が長らく妥当してきている以上、その価値評価は——私や私の家族の価値評価がどれほど明証的だとしても——正当ではないだろう）。このことはフッサールの価値現象学とも整合的である。八重樫（2017: 第4章）の整理によれば、価値覚とは、単なる評価的な感情ではなく、価値評価をなす主体が置かれた文脈に属する諸々の尺度に則して正当化された感情であり、この正当化された感情のみが、対象が実際にもつ現実的な価値を構成し、当の対象に価値を帰属させる判断を正当化する。それゆえに価値覚は、個々の主体や共同体の価値評価の傾向から独立した正当性条件をもった客観的価値（ここには規範価値も含まれる）を構成する。以上をふまえれば、規範的確信も——それが規範価値を構成する価値覚によって基礎づけられている以上——正当化されたものでなければならない。この規範的確信の正当性条件の構造の明確化も今後

主題は法的確信の現象学的分析にある。それゆえ、こうした論点の検討は別稿に譲り、単なる規範的確信とは区別された法的確信の生成過程の探究へと移りたい。

(2) 予期の安定化と法的確信の生成

前節で考察したように、法的確信は、規範価値と秩序価値への志向に基礎づけられている。それでは秩序価値への志向はいかなる過程で生ずるのか。この分析に際して鍵となるのが「予期 (Erwartung)」である。社会規範の遵守は相互行為の文脈で行われ、その反復が予期のネットワークを安定化させることは従来の慣習法論でも指摘されてきた (Fuller 1969)。相互行為の文脈で私たちは、互いに、私がどのように振る舞うと相手は期待しているかを先取りしつつ、その期待に応答する形で行う。この文脈での規範遵守の反復は、相互に絡み合う予期のネットワークを安定化させ、特定の状況における自他の振る舞いの確実な予期を保証する。その結果として、秩序の安定化とそれに由来する秩序価値への志向が生じることとなる。以上のプロセスを、フッサールの内的時間意識論およびそれにもとづく予期作用の分析を参照しつつ、より詳しく追跡しよう。まずは、フッサール現象学において、対象を予期する作用がいかにして成立するかを確認したい。

時間意識に関するフッサールの画期的な洞察は、「今」における意識が未来および過去方向への地平性を備えているということであった。つまり、今における意識 (原印象 *Urimpression*) には、「たった今あったもの」への意識 (把持 *Retention*) と「これから今へと到来するもの」への意識 (予持 *Protention*) とが伴われている。こうして、例えば、連続的な音の知覚の場合、「今現出している、いわば今聞かれている音の統握と、たった今いわば聞かれた音の第一次記憶 [すなわち把持: 宮田]、ならびに、まだ到来していない音の予期 (予持) とは、溶け合っている」(X: 35=132)。この内的時間意識の構造ゆえに、私たちはメロディをバラバラの音素として知覚するのではなく、一つのメロディラインとして経験しうる。

将来における何かに対する予期は、この内的時間意識に、類似のものは類似のものを喚起するという、意識の受動的領野をつらぬく原理である「連合 (*Assoziation*)」が関与することで生ずるとするのがフッサールの考えである。過去において「ある状態 $U \rightarrow q$ 」という事象の推移を経験したとき、その経験は把持され、意識の底に沈殿する。その後、意識の原印象において状態 U と類似した状態 U' が現れた場合、その状態 U' は把持されている過去の経験「 $U \rightarrow q$ 」を連合原理によって覚え起こす。それによって、 q と類似の「 q' 」の立ち現われは来るべきものとして必然的に動機づけられる。その覚起が明確で明瞭な再想起になると、 q' の立ち現われは予期されうるものとなり、[……] 根源的な明証において与えられている」(XI: 187-8=265)。

予期の明証は、類似の状況の反復により増大し確実な予期となる。その類似の状況が類型

の課題である。この論点を指摘してくれた匿名の査読者に感謝する。

的一般性となり、自我はその類型にもとづいて予測を行うようになるからである。そして「なにか新しいことがある場合にも、すぐに『経験的な確実性ととも』そのようなもの〔既知のもの：宮田〕として見いだされ」る（XI: 191=270）。このように、確実な予期作用は、把持-原印象-予持・連合原理・類似の経験の反復によって生ずる。

以上の議論は規範遵守をめぐる予期の安定化の過程にも応用できる。規範的確信にもとづいて規範遵守をする共同体の成員 A は、自らの周囲世界でその規範遵守に立ちあいそれを承認する成員 B と出会う。その後、類似した規範遵守の状況に A が直面したとき、把持されている過去の類似的経験と連合原理とにもとづいて、A は自らの規範遵守を B が承認することを予期するようになる。さらに A は、B の承認のみならず、B の側でも A が類似の状況で同じように規範遵守をすることを予期することをも予期するようになる。類似的規範遵守の反復を通じて、特定の実践的状況における特定の仕方での規範遵守に関する知は一般類型化（すなわち一般慣行化）し、A と B とは実践的状況における規範遵守を「経験的に確実なものとして」互いに予期し合うこととなる。こうして予期のネットワークの安定化が達成される。

法的確信の発生の決定的契機は、A が、予期の安定化のもたらす「利益」をも予期するようになったときである。規範遵守が一般慣行化するにつれて、A は、B が A の規範遵守を予期することのみならず、B がそれを前提に新たな行為を企図することにも注意を向けるようになる。例えば、その共同体で、一般慣行化した通行地役権に関するルールにもとづいて A の土地の通行権をもつ B は、今後も通行が可能であることを想定し、自らの土地を開拓して畑を耕すなど新しい事業を始めようとする。このとき A は、自らの規範遵守が B にとって予測可能であることが、つまり安定的秩序の存在が、B に利益をもたらすことを意識するようになる。また場合によっては、その逆に、B の規範遵守が予測可能であることで、同様の恩恵を A の側も得る（自らも継続的に B の土地に対する通行地役権を主張できる）ことを意識するようになる。こうして規範遵守についての安定化された予期は、秩序価値の予期にまで伸び広がり、A と B とはその価値を共に志向することとなる（以上の単純化された議論は、より多くの成員が関わる場合にも当てはまる）。このとき尾高の言う「秩序の安定」という目的への志向が生じたのだ。

本稿のテーゼは、このように共同体の成員たちの意識が将来における秩序価値を志向するようになったときに法的確信が単なる規範的確信から本質的に区別されるものとして発生する、というものである。上述のように、規範的確信は、規範が保障する価値を志向する価値評価作用によって基礎づけられている。成員の意識が秩序価値をも予期するようになるということは、この状態に、秩序価値を志向する価値評価作用が加わることを意味する。より厳密に言えば、原印象において規範価値を志向しつつ社会規範の要請に合致した行為 ϕ を意志している意識が、未来方向への地平において秩序価値をも予期するようになることで、当該行為 ϕ への意志に対する動機づけ力が強まる（それに応じて、当の社会規範か

らの逸脱は強制により防止されねばならないという必然性の意識が生ずる) ことを意味する。本報告の提案は、このような複合的な価値評価作用の状態に基礎づけられた特有の規範的確信を法的確信と呼び、単なる規範的確信とは区別することである。

この単なる規範的確信と法的確信との本質的な区別可能性の内に、単なる一般慣行としての社会規範と慣習法との本質的な区別可能性も存する。フッサールは『イデー』において、意識作用 (ノエシス) と意識の対象 (ノエマ) との相関関係そして志向的作用による対象構成を論じた。この議論を目下の文脈に応用すれば、単なる規範的確信が構成する対象は単なる社会規範 (単なる慣行) であるのに対して、法的確信が構成するのは、その逸脱に対して強制を課すに値するだけの拘束力を備えた慣習法規範である⁹。年長者への礼譲や国際儀礼は一般慣行化した社会規範だが、大抵の文脈で、それらは慣習法としては現れない。なぜならば、それらを構成する規範的確信は、秩序価値への予期を欠くからである。それに対して、相続や通行地役権 (その他、海洋上の航行規則、戦闘における文民への攻撃禁止など) を定める規範は、秩序価値に関わる蓋然性が高く、しばしば慣習法規範として現れる。このように、単なる慣行と慣習法とを対象 (ノエマ) の側で本質的に区別しうる根拠は、意識作用 (ノエシス) の側における秩序価値への志向の有無の内に根差しているのだ¹⁰。

3. 批判と応答

ここまで本稿は、法的確信の構造とその生成過程の解明を通じて、法的確信のありうる概念規定を提示した。本節では、想定されうる二つの批判——第一は規範価値への志向の必要性を、第二は既存の法秩序による承認の欠如を問題視する——に応答しつつ、先のテーゼを擁護するとともに、慣習法の妥当根拠をめぐる他の論点との関連を整理したい。

(1) 法的確信と規範価値への志向

第一の批判は、法的確信の基礎には秩序価値への志向のみで十分だと主張するもので、これは尾高の見解でもある。というのも、前述のように尾高は、慣行の目的 (規範価値) が失われた場合でも、秩序安定の目的への志向が「事実上の慣行を慣習法にまで高める」と論じたからである。本稿の考察の出発点である尾高自身が、秩序安定の目的 (秩序価値) への志向のみで慣習法は成立しうると明言する以上、そうした立場の支持可能性を検討せねばならない。

しかし、この見解は支持できない。なぜならば、仮に秩序価値への志向で十分とするなら

⁹ 「単なる社会規範や慣習法規範という対象が規範的確信や法的確信により構成される」という主張は更なる分析が必要である。一体、ある時点の共同体の成員たちの確信が、将来の不特定多数の成員たちをも拘束しうる規範を構成するというのは、いかなる事態なのか。この点に関して、A. ライナッハを参照しつつ、約束をするという社会的作用が、一定期間持続する契約としての約束という物的でもない独自の対象を生み出すと論じた植村 (2017) は示唆に富む。

¹⁰ 本稿の脱稿後、根岸 (2021) が類似のアプローチで慣習国際法を現象学的に分析していることを知った。他日、本稿との異同を検討したい。

ば、大抵、私たちが法とはみなさない対象も慣習法となってしまうからである。その典型が言語の使用規則である。ある共同体での同一の言語体系の共有とその使用規則の一般慣行化が秩序価値を生み出すことは、例えば、バベルの塔伝説が端的に示している。だが、大抵、私たちはそれを法とは考えずその逸脱に対して強制を課さない。その理由は、言語の規則は、それ自体が保障する規範価値を欠くからだと説明しうる。つまり、言語の規則は効率的協働という目的を達成するための道具なのであり、それ自体がなんらかの目的を持つのではない。この事例の教訓は、ある規則・規範が法であるためには、規範価値が不可欠だということである。

以上に対しては、それが尾高の主張の直接の反証にはならないという反論がありうる。言語規則は、成立当初から規範価値を欠くものである。それに対して、尾高の「無意味な」慣行とは、成立当初にはあった目的や意味(規範価値)が後から完全に失われた慣行であり、尾高が慣習法になりうると論じたのは後者であった。そうであれば、後者のような類型の慣行であれば、規範価値への志向なしに慣習法になりうるのではないか¹¹。

この反論には、尾高の想定するような無意味な慣行が慣習法となる事例は、そもそも現実には存在しないのではないかという疑念を提起することで応答したい。尾高は、無意味な慣行が法となる場合の具体例を挙げておらず、いかなる事例を想定していたかは不明であり、筆者にも具体例が浮かばない。だが、「意味の薄れた」慣行が法となる事例であれば考えられるだろう。例えば、「家」の存続を目的に家督相続が長らく慣行だった社会において、今やその重要性が著しく低下したが、まだなお慣行の意味は一応理解され、そして家督相続をめぐる予期の安定化が人々の間で生じており、秩序価値への志向が強いままであるという事例である。このとき「家」の存続という規範価値(目的)への弱い志向と秩序価値への強い志向との組み合わせが、家督相続に対する法的確信を生むことは考えられうる。もし尾高が、「意味の薄れた」慣行を念頭に置いていたのであれば、意味が完全には失われていない以上、それを「無意味」と形容するのは強すぎる表現である。あるいは、それでもなお、無意味な慣行が法となる事例があると論ずるならば、その具体例を示す必要があっただろう。

ところで、ある社会規範が規範価値や秩序価値をもつか否かは、その規範が遵守される実践的文脈に対して相対的だという点に注意が必要である。秩序価値については、ここまで本稿は年長者に対する礼譲を非慣習法の典型としたが、例えば、長老制が敷かれ、年齢階層にもとづく統治機構をもつ共同体では、年長者への非礼は、当該共同体の統治体制を根本から揺るがすという点で秩序価値をも毀損しうる。それゆえ、この文脈では、年長者への礼譲も法的拘束力を備えうる。規範価値に関しても、先に、言語の使用規則は規範価値を欠くとしたが、例えば、植民地統治下で植民地の先住民に対し宗主国が自国の母語を強制するような場合、言語規則も「宗主国への忠誠」といった規範価値を備えるようになり、文脈次第では、逸脱に対して強制が課される規範になるかもしれない。したがって、ある社会規範が単なる

¹¹ この反論を提起してくれた匿名の査読者に感謝する。

慣行かそれとも慣習法かに関するある程度は共有された私たちの直観には、「大抵の場合は」という文脈的留保をつねに付す必要がある。

(2) 慣習法の妥当条件としての既存の法秩序による承認

第二の批判は、既存の法秩序——国内法にせよ、国際法にせよ——による承認も慣習法の妥当条件とすべきことを主張する。慣習法の存在を認める立場は大きく次の二つに区分できる。第一は、ある慣行が法的に妥当するために、裁判官のような既存の法秩序の権威による慣習法認定を求める立場であり、第二は、そうした認定を必要としない立場である。慣習国際法の認定の場面に焦点を合わせる国際法学者たちは多かれ少なかれ前者を前提に議論しているだろう。また尾高も、前者に与していた。なぜならば彼は、法というものを、①共同体の成員が遵守する行為規範、②その逸脱を要件に強制を課す裁判規準としての強制規範、③強制規範の定立・適用・執行のプロセスを定める組織規範の三種の規範からなる複合体だとした上で、慣行が慣習法として妥当するには、組織規範により権限を付与された立法者や裁判官による承認が必要だと論じたからである（尾高 1956: 82-84）。

この批判は一見妥当に見えるが、直ちに受け入れてはならない。確かに、以上の立場は、慣習法の妥当根拠を既存の法秩序の妥当連関へ組み込むことで、法の妥当根拠の問題を一元的に理解しようというメリットをもつ。だが、その反面で、そうした一元主義的で狭隘な慣習法理解は、既存の法秩序の承認がなくとも、多様な行為規範が人々の生活関係を有効に規律し、法と呼びうる現象が既存の法秩序の外で生じているという現実を適切に考慮できないというデメリットをもつ。

この点を強調するのが、「法多元主義 (legal pluralism)」である (Griffiths 1986; 浅野 2018)。法多元主義は、法の妥当根拠を一元的・中央集権的に（典型的には国家法が承認した規範のみを法として）理解する法中心主義 (legal centrism) に対抗し、家族や教会、自発的結社、経済的団体など国家（あるいは国家間）以外の領域にも法と呼びうる対象が（既存の法秩序による承認の如何を問わず）存在していると主張する。この立場からすれば、既存の法秩序の承認を慣習法の妥当条件の一つとするのは問題だろう。

以上のどちらを支持すべきかについては、法多元主義を擁護しようか否かという問い、そして最終的には、法の本質をいかに理解するかという難問へ帰着し、本稿では答えることができない。とはいえ、いずれの立場にとっても、法的確信の概念とその明晰化は重要である。一方で、法中心主義にとっては、裁判官による慣習法の認定基準として、それは重要となる。他方で法多元主義においては、それに与する法理論家は、人々の生活関係を規律する（マナーなどを含む）一切の社会規範が法として理解されるという、いわば「法概念のインフレ」を堰き止め、法的規範と非-法的規範とをどこかで線引きする必要がある、その際の基準として法的確信の概念は有用となるだろう。

結論

本稿は、単なる慣行と慣習法とを区別する基準としての法的確信という意識状態の構造と生成過程の解明を、慣習法を遵守する者の一人称的経験を分析することで試みた。その成果は主に次の二点にまとめられる。第一に、法的確信は規範価値と秩序価値への志向に基礎づけられた複合的確信であり、秩序価値への志向は規範遵守の一般慣行化にともなう予期の安定化の末に生ずること。第二に、こうした構造のゆえに、法的確信はその保有者を規範遵守へと動機づける働きをもつこと。前節で述べたように、慣習法の妥当条件として、法的確信のほかに、既存の法秩序の承認を含めるべきか否かは別途考察の必要がある。だが本稿は、裁判官による慣習法認定や法理論家による多元的法体制の分析に際して、単なる慣行と慣習法あるいは慣習の領域で法と非-法とを区別する一つの基準をこれまでよりも明確な仕方提供できただろう。

とはいえ本稿は、慣習法という現象の一側面を論じたに過ぎない。というのも、尾高が論じたように、慣習法は、行為規範・裁判規準としての強制規範・組織規範の複合体として(少なくとも日本法では)理解しうるからである。本稿は、慣習法を遵守する共同体の一般成員の経験に定位することで、行為規範としての慣習法の現れを分析したに過ぎない。このとき、裁判官を始めとする法実務家には、慣習法が、要件-効果図式(慣習法の要請に反した者には、かくかくしかじかの強制が与えられるべし)を取った強制規範として現れていることや、法実務を体系的に分析する法学者に対しては、さらに、その強制規範=裁判規範が組織規範(誰々に法の定立・適用・執行の權威が与えられるべし)と関連した形で現れることは考察外に置かれていた。慣習法の現象学は、以上のような法実務家や法学者の慣習法経験を分析し、それを本稿の成果と統合して初めて十全なものとなる。

最後に、より大きな展望を述べれば、本稿は、現象学的方法に依拠した法の本質探究の第一歩である。ある規範を法たらしめる本質とはいかなるものかという問いは、古くからの法哲学の根本問題であり、いまなお議論されている(cf. Tamahana 2017: Ch. 2-3)。筆者の考えでは、この法の本質探究にあたって(特にフッサールの)現象学は独自の貢献をなす。彼の現象学の特徴の一つは、意識作用(ノエシス)と対象(ノエマ)との相関関係を前提に、前者の本質構造の分析を通じて、後者の本質を解明する点にある。ところで、法という対象——慣習法であれ制定法であれ、国内法であれ国際法であれ——が意識によって構成されることには、筋金入りの自然法論者を除けば、反対がないだろう。そうであれば、法という対象の本質もまた、それを構成する意識作用の本質構造の分析によって解明できるにちがいない。この想定のもと筆者は、本稿において、法的確信の本質構造を分析し、その内に単なる慣行と慣習法とを本質的に区別しうる根拠を見出した。同様のアプローチで、慣習法のみならず、制定法を含む法体系一般を分析することで法の現象学的な本質探究が可能かも

しれない。この可能性の具体化も今後の筆者の課題である¹²。

謝辞

本研究は科研費 (20K22047) (19K01231) の助成を受けた。

文献

・フッサールの著作

Husserl, E.

—*Husserliana*, Edmund Husserl, Gesammelte Werke.

Bd. IV, 1952, *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie, zweites Buch*. M. Biemel (Hrsg.), M. Nijhoff. (立松弘孝ほか訳、2001、2009『イデーンII—I、II』みすず書房) .

Bd. X, 1966, *Zur Phänomenologie des inneren Zeitbewusstseins (1893-1917)*. R. Boehm (Hrsg.), M. Nijhoff. (谷徹訳、2016、『内的時間意識の現象学』筑摩書房) .

Bd. XI, 1966, *Analysen zur passiven Synthesis. aus Vorlesungs- und Forschungsmanuskripten 1918-1926*. M. Fleischer (Hrsg.), M. Nijhoff. (山口一郎・田村京子訳、1997、『受動的綜合の分析』国文社) .

Bd. XIII, 1973, *Zur Phänomenologie der Intersubjektivität. Texte aus dem Nachlass, Erster Teil. I.Kern* (Hrsg.), Martinus Nijhoff.

Bd. XXVIII, 1988, *Vorlesungen über Ethik und Wertlehre 1908-1914*. U. Melle (Hrsg.), Kluwer Academic Publishers.

Bd. XXXVII, 2004, *Einleitung in die Ethik. Vorlesungen Sommersemester 1920/1924*. H. Peucker (Hrsg.), Kluwer Academic Publishers.

・その他

浅野有紀、2018、『法多元主義：交錯する国家法と非国家法』弘文堂。

D' Amato A. A., 1971, *The Concept of Custom in International Law*, Cornell U. P.

Droubi, S., 2020, "Opinio Juris: between mental states and institutional objects," in S. Droubi & J. d'Aspremont (eds.) *International Organisations, Non-State Actors, and the Formation of Customary International Law*, Manchester U. P., 62-101.

Fuller, L. L., 1969, "Human Interaction and the Law," in *The American Journal of Jurisprudence*. Vol. 14-1, 1-36.

Griffiths, J., 1986, "What is Legal Pluralism?," in *The Journal of Legal Pluralism and Unofficial Law*, Vol. 18, 1-55.

ILC, 2018, *General Assembly Official Records*, A/73/10.

石川健治、2006、「コスモス：京城学派公法学の光芒」、酒井哲哉責任編集、『岩波講座「帝国」日本の学知：第1巻「帝国」編成の系譜』、岩波書店、171-230。

¹² このことは別の形での法への現象学的アプローチを妨げない。現象学は、例えば、ケアの現象学やフェミニスト現象学のように、ケアに関わる者や女性・性的マイノリティの「具体的な」一人称的経験の分析を通じて、多くの成果を生み出してきた。同様のアプローチは法現象にも有効だろう。例えば、法を解釈・適用する個々の裁判官や紛争当事者の「具体的な」法経験の分析は有益な成果を期待しうる。

- 岩沢雄司、2020、『国際法』東京大学出版会。
- Jellinek, G., 1900, *Allgemeine Staatslehre*, O. Häring. (芦部信喜ほか訳、1974、『一般国家学』学陽書房)。
- Kelsen, H., 1939, “Théorie du Droit International Coutumier,” in Ch. Leben (ed.), *Hans Kelsen : écrits français de droit international*, PUF, 2001, 61-84.
- 木村正人、2018、「共同行為と期待の循環：草創期ドイツ社会学における現象学の位置」、『現象学年報』第34号、15-25。
- Loidolt, S., 2010, *Einführung in die Rechtsphänomenologie: eine historisch-systematische Darstellung*, Mohr Siebeck.
- 根岸陽太、2021、「国際法『学の危機と超越論的現象学』：事実学から人間的生の学問へ」、『世界法年報』、第40号、103-134。
- 尾高朝雄、1942、『実定法秩序論』岩波書店。
——1956、『法哲学』勁草書房。
- Roberts, E. A., 2001, “Traditional and Modern Approaches to Customary International Law: A Reconciliation,” in *The American Journal of International Law*, Vol. 95, No. 4, 757-791.
- 鈴木崇志、2021、『フッサールの他者論から倫理学へ』勁草書房。
- 多喜寛、2012、『慣習法と法的確信：民事法と国際法の視座から』中央大学出版部。
- Tamanaha, Z. B., 2017, *A Realistic Theory of Law*, Cambridge U. P.
- 田中成明、2011、『現代法理学』有斐閣。
- 植村玄輝、2017、「第8章 8-2 約束」植村玄輝ほか編、2017、『現代現象学：経験から始める哲学入門』新曜社、244-261。
——2018、「初期現象学と共同行為論の接点：期待していいこと、しないほうがいいこと、泥臭い仕事を厭わない人のための今後の課題」、『現象学年報』第34号、27-37。
- 植村玄輝・八重樫徹・吉川孝編、2017、『現代現象学：経験から始める哲学入門』新曜社。
- 八重樫徹、2017、『フッサールにおける価値と実践：善さはいかにして構成されるのか』水声社。

(みやた けんと・小樽商科大学)

同性愛者のアイデンティティ研究における現象学的アプローチの可能性 ——本質主義／社会構築主義を越えて——

島袋 海理

1. 問題の所在——「本質主義対社会構築主義」の相対化

同性愛者のアイデンティティをいかに捉えるのかは、欧米の同性愛研究においてつねに議論の主題の一つとなってきた。初期の同性愛研究は、同性愛者を異性愛者との明確な境界をもったマイノリティ集団とみなす「エスニック・モデル」を採用してきた (Epstein 1987: 20-2)。しかし 1980 年代にエイズ危機が到来すると、ポスト構造主義に触発された研究者は、既存の同性愛者像を脱し、アイデンティティの被構築性を理論化するようになる (Edelman 1994=1997; Butler [1991]1993=1996)。こうした試みは、「同性愛／異性愛」の二項対立の徹底的懐疑とアイデンティティの流動性への着目を特徴とするクィア理論の源流となった。

アイデンティティの被構築性という視点は同性愛の歴史研究にも影響を与える。歴史学においては、同性愛があらゆる時代や文化に広範にみられると主張する本質主義者と、同性愛が特定の時代や文化・言語において構築されてきたとする社会構築主義者の見解が対立してきた (Halwani 1998)。この対立は「本質主義対社会構築主義」論争を引き起こし、セクシュアリティをアイデンティティの中核に据える時代以前に“同性愛者”カテゴリーを適用することに関して、議論が重ねられてきた (魚住 2011)。このように、同性愛者のアイデンティティ研究の動向は、本質主義と社会構築主義の対立の歴史として整理される。

ただし、「本質主義対社会構築主義」の構図には検討の余地があることが指摘されている。Halwani (2006: 209) によれば、本質主義と社会構築主義の対立はいまだ「どの立場も明白な勝者にはなっていない」。両者の対立が行き詰まりをみせていることを踏まえ Halwani は、本質主義者と社会構築主義者の立論を詳細に検討し両者の主張を対立関係から解放すれば、同性愛者のアイデンティティに関する議論はさらに発展すると示唆する (Halwani 2006: 222-3)。社会構築主義を標榜する者が論敵を“本質主義者”と一方的に呼ぶことで「本質主義対社会構築主義」論争は成立していたという指摘 (Boswell 1992: 133) もあり、本質主義と社会構築主義の対立関係は疑似的なものである可能性がある。同性愛者のアイデンティティ研究を「本質主義対社会構築主義」の隘路に陥ることなく読み解くことが、現在の同性愛研究においては求められている。

こうした問題設定を踏まえたとき、日本において同性愛者のアイデンティティ研究の動向を整理することには一定の意義がある。なぜなら、欧米と日本とでは同性愛者をめぐって歴史や社会的状況が異なるため、研究者たちのあいだでは日本独自の問題背景に応じて議論することが目指されてきたからである (風間 1997: 32; ヴィンセントほか 1997: 150-4)。

川坂和義が的確に指摘するように、日本のゲイ・スタディーズは「同性愛者が主体的に自分の問題を語ることによる日本におけるゲイのアイデンティティ構築」(川坂 2021: 128)を目指した当事者研究の側面を有していた。こうした事情に鑑みれば、日本における同性愛者のアイデンティティをめぐる議論は、欧米における議論とは異なる次元で展開されてきたといえる。日本における同性愛研究の展開を仔細に検討することで、本質主義と社会構築主義を相対するものとする見方を乗り越えることが期待できる。

しかし、同性愛者のアイデンティティ研究の展開を総合的に把握する試みは、管見の限りほとんどない。日本の同性愛研究をめぐっては、カミングアウト研究(川坂 2008; 大坪 2019)やゲイ・スタディーズ(川坂 2021)の動向は整理されている一方、アイデンティティ研究の動向は十分に整理されていない。日本の同性愛研究者は、欧米における本質主義理論や社会構築主義理論をどのように受容してきたのか。またゲイ・スタディーズの後続研究は、アイデンティティをどのように理論化してきたのか。同性愛研究者はアイデンティティの何を争点としてきたのか。本質主義/社会構築主義の隘路に陥ることなく研究動向を把握するためには、これらの問いにもとづき同性愛研究を整理する必要がある。

そこで本稿は、日本における同性愛者のアイデンティティ研究の動向を整理し、アイデンティティ研究の日本的展開の様相を明らかにする。この研究目的を達成する作業(研究動向の整理)は2節で行われ、3節では、2節の作業により導き出される当該研究領域の課題を指摘する。そして本稿は、その課題を乗り越えるには、理論と方法の連続した枠組みをもつ現象学的アプローチが有効であることを明らかにする。これが本稿の第二の目的であり、現象学的アプローチの詳細は、4節で理論、5節で方法の順に説明する。

2. 同性愛者のアイデンティティ研究の日本的展開

本節では、日本において同性愛者のアイデンティティがいかに検討されてきたのかを、同性愛研究のレビューにより検討する。同性愛者のアイデンティティを日本の学術領域で本格的に取り扱いはじめたのは、ゲイ当事者によって担われたゲイ・スタディーズである(川坂 2021)。本節はゲイ・スタディーズの議論からレビューを開始し、日本における同性愛者のアイデンティティ研究の変遷を整理する。

(1) ゲイ・スタディーズ—同性愛カテゴリーのポリティクス

ゲイ・スタディーズのアイデンティティ理論は本質主義的だと形容されることが多い。原因の一つは、性的指向概念にある。これは *sexual orientation* の訳語であり、1991年から展開されたいわゆる「府中青年の家裁判」¹のなかで「性的指向」という訳が提起された。ゲイ・スタディーズの論者でこの裁判の原告でもあった風間孝は、異性愛と同性愛との同等性を

¹ 動くゲイとレズビアンのが東京都により府中青年の家の利用を拒否されたことをめぐって展開された裁判。詳細は風間・河口(2010)参照。

強調するために「性的指向」という表現を用いたと説明する（風間 1999: 16）。さらに orientation が「志向」や「嗜好」と訳された場合、同性愛が私的領域に留められてしまうという問題意識（ヴィンセントほか 1997: 210-1）のもと「指向」が選定され、「本人の意志では選択や転換ができない」という本質的な意味のもと、性的指向概念は定式化された²。

このように本質主義的なセクシュアリティ観を採用したゲイ・スタディーズの論者だが、本質主義理論か社会構築主義理論のいずれかに与することは拒否してきた。実際、日本文学研究者のキース・ヴィンセント、社会学者の風間と河口和也によって書かれた『ゲイ・スタディーズ』（ヴィンセントほか 1997）は、欧米の同性愛研究における本質主義と構成主義の対立を紹介するも、日本におけるゲイ・スタディーズはホモフォビアを乗り越えるための独自の理論化を行うと宣言する。

私たちにとっての「今日の問い」は、いかにホモフォビアと闘うかということである。いかなる理論的立場を取るか、いかなる学派に属するか、それは本質主義か、構成主義か、等々というのは二次的な問いに過ぎないのである。（ヴィンセントほか 1997: 154）

日本のゲイ・スタディーズの論者は、社会のホモフォビアを乗り越えるという目的を達成するための理論化を目指していた。実際、フーコーの理論を、「抵抗の理論」として議論に組み込む試みもあり（河口 1997; 風間 2002）、ゲイ・スタディーズは社会構築主義理論も柔軟に取り入れた理論化を行ってきた。

ただし同性愛カテゴリーの解体については、慎重な姿勢がみられる。先に示した『ゲイ・スタディーズ』は、集合的アイデンティティとしてのカテゴリーが個々人の差異を抹消することに言及しつつも、「世の中が異性愛主義に支配されている限り、そのカテゴリーを捨て去ることはできない。否、できないのではなく、捨てるはいけないのである。そうしてしまうと異性愛主義が絶対化するだけなのだから」（ヴィンセントほか 1997: 160）と指摘する。ここでは、異性愛主義の解体をカテゴリーをめぐる課題の解消に優先させる立場から、異性愛のヘゲモニー批判としての潜勢力を同性愛カテゴリーに見出している。ゲイ・スタディーズの論者は同性愛カテゴリーを、異性愛主義やホモフォビアを乗り越える方途として重視していた。

同性愛カテゴリーの政治性を追求するゲイ・スタディーズが目指したのは、カミングアウト行為である。同性愛者のカミングアウトは「ゲイの主体そのものの社会的で政治的な形成の始まり」（ヴィンセントほか 1997: 95）とみなされ、政治的实践としての側面が強調されてきた。風間も、府中青年の家裁判などを事例に挙げながら、カミングアウトは「権力関係の中で構築されたアイデンティティを用いながら、公／私の区分けが同性愛をそのいずれ

² 本質主義的な意味づけがなされた性的指向概念が、セクシュアル・マイノリティ当事者にはいかに受容されたのかについては、武内（2022）参照。

からも排除することに対して疑問を付していく抵抗の行為」(風間 2002: 361-2) であると喝破する。ゲイ・スタディーズはアイデンティティの被構築性を踏まえつつも、ホモフォビアを揺るがす契機として同性愛カテゴリーのポリティクスに着目した。

(2) レズビアン・スタディーズ—アイデンティティ・ポリティクスの擁護

同性愛カテゴリーの政治的効果は、レズビアン・スタディーズにおいても検討されてきた。飯野由里子は『レズビアンである〈わたしたち〉のストーリー』(飯野 2008) において、1970年代後半以降の日本のレズビアン・アクティヴィズムの言説を分析する。飯野は社会構築主義者がアイデンティティ・ポリティクスに向けた批判に言及しつつも、日本のレズビアン・アクティヴィズムの歴史を辿りながら、『同性愛』や『レズビアン』といったカテゴリーを用いて〈わたしたち〉という集合性を可能にしようとしたストーリー実践」(飯野 2008: 25) に対して肯定的な立場を取ると宣言する。高橋慎一が同書の書評で端的に言い表したように、飯野の議論は「アイデンティティを基盤とする政治を擁護する」(高橋 2008: 193) 研究として評価された。

堀江有里は、アイデンティティ・ポリティクスに関する議論をさらに推し進めた。堀江は、カテゴリーがアイデンティティの固定化を招くという欧米における議論を紹介するも、カテゴリーを通じて同性愛者の「集合行動が培われてきた欧米(とくに北米)と、この日本では、状況はあまりにも異なる」(堀江 2008: 158) と分析する。この問題意識のもと堀江は「差別構造を追求する手法を、ひとまずは選んでみるべきなのではないだろうか」と主張し、「わたしは『レズビアン』にこだわりたい」と指摘する(堀江 2008: 158)。

同性愛差別に抵抗する手法としての「レズビアン」という課題設定は、『レズビアン・アイデンティティーズ』(堀江 2015) に引き継がれる。堀江はアイデンティティの差異や多様性を排除することのない暫定的な抵抗の場として、単数形の「アイデンティティ」ではなく複数形の「アイデンティティーズ」を提唱する。

多様な〈生〉をもつ複数のレズビアン(たち)が、暫定的に〈レズビアン・アイデンティティーズ〉を引き受け、それを表明していくなかで、何者かに〈なる〉こと。境界を越境していくこと。そして、個別の〈アイデンティティ〉自体を問い直して作りかえたり、ほかの〈アイデンティティ〉を招き入れたりしていくこと。そうした作業をとおしてしか、レズビアン(たち)の不可視性や抹消への抵抗は存在しえないのではないだろうか。[……]〈レズビアン・アイデンティティーズ〉とは、そのような「批判力を備えた場」として把握することができる。(堀江 2015: 160-1)

堀江は、レズビアンが異性愛規範とセクシズムという二重の困難に直面してきたことを踏まえ、その困難への抵抗の契機として、レズビアン同士が連帯して同性愛差別に抵抗する「レズビアン・アイデンティティーズ」を構想した。このようにレズビアン・スタディーズ

は、アイデンティティの多様性を前提としつつも、レズビアン同士の連帯による抵抗の可能性を手放さず、アイデンティティ・ポリティクスの政治的効果を追求してきた。

(3) セクシュアリティ研究——「同性愛／異性愛」構造の攪乱

同性愛カテゴリーやアイデンティティ・ポリティクスを擁護する議論にはしかし、批判も寄せられてきた。竹村和子は、「同性愛／異性愛」の構図にもとづく連帯を志向する同性愛解放運動の戦略について、「性にまつわる多様な関係を、異性愛者と同性愛者という二つの固定したカテゴリーのなかに押し込めることこそ、近代がつくりだした幻想の二元論ではないか」(竹村[2002]2021: 94)と指摘し、「同性愛者というカテゴリーの主張は、けっして解放言説の最終的な目標とすべきではない」(竹村[2002]2021: 45 強調原文)と主張する。竹村は異性愛／同性愛の序列構造とジェンダー規範を生み出すメカニズムを「[ヘテロ]セクシズム」と呼び、同性愛カテゴリーを前提とする解放言説を批判する。

ゲイ・スタディーズの論者が注目してきた性的指向概念についても、批判が展開されてきた。例えば石井香里は、性的指向を「生得的なもので本人にはどうすることもできない制御不可能なものと考え、自分はそうではないと感じているレズビアンを排除することにもつながる」(石井 2009: 78)と指摘する。また伊野真一は、日本のゲイ・スタディーズの論者の言説を直接の批判の対象としている。先述した通りゲイ・スタディーズの論者はセクシュアリティの選択不可能性を強調するため *sexual orientation* を「性的指向」と訳したが、このことに対し伊野は、「本来的には、『嗜好』『志向』であったとしても差別されていいわけでもない」(伊野 2005: 49)にもかかわらず、「『性的指向』か、『性的志向』『性的嗜好』かという二者択一の問いに答えることを要求することこそが差別の論理であり、その問いに答えようとする者が、差別の共犯者となる」(伊野 2005: 52 強調引用者)と批判する³。

セクシュアリティ研究者が同性愛カテゴリーや性的指向概念の援用を批判したのは、同性愛差別を成立させている構造を根本的に乗り越えようとしてきたからである。「同性愛／異性愛」や「選択可能性／選択不可能性」という二項対立にもとづいた議論をしている以上、二項対立を強いる根本の構造は温存される。こうした二項対立を産出する差別の構造、すなわち「差別の論理」(伊野 2005)あるいは「[ヘテロ]セクシズム」(竹村[2002]2021)を問題化すべきと考える竹村や伊野は、カテゴリーに依拠した解放言説やゲイ・スタディーズの議論を批判してきたといえる。

それでは、「差別の論理」や「[ヘテロ]セクシズム」はいかにして乗り越えられるのか。

³ こうした主張は、江原由美子の差別論を彷彿とさせる。江原によれば、「被差別者は『差別』という事実の前において同一であるだけであって、その状況において多様である」(江原[1985]2021: 130)。それにもかかわらず、差別の原因を差別者と被差別者のあいだに存在する「差異」にあるとみなし、「差異」が「差別」の原因であるかのように語る論理構成がある。江原はこれを「差別の論理」と呼び、差別の言説は「『差別の論理』が立てた問いをそのままにして、その答えの不当性にばかり議論を持っていってしまうため、その問いの立て方自体、問題設定自体の不当性に気づかなくさせられてしまう」(江原[1985]2021: 137 強調原文)と指摘する。この課題を乗り越えるためには、「差別の論理」を根源的に批判する反差別言説の構築が重要であると江原は主張する。

竹村は、カテゴリーと経験のずれからアイデンティティを脱構築していく道を提唱する。

わたしたちが社会構築されている存在であるかぎり、その構築のまったき外側に、わたしたちの位置を一現実としても、理念としても一定位することはできない。わたしたちにとって可能な道は、構築の過程で生み出される社会的カテゴリーと個別的な経験のあいだのずれに目を向けることであり、それによって、わたしたちのアイデンティティをアイデンティティの内部で脱構築していくこと〔……〕である。

(竹村[2001]2013: 30 強調原文)

セクシュアリティ研究者は、カテゴリーと個別的な経験のずれに規範攪乱の可能性を見出す。実際伊野は、同性愛者に対する調査からこのずれの感覚が表明されたことを踏まえ、「カテゴリーとの距離を操作しながら自己を語るができるエイジェンシー」(伊野 2005: 46) の政治的効果を主張する。さらに石井はレズビアン・パッシング実践の多様な例を分析し、パッシングを「カミングアウトの対極に位置する消極的な実践ではなく、ジェンダーに規定される異性愛と同性愛という二つのカテゴリーを往来する脱構築的な実践」(石井 2009: 76) として再定式化する。

このように、カテゴリーやアイデンティティを前提としてホモフォビアを乗り越えようとする議論を批判した論者は、同性愛者の抑圧や差別の根源にある「差別の論理」や「[ヘテロ]セクシズム」を解体するための方途を探ってきた。その際に重視されたのは、既存の支配的なカテゴリー理解やアイデンティティ理解を攪乱しうる個別的な経験や諸実践であった。

ここまで、日本における同性愛者のアイデンティティ理論の変遷を検討してきた。ゲイ・スタディーズやレズビアン・スタディーズは、具体的な差別問題やホモフォビアの抑圧を乗り越える方途としてアイデンティティに着目し、政治的アイデンティティの理論化を志向した(1項、2項)。対してセクシュアリティ研究は、具体的な差別事象やホモフォビアの根底にある異性愛規範を乗り越えるための諸実践について理論的に考察した(3項)。

本節が明らかにしたことは、日本における同性愛者のアイデンティティ研究は、欧米とは異なる様相を呈したことである。すなわち、同性愛者のアイデンティティの被構築性を前提としたうえで、何にホモフォビアや異性愛規範の解体を期待するかをめぐって議論が展開された。また、欧米の最先端の理論をただ導入するのではなく、社会構築主義者によって批判された同性愛カテゴリーやアイデンティティ・ポリティクスの意義を再検討し、そこに政治的効果を見出す議論がゲイ・スタディーズやレズビアン・スタディーズから提起された。

また本節は、「本質主義対社会構築主義」とは違う位相で、同性愛研究者間に見解の相違がみられることを示した。カミングアウト実践やアイデンティティ・ポリティクスの政治的効果を強調してきたゲイ・スタディーズやレズビアン・スタディーズに対し、セクシュアリティ研究はそうした見解とは別のところにある異性愛規範の攪乱可能性を考察してきた。

ただし、両立場はいずれも、異性愛規範やホモフォビアを乗り越えるのに資するアイデンティティや実践を追求するという共通の土台に立っていたといえる。本節は、政治的効果を持つ同性愛者のアイデンティティや実践を追求する試みの蓄積として、日本における同性愛者のアイデンティティ研究の動向を整理した。

3. 同性愛者のアイデンティティ研究の隘路

同性愛研究者がカミングアウトの政治的効果を称揚することについては、危険性も指摘されてきた。先に紹介した伊野(2005)はアイデンティティやカミングアウトへの支配的な理解に対し違和感やずれの感覚を語る同性愛者の存在を紹介しているが、「カミングアウトのモデルの政治的なマニフェストは、皮肉にも、アイデンティティを持つべしという規範を共有できない者に対してはドグマとして抑圧的にしか作用しない」(伊野 2005: 64)と指摘する。アイデンティティやカミングアウトに政治的効果を見出す議論が、それに違和感を覚える同性愛者の感覚を否定するものとして流通することを伊野は危惧しているといえる。

他方、アイデンティティの攪乱に政治性を見出す議論にも、同様の批判が向けられている。清水晶子は、流動的なアイデンティティを有するものの「社会生活上では絶え間なく男か女かの一貫したアイデンティティへの統合を迫られ続ける」マイノリティを例に出し、伊野(2005)らの議論が既存の『アイデンティティの主張』への安易な批判へと流用されることを、警戒しなくてはならない」と指摘する(清水 2006: 185)。清水は、研究者により政治的効果が期待される実践を称揚する議論が、そうした議論では説明できない当事者の困難を不可視化する根拠に転用されてしまうことを懸念しているといえる。このように、政治的効果が期待されるアイデンティティや実践を研究者が擁立する試みは、そうした試みでは説明できない同性愛者の問題を見落としてしまうという原理的な課題を内包している。

こうした指摘を踏まえたとき、政治的効果を持つアイデンティティや実践を研究者らが擁立するという、これまでの同性愛者のアイデンティティ研究とは異なるアプローチの研究が求められる。ゲイ・スタディーズやレズビアン・スタディーズは具体的な差別事象やホモフォビアを乗り越える方法としてアイデンティティの政治的有効性を強調してきたが、研究者によって措定されてきた政治的アイデンティティに先立つ、同性愛者個々人のアイデンティティ理解や個々人の経験は、十分に検討してこなかった。

セクシュアリティ研究も同様の課題を抱える。確かに伊野(2005)は同性愛者への調査を通じて個別的な語りを検討してきたものの、その語りの詳細が明かされることはなく、どのような人がカミングアウトへの支配的な理解に違和感を表明しているのか、またそうでない人はどのようにカミングアウトを理解しているのかについても分析されていない。多様なパッシング実践の例を紹介した石井(2009)然り、セクシュアリティ研究者は自身が着目する政治的実践の効果を保障する同性愛者個々人の経験のみを検討してきたのではなかろうか。言い換えれば、セクシュアリティ研究においては、同性愛者個々人の語りをみること

の意義が政治的効果を見出すことに切り縮められてきた。政治的に有効なアイデンティティや実践を打ち立てる試みが前述した原理的課題を内包する以上、政治的有効性主導で同性愛者個々人の経験や意識に迫るのではなく、同性愛者個々人の経験や意識それ自体を詳細に明らかにする研究が求められる⁴。

ここで参考になるのは、金田智之のカミングアウト研究である。金田は解放や抵抗の手段として研究者によって意味づけられてきたカミングアウト行為の意味を、同性愛者へのインタビュー調査にもとづいて詳細に検討する。その結果、自らのセクシュアリティが他者に“バレバレ”であると語る同性愛者や、自己のセクシュアリティを隠す必然性を感じていない当事者の語りから、解放や抵抗の手段に還元されない同性愛者のカミングアウト行為の意味を提示する。このカミングアウト理解を踏まえ金田は「いかなる場合にカミングアウトが行われるのか、ということは動的なものであり、ただ同性愛者を取り巻く環境における抑圧や権力へとその理由を回収することはできない」（金田 2003: 76）と指摘し、カミングアウト行為の意味を“個人の選択的行為”として再構成する。

金田（2003）を踏まえれば、アイデンティティの政治的効果を裏づける目的ではなく、研究者らによって構成されたアイデンティティ理解を再構成する目的で、同性愛者個々人の意識や経験を検討するという研究の方向が導出される。あるアイデンティティが政治性を有しているかどうかにかかわらず、個々の同性愛者は生活史的に規定されながらそれぞれアイデンティティを形成している。しかしこうした実態は、これまでの議論においては部分的にしか参照されてこなかった。そこで、金田（2003）がカミングアウトを事例として行なったように、研究者によって措定されたアイデンティティ理解を括弧入れし、政治的効果には還元されない同性愛者個々人の生きられた経験に焦点を当て、同性愛者個々人の意識にもとづいてアイデンティティ理解を再構成する研究を構想する必要がある。次節以降では、この研究構想を具現化するアプローチとして、現象学的アプローチを検討する。

4. 現象学的アプローチの可能性 (I) —A. シュッツの社会学理論

本節と次節では、前節で検討した課題を乗り越える現象学的アプローチの可能性を検討する。本稿は同性愛者のアイデンティティ研究に必要な現象学的アプローチを具体化するには、理論としてはA. シュッツの社会学理論、研究方法としてはライフストーリー研究法が有用であることを明らかにする。前者については本節で論じ、後者については次節で論じる。

現象学におけるシュッツの議論の特異性は、社会科学の方法論の再構成にある。シュッツはE. フッサールの現象学の影響を受けながら、日常生活を送る行為者の主観的意味世界に

⁴ この指摘は、同性愛研究とは異なる研究テーマのレビューを通じて、ある対象をめぐる研究知見の政治的有効性をめぐる二元論／二項対立的議論よりも、その議論に先立つ対象の実態や個別的な経験をめぐる詳細な分析こそが重要であるという議論（西倉 2005; 赤川 2006）の影響を受けている。

もとづいた概念構成の基準を提示した。シュッツの問題意識について高艸賢は、「一方で認識の論理学をめざす新カント派は科学的な概念構成のみに焦点化し前科学的領域を無視した議論を展開しており、他方で体験の直感的理解という方法に依拠するディルタイは社会科学が概念的な営みであることを見落としていた」(高艸 2016: 160)と整理している。シュッツの射程は、生活世界という前科学的な領域を扱う社会科学が生きられた経験のリアリティを見失わないための理論化を構想することにあつた。

シュッツは行為者の主観の重要性を主張するために、M. ウェーバーの理解社会学を再構成する。ウェーバーは「社会的行為を解釈によって理解するという方法で社会的行為の過程および結果を因果的に説明しようとする科学」(Weber 1921=1972: 8)として理解社会学を定式化した。ウェーバーの理解社会学にしたがえば、観察者は行為者の意味をその外的経過から理解することが可能である。しかしシュッツは、外的経過の直接観察だけでは行為者の意味を把握することはできないと批判し、研究者は「行為者がその行為に結びつけている主観的意味」(Schütz [1932]1974=2006: 53)に迫る必要があると指摘する。行為者の主観的意味連関に研究者が迫ることで、理解社会学は行為者の主観や意味を取り逃さない客観的な行為者モデルを構築できるとシュッツは考えた(高艸 2017: 63)。

行為者の主観的意味連関に迫る必要性をシュッツが提起したのは、社会科学の科学としての固有性に由来する。シュッツによれば、社会学者が観察対象とする行為者は、社会的世界を「日常生活の現実についての一連の常識的な概念構成によって、社会学者に先立ってあらかじめ選定し、解釈している」(Schutz 1962=1983: 52)。社会学者の構成する概念は、行為者によってあらかじめ解釈された構成概念にもとづく二次的な構成概念なのである。このことを踏まえれば、社会学者の思惟対象は、「人びとが日常生活のなかで社会的現実に対処するために構成する常識の思惟対象と、一貫したものであり続けなければならない」(Schutz 1962=1983: 97)。研究者の既存の枠組みをただ当てはめて行為者を解釈するのではなく、行為者の日常生活における概念構成にもとづいて社会学者が概念構成を作成し、行為者の意味世界を解明するための理論をシュッツは構築したといえる。

シュッツの提唱する社会学理論は、前節で指摘した同性愛者のアイデンティティ研究における課題を乗り越える研究構想に、理論的示唆を与える。同性愛者のアイデンティティは、どのような政治的効果をもつのかをめぐって研究者たちによって議論されてきた。しかし、アイデンティティに同性愛者個々人が研究者に先立って付与している主観的意味がどのようなものであるのかについては、詳細に問われてこなかった。そのため、研究者が政治的効果を見出したアイデンティティは、生活世界における同性愛者個々人の意味づけを取りこぼしてきたといえる。

この課題を乗り越えるために、生活世界における同性愛者個々人の意味づけから出発するのが現象学的アプローチである。「主観的観点を守ることは、社会的現実の世界が科学的観察者の構成した実在していない虚構の世界に置き換えられることを防ぐ唯一の、そして十分な保証なのである」(Schutz 1964=1991: 26)。本節で検討したシュッツの社会学理論を踏

まえば、研究者の構成した同性愛者のアイデンティティ理解には還元されない、生活世界を生きる個々人のアイデンティティの主観的意識に迫り、それもとづいてアイデンティティ概念を再構成するアプローチ、西村ユミの言葉を借りれば「先行理解を更新させることにおいて、経験を理解（＝解釈）しようとする方法」（西村 2019: 189）が導出される。

5. 現象学的アプローチの可能性（II）——ライフストーリー研究法

ここまで、現象学的アプローチの理論的枠組みを支えるシュッツの社会学理論について検討してきた。シュッツの社会学理論を採用する現象学的アプローチは、どのような研究方法と接続可能であるのだろうか。現象学的視座にもとづき集められた「当事者の経験をどのように記述していくのか」という問いは、今後の現象学・社会科学会の中で議論され続けていく課題だろう」と稲原美苗（2018: 40）が指摘するように、現象学的アプローチの具体的な研究方法については、いまだ十分な議論が蓄積されていない。そのようななか、桜井厚の提唱するライフストーリー研究法は、現象学的アプローチにもとづく研究方法として注目されている（白井 2018; 岩崎 2018）。このことを踏まえ本節は、ライフストーリー研究法を現象学的アプローチにもとづく研究方法として導入できることを明らかにする。

ライフストーリー研究法はさまざまな立場や方法を包含するが、桜井厚が『インタビューの社会学』（桜井 2002）において提唱した「対話的構築主義アプローチ」にもとづくインタビューの分析手法がよく知られている。桜井は「対話的構築主義アプローチ」を構想することで、ライフヒストリー研究を批判的に継承した。ライフヒストリーは実証主義にもとづき、語りを客観的な出来事を刻印した事実とみなしてきたのに対して、ライフストーリーは語りを「語り手とインタビュアーとの相互行為を通じて構築されるもの」（桜井 2002: 28）とみなす。また、ライフヒストリーは語りを当時の公文書や資料を参照して補強することを試みる一方、ライフストーリーは個々人の意味世界における語りの内的一貫性に主眼を置く（桜井 2002: 201-9）。桜井はライフヒストリー研究を問い直す立場から、行為者の主観に迫るライフストーリー研究法を構想した。

桜井の提唱するライフストーリー研究法については、シュッツの社会学理論の影響が指摘されている（関水 2019）。桜井によれば、反省的態度と自然的態度の混合した意識形態においてライフストーリーが語られることから、ライフストーリーはシュッツのいう日常的知識の特徴に合致するという（桜井 2002: 236-7）。また、ライフストーリーを聞くことを通じて研究者は、先行する調査対象者の理解を「『生きられた』生ないしは経験されたものとしての『社会的現実』（関水 2019: 293）に即したものに更新しようとする。実際ライフストーリー研究は、研究者の既存の枠組みが調査対象者の主観的観点と食い違う場合、研究者の枠組みを変更して行為者の主観的観点に近づこうとする（西倉 2009; 湯川 2014）。こうした姿勢には、前節で検討したシュッツの議論の影響がみられる。シュッツの社会学理論とライフストーリー研究法は、研究の理論と方法として統合可能である（近藤 2018）。

ライフストーリー研究法が語りのなかで特に注目するのは、研究参加者の個別的な語りである。桜井によれば、語りには支配的文化の保持するマスター・ナラティブ（ドミナント・ストーリー）やそれに同調したり対抗したりするコミュニティのモデル・ストーリーがある。しかし、そうした支配的なストーリーに対する違和感や嘲笑が調査の際に語られることがある。これを桜井（2002:288）は「自分の個別的なストーリーをそうしたストーリーへ回収されまいとする語り手の〈個別化＝主体化〉の実践」とみなし、それを「新しいストーリー生成の契機になる潜勢力」とみる。こうした議論からは、自身の経験の固有性を提示しようとする研究参加者の主体性に着目するのがライフストーリー研究法であることが分かる。

〈個別化＝主体化〉の契機は、同性愛者のアイデンティティをめぐるリアリティに迫る際に重要な示唆を与える。志木令子は、同性愛者のセクシュアリティを「構図としてのセクシュアリティ」と「個人のセクシュアリティ」の二つに分ける興味深い議論を展開している（志木 1996）。「構図としてのセクシュアリティ」は「社会一般の中で客観的な色分けを可能とする（区別する）ためのセクシュアリティ」（志木 1996: 46）であるため、個人のセクシュアリティを集約的に表現するものではない。一方で「個人のセクシュアリティ」は、「個人の絶対的価値判断に基づいたセクシュアリティ」を指す（志木 1996: 46）。この区別を通じて志木は、これまで社会的に語られてきた同性愛者のセクシュアリティは「構図としてのセクシュアリティ」であったとし、それには還元されない「個人のセクシュアリティ」から個々のセクシュアリティをめぐる主観的理解に目を向ける必要性を提起する。

志木の問題意識は、3節で示した同性愛者のアイデンティティ研究の課題と接続可能である。従来の同性愛研究は政治的効果主導で議論を行ってきたため、同性愛者個々人のアイデンティティをめぐる主観的解釈を取りこぼしてきた。志木の言葉を借りれば、同性愛者の「主観的な（再定義を経た）[アイデンティティに関する：引用者注] 言葉の受け入れ」（志木 1996: 39）の側面が見落とされてきたといえる。同性愛者のアイデンティティに関する先行理解を同性愛者個々人はどのように理解し、個人的アイデンティティを形成してきたのか。〈個別化＝主体化〉の実践に着目するライフストーリー研究法は、これまで研究者の措定してきたアイデンティティ像や社会的に流通するアイデンティティ理解には還元されない個別性から出発し、当事者の実態に即して同性愛者のアイデンティティ理解を再構成する研究方法である。

このようにライフストーリー研究法は、シュッツの社会学理論に根ざしながら、行為者の主観的意味世界を描き出し、研究者の枠組みを再構成する研究を志向する。ライフストーリー研究法の主眼は、日常世界における行為者の主観的意味に焦点化することで、研究者がこれまで自明視してきた枠組みを相対化し、当事者の生きられた経験を理論化することにある。同性愛者個々人のアイデンティティをめぐる意識を分析することで、同性愛者のアイデンティティに関する先行理解には還元されない同性愛者個々人のアイデンティティへの意識を浮かび上がらせ、研究者の措定するアイデンティティを当事者個々人の社会的現実にもとづいて再構成する。ライフストーリー研究法にもとづく同性愛者のアイデンティティ

研究は、こうした新たな研究の方向性をもつ。

6. 結語

本稿が明らかにしたことは、以下三点ある。第一に、日本における同性愛研究者の見解は、アイデンティティの被構築性を議論の前提として、アイデンティティ・ポリティクスに異性愛規範やホモフォビアを乗り越える政治的效果を見出すか否かで対立してきた（2節）。第二に、政治的效果に焦点化してきた同性愛者のアイデンティティ研究は、研究者によって措定されてきたアイデンティティ理解に先立つ同性愛者個々人の意識を十分に検討してこなかった（3節）。第三に、その課題を乗り越えるためには、シュッツの社会学理論とライフストーリー研究法にもとづく現象学的アプローチが有効である（4節、5節）。

本稿が提唱するに至った現象学的アプローチにもとづく同性愛者のアイデンティティ研究を一言でまとめれば、研究者によって議論されてきた政治的アイデンティティではなく、生活世界における同性愛者個々人の意識にある個別的アイデンティティに迫り、そのアイデンティティの意味を解釈することで既存のアイデンティティ理解を再構成するという方途である。この現象学的アプローチは、同性愛者のアイデンティティに限定されず、他の対象を研究する際のアプローチにも応用可能性があると考えられる（cf. 近藤 2018）。本稿は現象学的アプローチを定式化する試みの一つであり、本稿をきっかけに現象学的アプローチの可能性についてさらなる議論が進展すれば幸いである。

最後に、本稿の限界と今後の課題について述べたい。まず、本稿の提起した現象学的アプローチを具体的な研究として実現する際には、さまざまな課題が浮上すると思われる。研究対象の設定やインタビュー調査の進め方、分析方針の決定など、具体的に調査を進めていくなかでこうした問題に直面した際に、現象学的アプローチにもとづく同性愛者のアイデンティティ研究をいかに構成していくのか。こうした具体的な課題への対処法は今後の課題であり、実際の調査の実施と分析を行うなかで取り組んでいく必要がある。また、現象学的アプローチにもとづく研究が政治的アイデンティティの可能性を模索する既存の議論といかに接続可能かについては、十分に論じられなかった。現象学的アプローチにもとづく研究知見が政治的效果を持ちうるのかについても、今後具体的な研究を積み重ねていくなかで、検討を行っていききたい。

謝辞

本稿は、JST 及び名古屋大学による名古屋大学融合フロンティアフェローシップの支援を受けたものです。この場を借りて御礼申し上げます。

文献

- 赤川学、2006、「性差をどう考えるか：本質主義／構築主義論争の不毛をこえて」、『大航海』第五七号、122-33.
- Butler, Judith, [1991]1993, "Imitation and Gender Insubordination," in Henry Abelove, Michèle A. Barale and David M. Halperin eds., *The Lesbian and Gay Studies Reader*, New York and London: Routledge, 307-20. (杉浦悦子訳、1996、「模倣とジェンダーへの抵抗」、『imago』第七卷六号、116-35) .
- Boswell, John, 1992, "Concepts, Experience, and Sexuality," in Edward Stein ed., *Forms of Desire*, New York and London: Routledge, 133-73.
- Edelman, Lee, 1994, "The Mirror and the Tank: "AIDS," Subjectivity, and the Rhetoric of Activism," in *Homographesis: Essays in Gay Literary and Cultural Theory*, New York: Routledge, 93-117. (ヴィンセント／キース・北丸雄二訳、1997、「鏡と戦車：「エイズ」、主体性、そしてアクティヴィズムの修辞学」、『現代思想』第二五卷六号、257-85) .
- Epstein, 1987, "Gay Politics, Ethnic Identity: The Limits of Social Constructionism," *Socialist Review*, 93, 9-54.
- 江原由美子、[1985]2021、『増補 女性解放という思想』筑摩書房.
- Halwani, Raja, 1998, "Essentialism, Social Constructionism, and the History of Homosexuality," *Journal of Homosexuality*, 35(1), 25-51.
- , 2006, "Prolegomena to Any Future Metaphysics of Sexual Identity," in Linda Martin Alcoff et al. eds., *Identity Politics Reconsidered*, New York: Haworth Press, 209-27.
- 堀江有里、2006、『「レズビアン」という生き方：キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社.
- , 2015、『レズビアン・アイデンティティーズ』洛北出版.
- 飯野由里子、2008、『レズビアンである〈わたしたち〉のストーリー』生活書院.
- 稲原美苗、2018、「当事者とともに：現象学的質的研究の可能性を考える」、『現象学と社会科学』第一号、31-48.
- 伊野真一、2005、「脱アイデンティティの政治」、上野千鶴子編著『脱アイデンティティ』勁草書房、43-76.
- 石井香里、2009、「レズビアンのパッシング実践の可能性について」、『女性学年報』第三〇号、65-83.
- 岩崎久志、2018、「現象学的アプローチにおけるインタビューの検討：ライフストーリー研究を参照にして」、『流通科学大学論集：人間・社会・自然編』第三〇巻二号、87-101.
- 金田智之、2003、「「カミングアウト」の選択性をめぐるとの問題について」、『社会学論考』第二四号、61-81.
- 河口和也、1997、「懸命にゲイになること：主体・抵抗・生の様式」、『現代思想』第二五卷三号、186-94.
- 川坂和義、2008、「「カミングアウト」の困難」、『Gender and Sexuality』第三号、59-75.
- , 2021、「日本のゲイ・スタディーズにおける「当事者」受容：エイズ危機から日本のホモノーマティヴィティへ」、榎田美緒・小川伸彦編著『〈当事者宣言〉の社会学：言葉とカテゴリー』東信堂、121-45.
- 風間孝、1997、「クィアはどこからきたか：クィア・セオリーにおける理論と実践」、『別冊 id 研』動くゲイとレズビアンの会、10-35.

- 、1999、「公的領域と私的領域という陥穽：府中青年の家裁判の分析」、『解放社会学研究』第一三
号、3-26.
- 、2002、「カミングアウトのポリティクス」、『社会学評論』第五三卷三号、348-64.
- 風間孝・河口和也、2010、『同性愛と異性愛』岩波書店.
- 近藤菜月、2018、「途上国の社会運動を行為者の視点から捉える理論・分析枠組み：ライフストーリーによ
る行為の意味への接近」、『国際開発研究フォーラム』第四八巻四号、1-16.
- 西倉実季、2005、「「美」を論じるフェミニズムの課題：二元論的思考を超えて」、『F-GENS Journal』第四号、
61-7.
- 、2009、『顔にあざのある女性たち：「問題経験の語り」の社会学』生活書院.
- 西村ユミ、2019、「解釈的現象学」、サトウタツヤ・春日秀朗・神崎真実編著『質的研究法マッピング：特徴
をつかみ、活用するために』新曜社、189-96.
- 大坪真利子、2019、「「個人の選択」としてのカミングアウトという困難」、『解放社会学研究』第三三三号、7-
23.
- 桜井厚、2002、『インタビューの社会学：ライフストーリーの聞き方』せりか書房.
- Schütz, Alfred, [1932]1974, *Der sinnhafte Aufbau der sozialen Welt: Eine Einleitung in die verstehende Soziologie*,
Wien: Springer-Verlag. (佐藤嘉一訳、2006、『社会的世界の意味構成：理解社会学入門〔改訳版〕』木
鐸社).
- Schutz, Alfred, 1962, *Collected Papers I: The Problem of Social Reality*, The Hague: Martinus Nijhoff. (渡辺光・那
須壽・西原和久訳、1983、『アルフレッド・シュッツ著作集 第1巻：社会的現実の問題I』マルジ
ュ社).
- , 1964, *Collected Papers II: Studies in Social Theory*, The Hague: Martinus Nijhoff. (渡辺光・那須壽・西
原和久訳、1991、『アルフレッド・シュッツ著作集 第3巻：社会理論の研究』マルジュ社).
- 白井千晶、2018、「「打ち明ける」：リプロダクションの構築主義的ライフストーリー・インタビュー」、『現
象学と社会科学』第一号、21-30.
- 関水徹平、2019、「ライフストーリー研究と複数の事実性：学知と日常知を問い直す方法論としての可能性」、
栗原亘・関水徹平・大黒屋貴稔編著『知の社会学の可能性』学文社、287-306.
- 志木令子、1996、「レズビアン、バイセクシュアル女性の「セクシュアリティ」、クィア・スタディーズ編
集委員会編『クィア・スタディーズ'96：クィア・ジェネレーションの誕生』七つ森書館、36-49.
- 清水晶子、2006、「キリンのサバイバルのために：ジュディス・バトラーとアイデンティティ・ポリティク
ス再考」、『現代思想』第三四巻一、二号、171-87.
- 高橋慎一、2008、「〈わたしたち〉の集合性はいかにして擁護できるのか？：飯野由里子『レズビアンである
〈わたしたち〉のストーリー』と集合性への違和感」、『叢書クィア』第一号、190-9.
- 高艸賢、2016、「体験と認識のはざままで：初期草稿におけるシュッツの問題関心と意味生成」、『ソシオロギ
ス』第四〇号、156-72.
- 、2017、「シュッツの社会科学基礎論における生の諸相：体験次元と意味次元の統一としての主観
的意味」、『現代社会学理論研究』第一一〇号、55-67.

- 竹村和子、[2001]2013、「「資本主義はもはや異性愛主義を必要としていない」のか：「同一性の原理」をめぐってバトラーとフレイザーが言わなかったこと」、『境界を攪乱する』岩波書店、3-44.
- 、[2002]2021、『愛について：アイデンティティと欲望の政治学』岩波書店.
- 武内今日子、2022、「性的指向」をめぐるカテゴリー化と個別的な性：一九九〇年代における性的少数者のミニコミ誌の分析を中心に」、『ソシオロジ』第六六巻三号、21-39.
- 魚住洋一、2011、「ホモセクシュアリティをめぐって：「社会構築主義・本質主義論争」の一側面」、『倫理学研究』第四一号、137-48.
- ヴィンセント／キース・風間孝・河口和也、1997、『ゲイ・スタディーズ』青土社.
- Weber, Max, 1922, “Soziologische Grundbegriffe,” in *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen: J. C. B. Mohr, 1-30. (清水幾太郎訳、1972、『社会学の根本概念』岩波書店).
- 湯川やよい、2014、『アカデミック・ハラスメントの社会学：学生の問題経験と「領域交差」実践』ハーベスト社.

(しまぶくろ かいり・名古屋大学大学院)

原事実性と疎外 ——ひきこもり経験の現象学的解釈——

小田切 建太郎

1. はじめに

従来例えば調査データに基づくひきこもり研究は、アンケートの質問事項を設定する際に既存の特定の定義、価値、規範、道徳、社会観、発達観を前提しており、それらを殊更に問い直すことはしない¹。精神医学や社会学など様々な分野がひきこもりを論じているが、多くはこれを解決すべき〈問題〉と見なし、規範性に基づき社会や学校でのあるべき生活に復帰するため個人を治療・支援することを目的とする。社会学には当事者の社会的排除を批判することで当事者を擁護する研究もあるが、排除の側面を強調することでひきこもりを存在すべきでない〈問題〉とする点では同じである²。ひきこもりということで健全な社会の瑕疵や経済的損失を考えるとしても本人・家族の苦悩を考えるとしても同じである。こうした観点に立つと、当事者の生の肯定／否定は、個人の主体性や社会の制度・意識に委ねられる。筆者はそうした次元やその改革などを軽視はしない。だが、その場合私たちはあたかも「人間だけが存在するような平面」(GA9,334)に置かれ、当事者の生が肯定／否定されるより根源的な次元は度外視されるように思われる。そのため本稿は、この根源的な次元を、従来の議論では取り上げられることのなかったハイデガーの「原事実性 Faktizität」を主な観点として明らかにすることを企図する³。具体的には、社会的規範への疎外とそこからの疎外という二重の疎外を、より根源的な原事実性からの疎外から捉え返して三重の疎外として示し、同時に当事者の生にとっての原事実性の意味を明らかにしたい。このように個別事例を解釈することで、他の事例にも見いだされるかも知れない、人間の生や社会を批判的に考察するための哲学的・倫理的事例としてのひきこもりのポテンシャルを探ることが本稿の目的である。

まず2ではひきこもりと〈問題〉の関係を、ひきこもりにおける〈問題〉として提示し、ひきこもりを〈問題〉とする認識から距離を置く。3の(1)では当事者の言葉のなかに疎外の経験を確認する。3の(2)ではひきこもりの側面として二重の疎外を明確化する。4の(1)ではひきこもりにおける社会的規範への疎外を、原事実性からの疎外として示す。4の

¹ 特に医療・福祉・教育学・心理学系の研究は自立、自律、社会参加、これらのための支援を是とする発達観や社会通念を当然のこととして前提する。例えば草野(2010)を参照。

² 例えば、社会がひとをひきこもらせるという見方は当事者を免責するが(石川2007:244、桜井2021:250)、免責という発想はひきこもりが〈問題〉だとの認識による。本論の4の(2)も参照。

³ ハイデガーを参照したひきこもり論としては木村(2021)がある。これはハイデガーの「世人 das Man」などを参照してひきこもりを論じる。その他の本稿との相違点も多いが逐一挙げられないので詳細は木村(2021)を参照。

(2) では現代社会との照合から、生にとっての原事実性の意義を確認する。

2. ひきこもりと〈問題〉

本節ではまず治療目的の定義を参照して、ひきこもりを解消すべき〈問題〉とする認識から批判的に距離を取る。以下が斎藤と厚生労働省の定義である。

六か月以上、自宅にひきこもって社会参加をしない状態が持続しており、ほかの精神障害がその第一の原因とは考えにくいもの〔。〕(斎藤 2020: 39)

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。(厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業 2010)

二つの定義は統合失調症などがひきこもりの原因ではないことを含意する。統合失調症を排除するのは、それが相応しい特定の治療を必要とするからである。六か月以上という規定は、それ以上放置すると自主的な「回復」が難しくなり、治療的介入が必要になるという認識によるものである。ここでは治療すべき状態が「社会的参加」をしていない状態ということであり、これは「親密な対人関係を複数持つこと」(斎藤 2014: 156)という斎藤の設定する治療のゴールと対応する。二つの定義が治療目的だというのはこのような意味においてである。そこで定義されるのは、治療の対象である限りでのひきこもり、精神医学にとって〈問題〉である限りでのひきこもりである。

石川は、「ひきこもり」を“対人関係の欠如”によって定義づける立場の限界を、「“自己を語るための語彙”の喪失を看過している点にある」(石川 2007: 123)と指摘する。この定義に従うと、このカテゴリーを介して「自助グループなどに参加して対人関係を得ること」が、同時に、「“自己を語るための語彙”を失うこと」(ibid., 123-4)につながる。そこで、「外にも出るし、友達もいるし、人間関係もある」当事者は、「もはや「ひきこもり」とは呼べず、そこで、「自分をはたして何者なのか、という不安が再び頭をもたげ〔……〕、ようやく手に入れた“自己を語るための語彙”を手放すことを余儀なくされ、再び何者でもない状態に投げ出される」(ibid., 124)。

本稿は「何者でもない状態」そのものを否定的には見ず、「ひきこもり」というカテゴリーの「自己を語るための語彙」としての意義を殊更強調しない。この点で石川の立場とは異

なる。しかしひきこもりの定義に「対人関係の欠如」を組み込むことに〈問題〉を見る点では、石川と同じ立場である。本稿は齋藤のような定義を端的に治療目的の定義として相対化し、「ひきこもり」をもっと流動的で多面的に捉え、それを介して見えてくる人間存在や社会の様々な側面を見えるようにしたい。

そもそもひきこもりは治療対象として存在するのではないし、そのことを齋藤も否定しないだろう。しかし一面的な治療的定義がひきこもりそのものの定義とされ、あたかもひきこもり一般が精神医学的〈問題〉だというイメージが生まれている。であれば、治療的定義の一面性を相対化しなければ、ひきこもりに見られる〈問題〉をひきこもりと同一視してこれを解消すべき〈問題〉することになる。例えば跛行それ自体は解決すべき〈問題〉ではなく、〈問題〉があるとすれば、跛行を困難にする障害物や、跛行を蔑視するまなざしであるが、跛行＝〈問題〉とした場合、単に跛行を解消すべし、となる。ひきこもりについても同様であり、本稿で論じる疎外の〈問題〉もひきこもりとイコールとは考えない。

ではひきこもりはどのような〈問題〉に関する経験か。例えば、跛行と同様に、家族からの暴力、いじめ、トラウマ、発達障害、身体障害、LGBTも〈問題〉とされる。それらがひきこもりに見られる場合、ひきこもりにおける〈問題〉の一部と見て、その〈問題〉経験を、当事者や社会との関連でひきこもり経験における〈問題〉として論じる可能性は排除しない。しかしそのような「公式」の診断の認められないひきこもりもある⁴。本稿で論じるのもそうした当事者経験である。その場合ひきこもりの〈問題〉はどのようなものか。

石原は、精神障害とその必須要件をつぎのように整理する。①「精神障害〔*mental disorder*〕とは一つの症候群である」、②「症候群は、個人の認知・情動制御・行動における臨床的に重要な障がい〔*disturbance*〕によって特徴づけられる」、③「その障がいは、精神機能の根底にある、心理的・生物的・発達の過程における機能不全を反映している」、④「精神障害は普通、著しい苦悩を伴うか、社会的・職業的活動や他の重要な活動における障碍〔*disability*〕を伴う」、⑤「愛する人との死別などの通常のスレス要因や喪失への予期できる反応や文化的に認められた反応は精神障害ではない」、⑥「社会的な（たとえば、政治的・宗教的・性的な）逸脱行為や主に個人と社会との間に生じる軋轢は、それらが上述したような個人における機能不全から生じたものでなければ、精神障害ではない」（石原 2018: 160-1）。上記のような意味での精神障害がひきこもり当事者に認められない場合、その当事者のひきこもり経験とは、「愛する人との死別などの通常のスレス要因や喪失への予期できる反応や文化的に認められた反応」、あるいは、「社会的な（たとえば、政治的・宗教的・性的な）逸脱行為や主に個人と社会との間に生じる軋轢」といった「個人における機能不全から生じたもので」はないものという意味で精神障害ではないものとされるだろう。ひきこもりを甘えや怠けや悩みなどの「予期できる反応」や「文化的に認められた反応」として世間や専門家から認められる（あるいは、誤認される）場合もあるが、同時に予期されない不可解なもの、

⁴ 本稿はいじめを原因にしたものとか、原因のないものとか等々の本当のひきこもりを指摘するものではない。

文化的意味も与えることができない場合もある。また逸脱や軋轢として認識される場合、政治的・宗教的・性的などの意味づけは排除されないが、良く分からないが解消・克服されるべきものとされる場合が多いのが現状と言って大過ない。こうして精神障害などの公式の〈問題〉が認められない場合、当事者の振る舞いや状態が怠惰などとして批判され、そのこと自体が当事者にとって〈問題〉の一つとなる。次節で具体的事例を確認する。

3. ひきこもり経験と疎外

本節では(1)で具体的な当事者の語るひきこもり経験を見ていき、それがどのようなものか確認したい。(2)ではその語りに基づいてひきこもり経験にとって疎外のもつ意味を明らかにする。

(1) ひきこもり経験

筆者はひきこもり当事者・経験者を幾人か知っており、そのことが本稿の背景となっているが、本稿では関係者等への配慮もあり、直接彼(女)らを取り上げることはせず、筆者の知る経験者が一定の共感を示し、ある程度纏まった記述のある不登校・ひきこもり経験者の野田彩花の語りを参照する。本稿は治療的定義からは距離を取るが、野田が積極的にひきこもりと自己定義するわけではないという理由もあり、さしあたり誰でも誰かをひきこもりと呼べるという立場を取る。野田は、山下との共著『名前のない生きづらさ』(野田・山下 2017)のなかでつぎのように語る。

住む家がないとか、食べるものがないといった生存そのものが脅かされる状況にいるわけではなく、病気を持っているわけでもない。心療内科に通院はしているが、きっちりした診断名をもらっているわけでもないし、発達障害とも違うようだ(発達に偏りのない人なんているのか? と個人的に思っはいるけれど)。不登校だったけれど、いじめにあったわけでも、教師からの体罰があったわけでもない。反発や葛藤はありながらも、夫婦仲のよい両親に、真心をもって育てられたし、心身ともに暴力とは無縁の家庭だった。(野田・山下 2017: 47)

野田は、「特筆すべき問題を抱えていないのに、なぜか学校に来ないし、働きもしない」という、何とも「よくわからない」存在として、「お前はいったい何なんだ」と、「不気味そうな目で遠ざけられていく」(ibid., 48)が多かったという。そのような経験を持つ彼女はつぎのような羨ましさも述懐している。

バカな私は、いじめや体罰、機能不全家庭や家族からの暴力といった、生きづらさにある程度明瞭な原因、つまりは名前を持っている人たちをうらやみさえた。彼

らの劇痛と自分のにぶい痛みをひき比べて、卑屈になったり、すねてこっそり涙を流したことも、一度や二度ではない。(ibid.)

野田が自分にはないいじめや発達障害をある種羨望のまなざしで語るとき、彼女は〈できない〉理由を探しているように見える。実際そうなのだろう。〈できない〉理由を探しているとして、それはなぜか。彼女が怠けたいからだろうか、理由を探すのが好きだからだろうか。そうではないだろう。むしろ彼女は理由を探すように無言の圧力によって強いられているように見える。もし不登校やひきこもりに自覚的な意図や目的、欲望があるなら、彼女はそれを言えばよいのかも知れない。しかし彼女には自分の内にそれが見当たらない。そこから、なぜ彼女があのような例を挙げたのかも分かる。彼女の挙げたのは「いじめ」「体罰」「機能不全家庭」「家族からの暴力」だった。これらは自分が欲したものではなく、自分の意のままにならず、選択の余地がないものである。斎藤の引き合いに出す当事者の証言も参照する。

彼らは私たちに次のような問いを鋭く投げかける。「あなたは、これほど無価値な人間をどうやって承認できるのか」と。なるほど、彼らはこの社会から徹底して疎外された人間だ。なぜなら彼らは、顕在的な弱者ですらないために、さしあたり積極的には擁護され得ない存在であるからだ。事実、彼らはしばしば言う。「いっそ、身体障害があればよかった」と。そう、障害ばかりではない。事故、肉親の不幸、天災、トラウマなどによって、むしろ彼らは賦活される。(斎藤 2016: 235)

ここに登場するのは「身体障害」「事故」「肉親の不幸」「天災」「トラウマ」である。これらもまた本人が欲したものではないもの、本人の意のままにならないもの、選択の余地がないものである。

私たちは〈できない〉理由を探し、あるいは〈できる〉理由を探す。どこでも理由を探そうとする。〈できない〉理由が分かれば、社会的に承認された形で〈できない〉とすることができる。あるいは逆に〈できない〉理由が分かれば〈できる〉ようになるかも知れない。また〈できない〉理由を探すのではなく、〈できる〉理由を探すことが一種の誠実さとも見られている。しかし、なぜ〈できる〉ようにならなければならないのか、〈できる〉とはどういうことなのか。そもそも〈できる〉ようになることは良いことなのか。誰にとって、何のために良いことなのか。誰がそれを望んでいるのか。

(2) 疎外の経験

上記の問いを日本社会の規範性から考えて見たい。河野は日本社会において支配的な規範性の一つとして「普通」があると指摘する。

日本で流通している「普通」という言葉は、「平均的」とか「通常の」を意味するのではない。それは、社会が要請してくる個人が到達すべき水準のことである。つまり、高校を卒業するのが「普通」であり、女性は気づかいをするのが「普通」であり、上司に求められた仕事ができるのが「普通」である。(河野 2017: 56)

ここに記述されている事態は、「普通」という規範のもとにある限りでの「能力の問題」(ibid.)である。河野はこの規範に従うよう要請するのは、「権威や権力」(ibid.)であるとするが、念頭に置くべきは国家や企業、医師や学者やマスメディアだけではないだろう。その要請の直接の執行者は、当事者にとって最も身近な人間でもありうる。それは、教師や職場の人間だけでなく、子どものことを心から心配する家族でも、当事者自身でもありうる。「普通」という規範は単なる提案ではなく、「普通」に学校に行かなければ生きて行けない、「普通」に働かなければ生きて行けない、という生死にかかわる脅迫として内面化される。不登校・ひきこもりの当事者や親は際限なく精神的に追い込まれ、時には自殺や親子心中によって自らを解放することにもなるのだと言える。現代社会では、能力性は、規範性によって、ほとんどその外部が考えられないほど隅々まで囲い込まれている。つまり「普通」に〈できる〉はずだ、〈できない〉ならば、〈できる〉ように努力すべきだ、努力しても〈できない〉ならばそのことの特別な理由(病気や障害など)があるはずだ、特別な理由もないならば本人の努力不足、怠け、甘えだとされる空間へ疎外されている。ここから野田の証言を解釈すれば、彼女は「普通」には〈できない〉ことの理由を求めており、それは実は権威や権力によってそれを求めるように迫られているということになる。私たちはここに一種の二重の疎外を認めることができる。

不登校・ひきこもりの当事者・経験者に関わってきた山下耕平は、見田宗介(真木悠介)の「貨幣への疎外」と「貨幣からの疎外」⁵という二重の疎外から着想を得て、「学校への疎外」と「学校からの疎外」からなる二重の疎外という見方を提案する。「貨幣への疎外」とは、貨幣なしには生きて行けない貨幣社会への疎外であり、「貨幣からの疎外」とは貨幣なしには生きて行けない社会において貧困といった仕方で貨幣から疎外される事態である。つまり現代社会ではほとんどのひとは衣食住をすべてお金で買っており、生活そのものが消費活動になっているため、お金を稼ぐ必要があり、「働くこと＝お金を稼ぐこと」になっている事態が「貨幣への疎外」であり、そして、お金でしか生活できない世界でお金がないことがそのまま生活できないことにつながるという「貨幣からの疎外」がある。同様に「学校への疎外」は学校なしには生きて行けない状況への疎外であり、「学校からの疎外」は学校なしでは生きて行けない社会で学校から疎外される事態である。「学校へ行かないと就職が困難になってしまう世界」という「学校への疎外」の状況があつて、その上で「学校からの疎外」が不登校として〈問題〉化する状況がある⁶。

⁵ Cf. 見田 1996, 110-1.

⁶ Cf. 山下耕平、2021年11月16日閲覧、ブログ記事「学校への疎外、学校からの疎外」

山下の洞察は、学校へ行くことが自明視されている現状を問い直す視点、それゆえ不登校の孕む〈問題〉が、学校からの疎外ではなくむしろ学校への疎外にあることを示す。大澤によれば、「普通は、疎外とは、何ものかからの疎外であると考えられている。しかし〔……〕、真木悠介の〔……〕独創性は、「Aからの疎外」に先立って「Aへの疎外」があることを看破した点にある。人が、Aからの疎外に、すなわちAを剥奪されていることに苦痛や不幸を覚えるのは、その前に、彼がAへと疎外されているから」（大澤2014:326）である。貨幣と学校による二重の疎外は、単なるアナロジーではなく、社会において地続きの現象である。河野の指摘した「普通」という規範も、これらの疎外と無関係ではない仕方で、現代社会において二重の疎外を生み出している。つまり「普通」に〈できる〉という能力性の規範に従わなければ人間が生きられない社会へ疎外され、さらにそこから「普通」には〈できない〉という仕方で疎外される。加えて「普通」に〈できる〉のでなければ、「普通」には〈できない〉ことの特別な理由がなければ許されないという社会的規範が当事者を含めた私たちに内面化されているがために、ひとは「家族からの暴力」「障害」「天災」という特別な理由を探さなければなら状況に追い詰められる。ここにひきこもりにおける二重の疎外に関する証言が認められる。

野田のアルバイト経験の語りを見てみたい。彼女はひきこもり後のある時、思い立って清掃のアルバイトを始めた。

バイトを始めて、すぐに「あれ？」と思った。自分の身体が、自分の思うように動かせない。身体が鉛のように重たく、力が入らない。頭もふらふらして気持ちが悪く、先輩の教えが何度聞いても頭に入ってこない。たくさんの人が出入りして、アナウンスやBGMも大音量で流れるお店にいること自体が、私にとって大きなストレスだったのだ。正常な判断力や記憶力、平衡感覚さえ奪われた。

〔……〕落ち着いて考えればわかることも、どんどん、わからなくなっていった。その最たる例が、右と左の区別がつかなくなったことだ。

「その通路を突き当たって左のロッカーにモップがあるから、取ってきて」
いまでもよく覚えている。何てことはない簡単な指示だった。けれど、通路の突き当りで、私は立ち尽くしてしまった。どちらが右でどちらが左であるのか、いくら考えてもわからなくなってしまったのだ。〔……〕

その後のことは、ほんとうに何も覚えていない。その日のうちに、私はそのバイトを辞めた。そうして、「右も左も分からない人間が、いったいどこで働けるというのだろう」と自分を責め続け、深く絶望した。（野田・山下2017:39-40）

説明すると、野田は公式・専門家的には「健常者」である。心身の病気や障害は認められ

(<http://bokan.blog.shinobi.jp/Entry/139/>)。

ていない。野田は「普通」の「健常者」というカテゴリーを割り当てられ、そのなかに疎外されているが、実際の生活上では「健常者」というカテゴリーからこぼれ落ちて、そこから疎外されてしまう部分がある。野田は「いじめ」や「発達障害者」というカテゴリーに掬われることもない。「普通」に〈できる〉のでなければ生きて行けない社会において「普通」に〈できない〉ということが「絶望」となり、なおかつ「普通」の「健常者」である彼女は、「普通」に〈できない〉ことの特別な理由も持たないという仕方で社会から疎外されているのである。野田が「いったいどこで働けるというのだろうか」という深い「絶望」を感じたのは、それが徹底した疎外として、〈いったいどこで生きて行けるというのだろうか〉という感覚、さらには〈どこでも生きていけない〉という感覚を生み出すからである。「普通」に〈できる〉という規範へと疎外され、さらに「普通」に〈できない〉という仕方でその規範からも疎外され、なおかつ「普通」に〈できない〉ことの理由からも疎外されている。こうした事態のなかで、もうどこにも居場所がないという事態が出来する。この深い絶望は、働けないならば生きて行かなくてよい、死んでもよい、死ぬしかないという思考からも遠くない。

野田のアルバイトの話聞いて誰でもすぐに思いつくのは、〈もう少し我慢して続けていけばうまくできるようになったのではないか〉という疑問、彼女がうまくできない理由を探してみよう、ということではないか。しかしこのような発想に囚われたままだと、私たちはあくまで疎外の空間のなかで理由を手探りして、疎外を再生産し、強化してしまうことにもなるだろう。野田は「病名もないのに1日ふとんから起き上がれない自分を、理由もなく重たい身体を心を、自分でひどく責めていた」(ibid., 81)。そこで問いたいのは、適切な「病名」や〈できない〉理由ではなく、野田が、あるいは私たちが、そもそも〈どこから〉、「普通」に〈できる〉という規範へと、また理由探しの空間へ疎外されたのかである。

4. 原事実性からの疎外と社会

野田のような当事者は、あるいは私たちは、〈どこから〉疎外されているのか。これに予め答えを与えるならば、それは原事実性からだとなる⁷。以下、(1)では原事実性の意味を確認する。(2)では原事実性からの疎外と現代社会を照らし合わせ、原事実性の意義を確認したい。

(1) 原事実性

ラントグレーベによれば、「原事実性 Faktizität」は、ハイデガーが自らの現象学的哲学の術語として導入したものである⁸。ハイデガーがこれを初めて使用したのは1920年夏学期講義である。1921/22年冬学期講義では、「原事実性の問題——最もラディカルな現象学、これ

⁷ 筆者は別稿でひきこもりをめぐる疎外の意味を、ケアの倫理を参照することで、本来の関係性からの疎外として提示することも試みている(小田切2022を参照)。

⁸ Cf. Landgrebe 1976, 173.

は真の意味で「下から」始まる」(GA 61, 195)と述べられる。『存在と時間』(1927)に至ると「原事実性」は、「手前存在者 *Vorhandenes*」の「事物事実性 *Tatsächlichkeit*」との対比で使用される⁹。『存在と時間』第58節で、原事実性は、現存在の「責めある存在 *Schuldigsein*」として説明される。「責め *Schuld*」とは、現存在の持つ「非 *Nicht*」の性格である。三つの非性が指摘される。まず、「存在しつつ、現存在は被投されているのであり、自分自身によって自らの現にもたらされたのではない」(SZ, 284)という被投性の非性がある。つぎに、現存在が存在するということのうちには、「存在可能しつつ、現存在は、そのつど、ある可能性また別の可能性の内に立っているのであり、現存在は常にその他の可能性ではないのであって、実存的投企のなかでそれを断念している」(ibid., 285)という投企の非性がある。最後に、現存在は、「そのつどすでにつねに原事実的に、「頹落」において「非本来的」(ibid.)であるという頹落の非性がある。三つの非性は、現存在の被投性・投企・非本来において自らの存在を完全には支配できない非力さを表わす。

原事実性において関心の的となるのは「〈どこから〉と〈どこへ〉」が「暗闇」に留まったままの、ただ「現存在が存在する *es ist*」という「裸の事実 *Daß*」(ibid., 134)、「純粋な事実 *Daß*」(ibid., 343)という意味での事実である。「裸の」「純粋な」とは、「さしあたり大抵は配慮しているものから解釈するなかで自らを〈何 *was*〉として了解している」現存在が、事実性においては「自らの〈何 *Was*〉においては無規定かつ空白」(ibid., 274)であり、「名前、身分、出身、名声」(ibid., 274)及び「世間的 *weltlich*」な名声や〈できる *Können*〉」(SZ, 307)、「世間的 *weltlich*」な諸可能性」(SZ, 344)はどうでもよくなるということであり、ここに「世界の無における裸の「事実 *Daß*」」(ibid., 276-7)が明らかになる事態がある。

『存在と時間』では、単純化して説明すれば、原事実性からの逃走が頹落・非本来性であり、その原事実性を自覚的に引き受けるところに本来性があるとされる。『存在と時間』の原事実性はもっぱら現存在自身に関するものである。だが、原事実性の非性が議論される際には、それが自己と自己ならざるものとがせめぎ合う次元であることが示唆されており、だからこそ、そこにおいて自らの存在可能ないし能力性と、その無力さが問題になると考えられる。実際ラントグレーベは、原事実性は「自らの〈できる *Können*〉の限界として経験される、現存在が絶対的には支配できないものとして経験される。この限界は絶対的な優位性 *Übermacht* として経験される」(Landgrebe 1976: 187)と述べる。

「不安」の「情態性 *Befindlichkeit*」(SZ, 188)は、その対象が「世界内存在それ自身」(ibid., 186)であり、そこでは自己と世界の裸の事実が明らかになる根本気分 (*Grundstimmung*)¹⁰である。「恐れ」(ibid., 140)の対象が内世界的存在者であるのに対して、不安は、「状況認知的かつ自己認知的なはたらき」(池田 2016: 19)をする。池田は、「何かをできるとかできないということが「私」の大問題になる場合、私以外に引き受け手がいない自己を世界の内

⁹ その後術語「原事実性」は1931年を最後に使用されなくなるが、ピュシスの原事実性の問題は引き継がれ深化・発展する (Cf. 小田切 2020, 231, 236-7)。

¹⁰ Cf. SZ, 310.

に見いだしている」(ibid.)と言う。池田は、自己の「苦境」の只中に立つ「不安」が「歎び」(ibid., 24)と共存していることを示唆するが、この両義性は、すでに形成された〈できる〉という自己の能力性への信頼を前提としていると言えるだろう。不安とは、現存在の原事実的な能力性が、全体としての存在者の原事実性の優位性において試される経験なのである。ラントグレーベの言うように、限界としての原事実性は、その絶対的な優位性として経験されるが、それは「しかし現存在が盲目的にそれに従う優位性として経験されるのではなく、自らの〈できる〉を挑発しかつ試すような優位性として経験される」(Landgrebe 1976: 187)のである。

『存在と時間』では「優位性」はもっぱら現存在の「有限な自由の固有な優位性」として、被投性の「無力 Ohnmacht」(SZ, 384)との対で登場する。だが、「優位性」は、『存在と時間』の印刷及びその中断と書き換えの時期にあたる1926年夏学期講義では「優位な übermächtig」(GA 22, 191)という形で、「おのずからつねにすでに眼前に人間たちと神々の関与なしにあること」(ibid., 35)を本質とする「最広義における自然」(ibid., 191)としてのピュシスの構成的契機として登場している。この優位性は、現存在の自己に限定されず、その身体性も含み込んだ全体としての存在者の原事実性の契機だが、『存在と時間』には取り入れられず、その後の20年代後半以降に顕在化する¹¹。要するに「優位性」は、一方で現存在の能力性に関わり、他方では現存在の能力性が支配できない全体としての存在者の「優位性」に関わる。現存在の「無力」もこの自然におけるものとして捉え直される¹²。自然の原事実性もただ〈ある〉という事実であり、このなかにただ〈ある〉という自己の事実もある。それは〈健常者である〉とか〈障害者である〉といった「何」や世間的な〈できる〉〈できない〉がどうでもよい、ただ〈ある〉という裸の事実である。自然が人間の能力性の限界をそのつど画定する。自然が人間の〈できる〉を促し、また〈できない〉として拒絶する。それはただ〈できる〉〈できない〉という事実、規範性や評価や名づけとは無縁の事実である。

私たちは〈どこから〉「普通」の規範へと、理由さがしの空間へと疎外されたのかと問うなら、それは根拠を解き明かし難い仕方で自己の存在、また他の存在者の存在が立ち現われる次元である原事実性からである、と答えたい。実際、野田も〈できない〉理由を探すだけではない。

いじめや教師との関係など、なんらかの理由があれば説明できるかもしれない。発達障害やうつ病など、なんらかの名づけがあれば、周囲の人びとも自分も納得させることができるかもしれない。でも、ちがうのだ。[……]病名がわかってほっとする、障害に気づいて工夫する。精神病といわれる場面では、それはわりとよくあることらしい。だけどその文脈、名づけで回収されるときにこぼれていくものが、どうしてもどうしても気になってしまう。(野田・山下 2017: 96-7)

¹¹ Cf. GA 26, 211, GA 40, 163.

¹² 1928年夏学期講義における「形而上学的無力」(GA 26, 279)も参照。

「名づけで回収されるときにこぼれていくもの」とは何か。野田はそれを「名状しがたきもの」(ibid., 52)とも呼んでいる。野田の他の記述から例を探すならば、それは「病名」もないのに「1日ふとんから起き上がれない自分」であり、「理由もなく重たい「身体」と「心」(ibid., 81)として語り出されているもののことだと言えるだろう。つまり、それは、「病名」という「名づけ」からこぼれ落ちるものであり、そして「病気」や「障害」といった「理由」からこぼれ落ちてしまうもののことである。野田は言う。

「何者であるか」という問いに、確固たる答えが存在しない領域がある。名前のない状態それ自体が悪いことで、名づけやカテゴライズが必要かと問われれば、必ずしもそうではないのではないかと私は答えるだろう。[……] そうやって名づけからこぼれ落ちてしまったもののほうに、愛着を感じる人間がいないと、どうして言いきれぬだろう。私は、断然そういう人間だ。学校や社会、世間といったものが「めんどろだし、邪魔だから置いていきましょう」と、そぎ落としていくものに、名づけからこぼれ落ちた「名状しがたきもの」たちのほうに、目を奪われる。いとしいと思うし、うつくしいと思う。[……] いま私がそっと抱きしめているもの、大事に手のひらにのせているものは、学校や、その先の社会で生きていくためには、この手から落として、捨てていかななくてはいけないものだった。(ibid., 50-2)

彼女にとってより大切なものは障害などへの希求ではなく、「障害者」とか「健常者」といった名前からこぼれ落ちるものである。これは「障害者」とかの名前では捉えも肯定もできない生の側面である。つまり彼女にとって、抑圧されたり、無視されたり、等閑視されたりしているのは、社会的に価値あるとして名づけられないものである。野田は、自分にとって「大事なものが、世間では取るに足らず」、自分にとって「どうでもいいものが、世間では大切にされている」(山下 2009: 167)と感じていた。社会的に通用する言い訳や自他のための納得を得ることが大事なのではなく、世間一般ではどうでもよいと看過されるものが野田にとって大切なのだ。

脳性麻痺の当事者である稲原によれば、彼女の現象学的当事者研究は、「「障害」という意味現象」(稲原 2018: 33)がいかにして生じるかを、彼女の生きた主体としての「私」の実存の根本構造に遡って問う営みである。その際彼女は「障害の経験は〇〇である」と明確に述定できない自分の「障害の経験」を「実存」(ibid., 34)として捉える。野田の言う「名づけ」からこぼれ落ち、「理由」を持たない「名状しがたきもの」もまたこのような実存の経験であると言える。異なる点があるとすれば、稲原にとって「脳性麻痺」という名づけのもとでなおそこに還元されない彼女の特異な実存経験を解明しようとするのに対して、野田にとってはそもそもそうした名づけからこぼれ落ちること、公的・社会的な根拠づけを欠くことが〈問題〉である。名前や根拠からこぼれ落ちることそれ自体が、名前や根拠を

要求する社会との関係で〈問題〉となっている。かと言って、すでに述べたように、野田は名前や社会的根拠が欲しいわけではなく、むしろそこに回収されないものをそのままに大切にしたいと感じている。単に述定が難しいという事態だけではなく、理由・根拠づけなしの生が〈問題〉になっている。その意味で実存の原事実性の側面が強調されるべきである。広義の原事実性は人間の実存のみに関わるものではないが、実存に関して言えば、実存と原事実性とは別の事柄ではなく、同じ一つの事柄の別の側面である。ハイデガーでは、実存は現存在の自己関係的な存在了解に関わり、事実性は現存在の根源的な根拠に関わる。稲原はこの意味で「実存」の語を使うわけではなく、本稿もハイデガーの意味を厳守するのではないが、自己の実存に関する述定の難しさ、名づけ難さを原事実性の語で表現したい。

(2) 原事実性と社会

本稿で言う原事実性は、自己の存在のみに関わるものではない。そのことは、それが何か社会の下部構造のようなものや手つかずの「自然」だということではなく、存在するもの／こと一切を貫通する次元だということである。人びとが人間の文化や科学技術の成果だと見ているもの、人間の自由な操作や支配の対象と見ているものも例外ではない。一切のもの／ことに原事実性の次元を認めるとは、それらの背後に遡行することができない次元、「根拠の解消しえない暗さ」(Gadamer 1987: 306)、あるいはシェリングの言う「思考の先回りできない最古の *unvordenklich*」次元を認めることだとも言える。あるものに原事実性の次元を認めるということは、それについての何らかの根拠・理由の知に基づいてそれを理解しているということがあくまで分かったつもりでいるだけのことに過ぎないということ、いつまでもどこまでもそうであることを認めることである。それは、分からないから分かるようになるということではなく、分らないものをそのままに許容するという態度につながる。

原事実性についての洞察は、根拠を解き明かすことができるはずだという前提、根拠を解き明かさなければならぬという社会の規範的要求が自明ではないことを教えてくれる。そのような前提や規範・要求を無条件に肯定することをやめ、名前もなく、理由もない生を、その状態を、落ち着いた態度で許容する道を拓くことはできないだろうか。〈できる〉とか〈できない〉とかいう事態もまたその理由なしに許容することができないだろうか¹³。

ラントグレーベによれば、原事実性は人間にとって「〈できる *Können*〉の限界として経験される」(Landgrebe 1976: 187) 次元、つまり、そこにおいて〈できる〉という能力性と〈できない〉という無力感¹⁴とがその理由の理解なしに経験される次元である。それは典型的に

¹³ 筆者が念頭に置くのは「放下 *Gelassenheit*」だが、これのハイデガーにおける一つの意味は「予めそこへ向けて」(GA 13, 66) 考えられないものに対する態度、根拠や目的や〈何〉の表象では予め考えられないものに対する態度である。

¹⁴ 原事実性における無力は、斎藤の「万能であることをあきらめる」(斎藤 2020, 234) こととしての「去勢」にあたるか。斎藤によれば学校には「平等」「多数決」「個性」を重視する「均質化」の局面と、「内申書」と「偏差値」を重視する「差異化」の局面があり、後者は去勢、前者は去勢否認の強制として働くが (Cf. *ibid.*, 235)、偏差値が「去勢の契機」として機能していないことが「大きな問題」(斎藤 2003, 18) だと言う。だが本稿からすれば偏差値は野田の言う一方的な名づけに過ぎない。

は、生まれ死ぬという事実であり、山の草木であれ社会資本や社会制度であれそもそも何かが存在するという事実である。それはまた、なぜか分からないのに、つまり「病名」もないのに「1日ふとんから起き上がれない」こと、「理由」もないのに「重たい身体」や「心」（野田・山下 2017: 81）という事実のことである。

ここでは当事者の〈できる〉ための理由や〈できない〉ことの原因を明らかにして、〈できる〉ようにして、どうすれば社会のなかで自立して生きることができるのか、そのためにどんな支援が必要かという立場からは距離を取る。この考え方は、上で批判した「普通」という規範への／からの疎外の再生産、強化につながる危険がある。

大阪の社会分配研究会のメンバーによって編まれた『自立へ追いたてられる社会』（2020）は、自立を迫る社会を批判的に考察する論文を多く収めている。寄稿者の岡村は、フリースクールや家庭などにおいて「生活の場」が「学びの場」（岡村 2020: 122）へ変容し、教育のいずれの段階においても「学びの自立化・個別最適化」（*ibid.*, 124）が求められているとする。同じく寄稿者の一人岡崎は、学校では「子どもに合った能力の開発」（岡崎 2020: 212）が徹底されていると指摘する。学校の外部を目指したはずのフリースクールなどの「居場所」も、「“多様な自立”を看板に不登校の子どもたちを包摂する「公然化した場所」（*ibid.*, 212）へ変貌している。発達障害も同じ困難の内にある。個人の個性に応じた「きめ細やかな」教育や支援は、個人の〈できない〉ことの原因を探し出して、個人の「特性」に合わせてその社会的能力を開発している。システムチックな資本社会、市場社会は、誰もがその能力を発揮するのが良いことだとして、特定の能力を資源として開発し、自律、自立、勉強、労働へせき立てる。障害・病気を克服して〈普通〉の水準で活躍〈できない〉場合、「ソフトな優生思想」（桜井 2021: 206）のもとで、個別支援という名目で社会内部に留め置かれたままその周縁へやさしく排除され、また病気や障害という診断付きの原因のない場合、社会的規範に基づき、自己の成長・実現の努力を怠っているとされ、「甘え」「怠け」「自己責任」と道徳的非難の対象となる。

現代社会で私たちは一切が説明可能なはずと想定し、そうすべきという規範のもとにあり、一切が人間の自由と責任であるかのような空間へ疎外され、「普通」に〈できる〉と規範的に思い込まれる。原事実性は、社会的な評価と批判のまなざしから自由で、自己の肯定・承認のために理由や条件を求めることができないことを認め——根拠や「名づけ」を拒絶するのではなく、それらが絶対的でも最終的でも不可欠でもなく、ただ仮初めであることを認め——、そこから自由になり、ただ〈ある〉があり、ただ〈ある〉ことそのことから〈ある〉〈できる〉〈できない〉こと自身が肯定／否定される次元、そこで私たちが〈なぜなし〉に生まれ、生き、死ぬことができる次元である。

石川の取り上げるひきこもり経験者も、「ただ生きて、ただ死ぬ」（石川 2007: 213）という約十年のひきこもり経験の末に得た結論を語る。石川はここに「生きることへの意思を自らのなかに認めたということ」、「生きることを覚悟するといった〈意思〉を認めること」（*ibid.*, 215）を見る。石川は、ギデنزの後期近代社会における「何をすべきか？ どう振

舞うべきか？ 誰になるべきか？」という「実存的疑問」と、それらの問いに再帰的に「日々答えていかなければならない」という「存在論的不安」を当事者の生に指摘する (ibid., 238-9)。この不安は、コミュニケーションや仕事を継続するという「日々のルーティーンを通して〈実存的問題〉に答え続けること」(ibid., 232-3)、また「生きることや働くことの意味」(ibid., 229) を考え言葉にすることで解消されるが、そうして「存在論的な安心」を維持できるようになることがひきこもりの一つの出口とされる。ここで石川は、社会の「排他的・攻撃的まなざし」が当事者を「ひきこもらせている」(ibid., 243) と見て、ひきこもりを社会的排除の帰結として、存在論的な安心を欠く〈問題〉と把握する。ひきこもりを怠けなどの恣意的振る舞いであることは否定されるが、同時に「〈実存的疑問〉への答えは、全面的に個々の当事者にまか」(ibid., 229) せるべきとされ、実存的疑問を問うことや「生きることを覚悟する」ことは個人の主体性に委ねられる。対して本稿が論じてきたのは、社会性・主体性以前に当事者の生がそのうちにはただ〈ある〉〈できる〉〈できない〉ことがある原事実性の次元である。

5. まとめ

本稿は、当事者の語りの考察から、本人が「普通」や理由探しの空間へ疎外されているなかで、そこで「普通」にもなれず、自らの存在や状態の理由をもつこともできないことでその空間からも疎外される二重の疎外状態を示した。さらにその根底にある原事実性からの疎外を示し、三重の疎外を示した。本稿で論じたひきこもりは、この疎外に囚われながらも、同時にそこでは生きて行けないと感じ撤退する経験である。ここに、原事実性からの疎外がある。この疎外は、社会参加するための障壁だという見方もできる。だが強調すべきは、原事実性からの疎外という根源的位相である。ひきこもりの示唆する意味の少なくとも一つは、この根源的位相に向けた意味 (= 方向性) である。

ここではもちろん当事者における原事実性の自覚の意義を否定しないが、個々の当事者に積極的に要求もしない。個人の主体的能力、資質、教養、心構え、努力を期待し要求することになるという危惧からである。また単に社会にひきこもりの原因・責任ありとすれば、ひきこもりのもつ社会批判のポテンシャル、原事実性への動向は見失われる。社会批判をすれば、社会的排除だけでなく、それ以前の原事実性から社会規範への疎外を批判的に検討し、社会的排除が〈問題〉化せざるを得ない諸前提を問い直す必要がある。ひきこもりと呼ばれる現象はこうした問いとの関連で、社会規範から自由な生のアクチュアリティ、その可能性を示唆してくれると思われる。

文献

Gadamer, Hans-Georg, 1987, *Neuere Philosophie I. Hegel, Husserl, Heidegger* (=Hans-Georg Gadamer *Gesammelte*

- Werke Bd. 3*). Tübingen: J. C. B. Mohr (Paul Siebeck).
- Heidegger, Martin, 1967, *Sein und Zeit*. Elfte unveränderte Aufl., Tübingen: Max Niemeyer (本資料はSZと略記する) .
- , 1975 ff, *Martin Heidegger Gesamtausgabe*, Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann. (本資料はGAと略記し、アラビア数字で巻数を示す) .
- Landgrebe, Ludwig, 1976, “Faktizität als Grenze der Reflexion und Frage des Glaubens”, in: *Denkender Glaube. Festschrift Carl Heinz Ratschow zur Vollendung seines 65. Lebensjahres am 22. Juli 1976 gewidmet von Kollegen, Schülern und Freunden*. Hg. von Otto Kaiser, Berlin/New York: Walter de Gruyter, S. 173-92.
- 池田喬、2016、「能力と無力感のあいだで——アビリティの現象学序説——」、『UTCP Uchiro Booklet』12巻、9-28.
- 石川良子、2007、『ひきこもりの〈ゴール〉——「就労」でもなく「対人関係」でもなく』青弓社.
- 石原孝二、2018、『精神障害を哲学する——分類から対話へ』東京大学出版会.
- 稲原美苗、2018、「当事者とともに——現象学的質的研究の可能性を考える——」、日本現象学・社会科学会編、『現象学と社会科学』第1号、31-48.
- 大澤真幸、2014、『『現代社会の存立構造』を読む』、真木悠介・大澤真幸『現代社会の存立構造／『現代社会の存立構造』を読む』朝日出版社.
- 岡村優努、2020、「教育機会確保法と「学ぶ主体化」される子どもたち」、広瀬義徳、桜井啓太編『自立へ追い立てられる社会』インパクト出版会、117-132.
- 小田切建太郎、2020、「動(詞)的観点から見た事実性の射程と限界」、『立命館文學』665号、224-238.
- 、2022、「疎外と抵抗——関係性から見たひきこもり」、『倫理学研究』52号、関西倫理学会編、156-167.
- 木村史人、2021、「ひきこもりについての実存論的解釈」、『立正大学文学部研究紀要』37号、49-100.
- 河野哲也、2017、「当事者研究と「教育学」」、『みんなの当事者研究 臨床心理学 増刊第9号』金剛出版、56-60.
- 草野智洋、2010、「民間ひきこもり援助機関の利用による社会的ひきこもり状態からの回復プロセス」『カウンセリング研究』第43巻第3号、日本カウンセリング学会、226-235.
- 厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業、2010、『ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン』.
- 斎藤環、2003、『OK? ひきこもりOK!』マガジンハウス、8-60.
- 、2014、『「ひきこもり」救出マニュアル 理論編』ちくま文庫.
- 、2016、『ひきこもり文化論』ちくま学芸文庫.
- 、2020、『社会的ひきこもり 改訂版』PHP研究所.
- 桜井啓太、2020、「依存の復権論・序」、広瀬義徳、桜井啓太編『自立へ追い立てられる社会』インパクト出版会、34-53.
- 桜井智恵子、2021、『教育は社会をどう変えたのか——個人化をもたらすリベラリズムの暴力』明石書店.
- 野田彩花、山下耕平、2017、『名前のない生きづらさ』子どもの風出版会.
- 広瀬義徳、2020、「自律・自立した個人という幻想と「共生」の根拠」、広瀬義徳、桜井啓太編『自立へ追

立てられる社会』インパクト出版会、18-33.

見田宗介、1996、『現代社会の論理——情報化・消費化社会の現在と未来』岩波新書.

山下耕平、2009、『迷子の時代を生き抜くために——不登校・ひきこもりから見えてくる地平』北大路書房.

——、2021年11月16日閲覧、ブログ記事「学校への疎外、学校からの疎外」
(<http://bokan.blog.shinobi.jp/Entry/139/>) .

(おたぎり けんたろう・立命館大学)